

Evidentiary Doc. 2290

2

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2287 to 2294 inclusive

28 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Manchuria Year Book, 1933, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940; Japan-Manchukuo-China Industrial Year Book, 1939, 1940

Date: as above Original  Copy  Language: Japanese

Has it been translated? Yes  No

Has it been photostated? Yes  No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Economic aggression in Manchuria

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Manchurian Yearbook contains information on the following: Manchurian history, geography, politics, finance, defence, commerce, social organization, etc., and a list of banks and companies with their capitals. The books are published by the HANSHU-NICHI-NICHI-Press in DAIREN.

Japan-Manchukuo-China Industrial Yearbook (for dates see above) is published by the Japan-Manchukuo Industrial Press in OSAKA. Contains articles on the industrial world of the three countries, laws of the three nations pertaining to economy and finance, industrial statistics and tables, etc.

Copies of these documents can be obtained in the Document Division by asking for the following document numbers for corresponding years:

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl  
Page 1

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl - Page 2 - SUMMARY Cont'd

Doc. No. 2287	Manchurian Yearbook	1933
Doc. No. 2288	" "	1936
Doc. No. 2289	" "	1937
Doc. No. 2290	" "	1938
Doc. No. 2291	" "	1939
Doc. No. 2292	" "	1940
Doc. No. 2293	J.M.C. Industrial Yearbook	1939
Doc. No. 2294	" " "	1940

Analyst: Lt Wilds

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl  
Page 2

1938

#2290

SA10094

23

滿洲年鑑

Proj. No.	256
S. A. No.	044B
Sack No.	35
Item No.	23

2598.

滿洲日日新聞社發行

滿洲年鑑

P
456

新聞社

2786

#2290

セイロン産  
B.O.P. 紅茶

東亞研究所  
藏所  
鷹宗

元 齋 苑

株式會社 日滿盛進洋行  
大連市山縣通五  
電話(2)四七五八  
支店 遼通・縣錦 天本所張出



P  
456

# ルービロポツ

天下一品!

うま  
つめた  
最初の乾し



宮内省御用理  
大日本麥酒株式會社

富豊養滋  
ルービ黒ロポツサ

飛行機で



空の旅行計畫斡旋  
航空券發賣  
航空貨物受付  
臨時飛行受付  
宣傳  
遊覽

滿洲内の旅は

滿洲航空株式會社

HŌ-BUIL HOTEL  
HŌTEN



奉天全日

内容 外観 共に全滿一の大ホテル!!

◆客室數 和洋一百八十六室

◆室料金 壹圓九拾錢より六圓迄

◆設備 各種娛樂室、浴室、宴會場、美粧院等々最新式ホテルとしての設備完備

◆位置 大奉天市の重要地區の中心に位し奉天驛より徒歩十分時

◆サービス 一百數十名の従業員一同「誠實」「親切」をモットーとして奉仕致して居ります

奉天住吉町五番地

ホービルホテル

電話代三―四四二―番



# 大連石炭商組合

大連	佐藤組	3-1811	東華公司	3-1817
	共同組	3-1813	東萊洋行	3-1817
	鶴田號	3-1815	大宮組	3-1817
	宮崎商會	3-1817	熾昌厚	3-1819
	宏昌洋行	3-4188	庶務會計	3-3564
			集金	3-2248
沙河口	共同販賣所	4-9066	聖徳街 山吹町	以西の御註文
		4-9433		
		4-9383		
		4-0271		
若松町	共同販賣所	5-1131	櫻花臺	以南の御註文
寺兒溝	共同販賣所	2-8484	朝日廣場	以東の御註文



ヒゲタ醬油

ポトワイン

キリンビール

元賣發

店支連大店商塚肥 名社合會

番六三〇七(二) 長話電  
番九七二二(三)  
番〇八一連大替振



# 火災保險

創業 明治二十六年

海上保險・運送保險・傷害保險・自動車保險



**大阪海上保險株式會社**

本社 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地  
 新京支店 新京八島通四十一番地

**火災保險代理店**

滿洲國主要都市ニ在リ

新京支店 新京八島通四十二番地



**攝津海上保險株式會社**

取締役會々長 村田省藏  
 專務取締役 桂一郎  
 所在 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地

武生製紙所  
 特種製紙株式會社  
 株式會社西野製紙所  
 株式會社丸井工場

總代理店

和紙 洋紙 鳥之子紙 薄葉紙  
**紙問屋**

大阪市西區靱上通壹丁目

**丸三合名會社**

電話土佐堀(44) 四二二六九番  
 四二二四番

振替口座大阪貳七九六九番  
 電信略號 〇三

# 器紙・刷印般一

刷印(版凸)版活な確正明鮮

刷印(版平)トツセフオな麗鮮彩色

刷印(版凹)ヤヒラダ的な真寫

## 目種業營

帳簿、紙器類	パンフレット	繪葉書、寫真帳	レツテ帳	地圖、切符	ボス、タ	雜誌、證券	カ、タ、ロ、グ	書籍、新聞
--------	--------	---------	------	-------	------	-------	---------	-------



## 社 洋 大

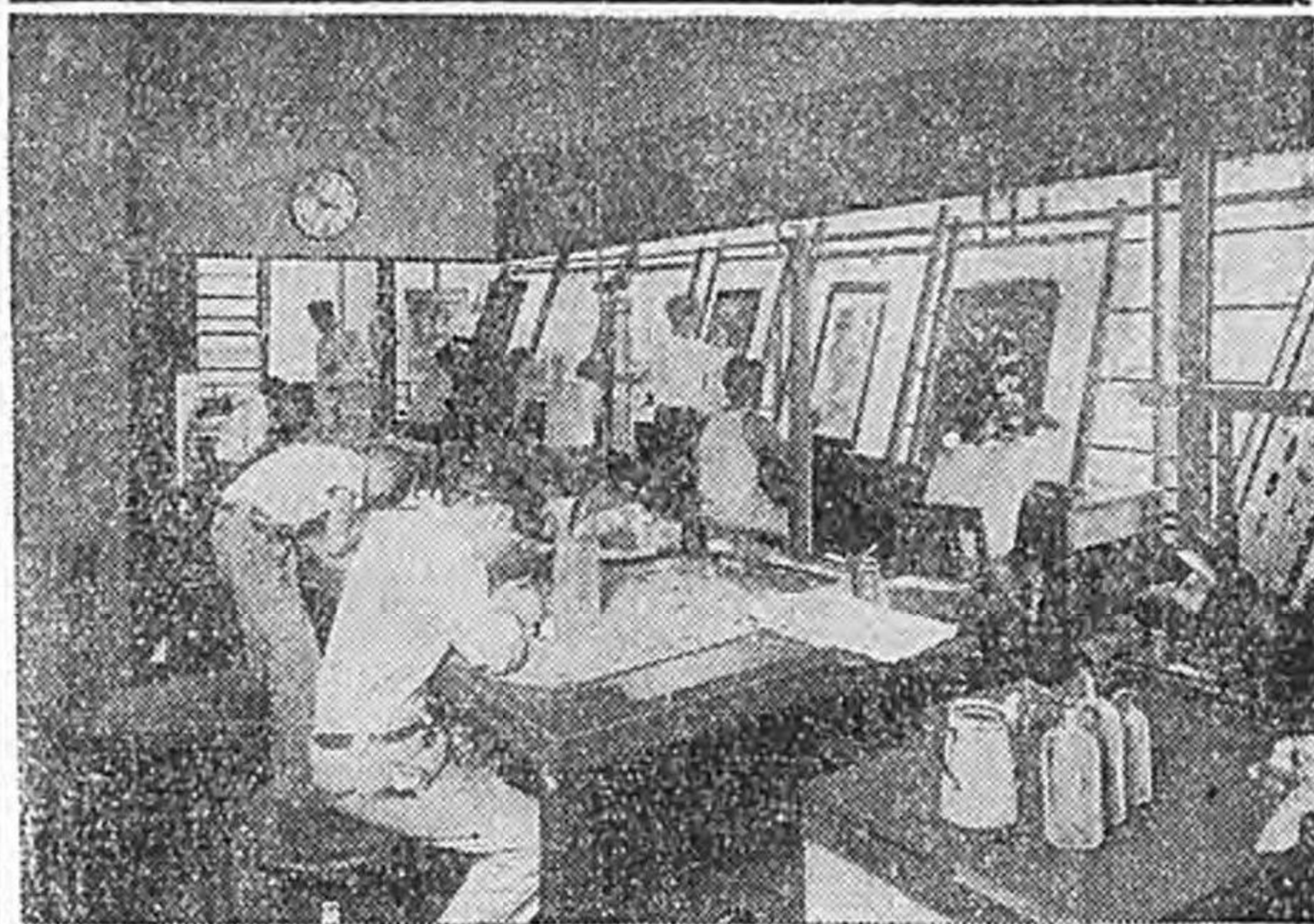
造健森金者表代

目丁二通南堀戸江區西市阪大 社 本  
番四四九六・七五七<sup>44</sup>堀佐土話電

地番三目丁二通南堀戸江區西市阪大 場工版凸  
番四四九六<sup>44</sup>堀佐土話電

地番七十目丁二通北區西市阪大 場工版平  
番七六四二<sup>44</sup>堀佐土話電

# 版製真寫トホ スセロプ



(部一の室チツタレ)

..... 版製真寫版平色多.....

切一物小りよ版全六四・版製一タスホ種各

徴特の社本は版平色三

地番<sup>四七</sup>/<sub>五七</sub>目丁二町本仁大區川淀西市阪大

## 社 畫 版 川 谷 長

番八四〇二<sup>(45)</sup>島福話電

OKAYA & CO., LTD.

宗

營業種目

- 一、鐵、鋼材、銑鐵
- 一、合金特殊鋼材
- 一、亞鉛引平浪板、鐵線
- 一、銅真鍮、諸雜鑄類
- 一、銅、鐵管、鐵手、ベルブコック
- 一、諸機械器具、工具、ベルト
- 一、水道用品鉛管衛生陶器
- 一、電氣機械、配電盤、計器
- 一、メトロ電球、電線
- 一、コンヂットチニープ類絶縁材料
- 一、ナシヨナル製品一般
- 一、電柱用亞鉛鍍金物
- 一、一般鐵工業、製作修理
- 一、輸出入貿易業
- 一、雜貨、藥品類

株式岡谷商店大連出張所

大連市紀伊町六十四番地(泰平)

電話代表(2) 一七六  
三笠町倉庫(2) 六三七三  
受電略號(タイレン、ササソウ)

株式岡谷商店奉天事務所

奉天琴平町十三番地

電話(3) 二七〇七  
受電略號(ホウテン、ササソウ)

邦文タイプライター



一絲亂れざる  
整然とした印書は  
作成した文書に  
氣品をそへます

邦文タイプライターには  
如何なる事務所にも適す  
る各種形式の機械があり  
ますから用途によつて機  
械をお選び下さい。

御申越次第型録拜呈

社 本  
目丁一町實區橋京市京東  
店支連大  
地番五〇一通縣山市連大

社會式株-タイラプイタ本日

# イコンタシックス 6×6

6×6判の普及に伴つて現れたイ  
コンタシックスはスーパーシツク  
スから距離計とフィルム自動捲上装  
置を取去つたカメラでボテレリー  
スと透視ファインダーの装置に依つ  
て極めて速に便利に出来て居り  
ます。



## 大連定價

- ノバ-F 4.5 テルマシヤター  
¥ 100.00
- ノバ-F 4.5 クリオシヤター  
¥ 121.00
- ノバ-F 3.5 コンバシヤター  
¥ 142.00
- デツサー-F 3.5 Rコンバ  
¥ 195.00

大連市磐城町二〇（日活館前）

## 木村洋行

奉天・新京・哈爾濱・チ、ハル・奉天城内

# 酒源氏

## 東洋醸造株式會社

静岡縣田方郡田中

- 大連出張所 大連市對馬町74  
電話 2-2032番
- 滿洲工場 開原隆盛街24  
電話 15番
- 奉天出張所 奉天福葉町10  
電話 3-6202番

①一般伸銅品(板・管・棒・壓搾加工品等)輕合金(マグネシウム合金・デュラルミン其他)  
 ②鐵道及軌道用車輪・車軸・外輪其他一般鑄鐵品・鑄鋼品・鍛鋼品・特殊鋼等  
 ③鋼管(冷間引拔及熱間仕上繼目無)瓦斯管・各種壓縮瓦斯容器等



# 住友金屬工業株式會社

本店(營業所)

大阪市此花區島屋町三七

## 製品種目

熱間仕上繼目無鋼管  
 繼目無瓦斯管  
 電線管 (コンデットチューブ)



# 滿洲住友鋼管株式會社

本社  
 出張所

滿洲鞍山工場地區  
 大阪市此花區島屋町三七

## 製品概目

各種起重機並輸送裝置  
 選鑄・製鍊用機並設備ノ設計  
 B式電氣爐  
 同轉式並往復動式壓縮機

グリナイワルト式燒結裝置  
 硫酸製造裝置(ベタルセン式セルデン式)  
 耐酸・耐熱・高級鑄物



# 住友機械製作株式會社

愛媛縣新居濱町

製品、電線、電纜、OF式コンデンサー、キゲタロイバイト外



# 株式會社 住友電線製造所

滿洲 日本電氣株式會社  
 總代理店 大連、奉天、新京、哈爾濱

<b>曆新</b> 大 一 三 五 七 八 十 十二 小 二 四 六 九 十一 申 庚		<b>曆舊</b> 大 正 二 五 七 九 十 小 十三 三 四 六 七 八 十一 子 甲	
元 始 祭 一 月 一 日 地 久 節 三 月 六 日 春 季 皇 皇 祭 三 月 廿 一 日 神 武 天 皇 祭 四 月 三 日		天 長 節 四 月 廿 九 日 秋 季 皇 皇 祭 九 月 廿 四 日 神 嘗 祭 十 月 十七 日 明 治 節 十 一 月 三 日 新 嘗 祭 十 一 月 廿 三 日 大 正 天 皇 祭 十 二 月 廿 五 日	
<b>の 國 洲 滿</b> 春 季 皇 皇 祭 三 月 廿 一 日 春 季 皇 皇 祭 三 月 廿 一 日 春 季 皇 皇 祭 三 月 廿 一 日		<b>祝 祭 日</b> 清 明 節 三 月 三 日 宣 慰 節 五 月 二 日 中 秋 節 九 月 三 日 秋 季 皇 皇 祭 十 月 十七 日 秋 季 皇 皇 祭 十 月 十七 日 秋 季 皇 皇 祭 十 月 十七 日	
<b>專 行 中 年</b> 小 大 小 大 小 大 小 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節 節		<b>そ の 他</b> 夏 季 皇 皇 祭 七 月 廿 二 日 中 秋 節 九 月 三 日 秋 季 皇 皇 祭 十 月 十七 日 秋 季 皇 皇 祭 十 月 十七 日 秋 季 皇 皇 祭 十 月 十七 日	
<b>日 曜 表</b> 一 月 二 日 九 日 十 六 日 廿 三 日 卅 日 二 月 六 日 十三 日 廿 日 廿 七 日 三 月 六 日 十三 日 廿 日 廿 七 日 四 月 三 日 十 日 十七 日 廿 四 日 五 月 一 日 八 日 十五 日 廿 二 日 廿 九 日 六 月 五 日 十二 日 十九 日 廿 六 日 七 月 三 日 十 日 十七 日 廿 四 日 卅 一 日 八 月 七 日 十四 日 廿 一 日 廿 八 日 九 月 四 日 十一 日 十八 日 廿 五 日 十 月 二 日 九 日 十六 日 廿 三 日 卅 日 十 一 月 六 日 十三 日 廿 日 廿 七 日 十 二 月 四 日 十一 日 十八 日 廿 五 日		<b>西 曆 千 九 百 三 十 八 年</b> 一 月 廿 八 日 二 月 廿 九 日 三 月 廿 七 日 四 月 廿 五 日 五 月 廿 四 日 六 月 廿 二 日 七 月 廿 一 日 八 月 廿 日 九 月 廿 九 日 十 月 廿 八 日 十 一 月 廿 六 日 十 二 月 廿 五 日	



**Rolleiflex**

**新時代の  
最高峰の  
寵兒！**

**ローライフレックス  
ローライコード**

一九三六年度  
倫敦ヘラルド社の  
世界的寫眞懸賞募集に壹等  
賞入選邦貨七萬圓を獲得せ  
るは  
我ローライ寫眞なり



目次

法による地方税一覽、日本國民に税法の適用、稅務監督署、稅務監督署出張所、稅捐局、稅捐局の名稱位置及管轄區域、現行內國稅體系表、內國稅收入體系別表、租稅收入機關別表、租稅收入稅種別表

專賣制度……………九  
 概説、阿片專賣、石油專賣、鹽專賣、火柴專賣  
 關稅制度……………一〇  
 概説、關稅の整備、保稅區域一覽表、稅關機構、稅關一覽表、關稅率の改正  
 公債及借入金……………一〇  
 國債優遇法、國債現在高減價基金……………一〇  
 日本側の財政……………一〇  
 沿革、現制、最近四年間租稅賦課成績、國費會計特別會計議入議出決算四年比較表、地方費會計收

入支出豫算四年比較表、官有財政、昭和十二年度關東局特別會計施行豫算昭和十二年關東州地方費收入豫算、同支出豫算  
 治法一部撤廢と滿鐵附屬地課稅……………一三  
 營業稅令、滿鐵附屬地印紙稅令  
 州内の諸稅改正……………一三  
 酒稅令及煙草稅令改正、三消費稅の新設、所得稅令の改正、北支事件特別稅實施、出征軍人の租稅減免及猶豫、爲管理辦法強化  
 自治體の財政……………一四  
 市の財政……………一五  
 現制、大連市議入出、大連市特別會計基本財源歲出入、大連市特別會計恩賜基本財源歲出入、大連市特別會計市營住宅經營歲出入、大連市特別會計實業經營歲出入、大連特別會計吏員退職死亡給與

金歲入出、大連市特別會計中央卸賣市場經營歲入出、旅順市歲入歲出  
 會屯の財政……………一六  
 關東州會議入議出決算  
 滿鐵附屬地歲計……………一六  
 滿鐵附屬地課稅、課稅の種類、滿鐵附屬地課稅金戶數別賦課率  
 日本側の租稅……………一六  
 關東州の稅率……………一六  
 國稅、營業稅、雜稅、土地增加稅

通貨・金融……………一七  
 通貨……………一七  
 概説……………一七  
 貨幣制度……………一七  
 國幣の發行……………一七  
 造幣、發行、滿洲中央銀行紙幣發行額及準備額、鑄貨、滿洲中央銀行鑄貨發行額  
 外國通貨……………一七  
 鈔票廢止、鮮銀券廢退

四  
 通貨政策……………一七  
 概況、日滿爲替相場、滿洲對外爲替相場  
 金融……………一七  
 滿洲國側の金融……………一七  
 概況、滿洲中央銀行標準金利、滿洲興業銀行標準金利、主要都市普通銀行利率主要都市普通銀行貸出利率、整理公債法  
 滿洲中央銀行……………一七  
 組織、本支店所在地、業務概況、各期末預金、各期末貸出殘高、內國爲替取組高  
 滿洲興業銀行……………一七  
 滿洲興業銀行法、興業銀行設立前後の事情、營業所々所在地、第一期決算概要  
 全國普通銀行……………一七  
 概況、銀行法制定、弱少銀行の整理、普通銀行の強化、內國普通銀行一覽表  
 內國日本系銀行一覽表  
 金融合作社……………一七

貿易

目次

沿革、金融合作社一覽、金融合作社業務概況  
 大興股份有限公司……………一八  
 當舖……………一八  
 外國銀行……………一八  
 中國系銀行、日本系銀行  
 歐米側銀行  
 日本側の金融……………一八  
 銀行業、在滿邦人銀行一覽、日本側銀行預金及び貸出高、日本側主要銀行別勘定、三大都市手形交換高、對外爲替關係、滿洲對外爲替相場、主要都市銀行爲替受拂高  
 其他の金融機關……………一八  
 金融組合、都市金融組合業務概況、村落金融組合業務概況、東洋拓殖會社東拓滿洲支店貸付高、無盡業、無盡會社一覽表、留屋、關東州附屬地留屋業態、郵便爲替、郵便貯金、郵便貯金預入拂戻高郵便振替貯金……………一八

貿易界の一年……………一九  
 概論、保稅制度の新設、滿鐵貿易協定三箇年延長貿易緊急統制法期間延長全滿貿易累年比較、最近三箇年間月別貿易、同上半期百分率  
 康徳三年度貿易……………一九  
 概論、主要貿易品、國別貿易、稅關管區別  
 主要貿易品……………一九  
 主要輸出品、主要輸入品  
 主要國別貿易額……………一九  
 稅關別貿易比較、對日本貿易主要品別、對朝鮮貿易主要品別、對支那貿易主要品別、對滿洲貿易主要品別、對英國貿易主要品別、其他各國主要品別  
 南滿三港出入船舶國籍別……………一九  
 昭和十一年度關東州貿易……………一九

康徳四年度上期貿易……………一九  
 關東州貿易累年比較、關東州主要貿易品、大連港延量貿易累年表、主要輸入貨物延量、主要輸出貨物延量  
 商業……………二〇  
 商業機關……………二〇  
 日本側の商業機關……………二〇  
 商工會議所、日本商工會議所一覽、商工會議所內容、實業會內容、同業組合、滿洲輸入組合、各地組合現勢、滿洲輸入會社、滿洲輸入會社仕入成績、全滿各府縣駐在員、奉天貿易商組合、滿鐵社員消費組合、反消運動、各地貿易商、日滿實業協會、日滿商業團體聯合會

滿洲國側商業機關……………二〇  
 商會、商務會、商務會一覽  
 取引所……………二〇  
 日本側取引所……………二〇  
 取引所及び取引擔保會社  
 官營取引所一覽、官營取引所特種物先物取引高、同現物取引高、大連株式商品取引所、滿洲取引所、安東取引所、哈爾濱貿易所  
 滿洲國側取引所……………二〇  
 取引所合同問題  
 市場……………二〇  
 概況、團體方法による卸賣市場、組織的小賣市場、非組織的小賣市場、東亞見本市、第二回東亞見本市商品別約定高、同地方別約定高、北支見本市、第四回北支見本市商品別約定高、同地方別約定高  
 保險事業……………二〇



目次

損害保険、同州内外計、生命保険、同州内外計、徴兵保険州内外計、簡易生命保険、郵便年金、滿洲國郵政生命保險

倉庫業 滿洲國側の倉庫業、滿鐵の倉庫業、同貨物受拂高保稅倉庫、滿鐵以外の倉庫業

物價・貨銀・諸相場 内外卸賣物價指數、新卸賣物價別指數、新京重要商品物價指數對照表、大連卸賣物價指數、大連小賣物價指數、滿洲主要都市小賣物價指數比較、大連基準各地小賣物價指數比較、大連労働物價指數、特選物現物相場、大連市場綿絲布現物相場、大連主要取引相場

經濟大觀 日滿統制經濟

民間進出の歡迎、滿洲國重要産業統制法、關東州重要産業統制令、特殊會社、滿洲國特殊會社及び準特殊會社、日滿經濟共同委員會、産業五箇年計畫、日滿經濟會議及び北支那經濟開發會議、北支那經濟開發日滿一體産業五箇年計畫、支那事變と五箇年計畫、日本の對滿投資、事變後對滿投資一覽表

經濟産業の一年 天津電業公司の設立、滿鐵石炭液化企業化、滿鮮拓殖公司設立、商租整理法發布、鈔票廢止、滿鐵制收正、日滿商事設立、滿洲輕金屬會社設立、滿洲生保設立、保稅倉庫設置と保稅檢査開始、滿洲國經濟路線設計畫決定、滿洲興業銀行の設立、松花江水力發電官制、對滿第一次移民數決定、滿洲國の鹽政統一、滿洲中

銀の利下げ、國佳線全通、關東州滿洲附屬地及滿洲國の爲務管理強化、滿洲國興業金融公債法公布、寸專賣法實施、社線鐵道運賃國線化、滿鐵十二年度豫算認可、滿洲國重要産業統制法、滿洲國貿易緊急統制法存續決定、滿洲國產金買上法改正、滿洲國政審議會委員會、滿洲貿易協定延長、滿洲國郵政儲蓄金利下げ、滿洲中銀東京支行開設、農事合作社設立要綱、關東局所得稅令改正、暴利取締令公布、國營生保實施、滿洲農作物第一回收穫豫想、滿拓公社設立、滿洲合成燃料成立、滿洲畜産公司創立、滿洲北支事務局設置、鋼材輸入稅免除、關東州北支事件特種稅、昭和製鐵所増産計畫、鴨綠江水力發電官制、私設鐵道補助法、滿洲大豆科

六

公司設立、滿洲重要特産物國營檢査法、關東州實業組合令

農業 自然的條件、發達過程

耕地 滿洲國耕地統計、興安四省耕地統計、關東州滿鐵附屬地耕作面積

農家戸數 滿洲農家戸數、關東州滿鐵附屬地農家戸口、滿洲國人種別農收林從業者人口

作物一般 農作物種類、分布狀態、主要農作物累年作付面積、同累年生產高、關東州及附屬地農作物作付段別、同收穫高

農作物收穫豫想調査 農作物收穫豫想調査、關東州及附屬地農作物收穫豫想調査

畜産施設 日滿綿羊協會

林業 森林の概況、森林面積及立木蓄積量、主要樹種、木材需給狀況、生産狀況、市場及市價、輸出入狀況、消費狀況、累年木材生産量及輸入量、並消費數量

滿洲國の林政 概況、林政機關、全國營林署一覽、林場權の整理、國有林野の管理、官行研伐事業、集團伐採、國有林伐採の警備、運材施設、施業案の編成

林業會社 概況、滿洲林業股份有限公司、鴨綠江探木公司、中東滿洲探木公司、バルブ工業會社

七

作物豫想收穫高(省別)同(沿線別)

大豆 改良増産計畫、康德四年度大豆豫算收穫高、康德四年度高粱收穫豫想、康德四年度高粱收穫豫想、康德四年度粟收穫豫想、康德四年度粟收穫豫想、康德四年度玉蜀黍收穫豫想、康德四年度玉蜀黍收穫豫想、小麥 増産計畫、康德四年度小麥收穫豫想、水稲 康德四年度水稲收穫豫想、陸稻 康德四年度陸稻收穫豫想、特用作物 棉花増産五箇年計畫、麻實、康德四年度麻實收穫

豫想高、荏(蠶子)、康德四年度荏(蠶子)收穫豫想高、ケナフ、亞麻、煙草、康德四年度煙草收穫豫想高、その他、忽布、青麻、葛麻、罌粟、甜菜、果樹、關東州果物栽培成績、養蠶、作蠶、家蠶、關東州蠶繭、鐵附屬地蠶繭年産額

農業政策 概説、農政機關、指定農村振興方針、農業關係調査、滿洲國農業政策審議委員會、農業開發五箇年計畫、農事合作者問題、農事試驗場

農業團體 滿洲農業團體中央會、滿洲農事信用組合、滿洲特産中央會、主要農業團體一覽、滿洲農業團體中央會所屬

畜産 概説、畜産經營形態、畜産の頭數、滿洲國省別家畜頭數、滿洲國省別家畜飼養戸數、關東州並滿鐵附屬地家畜累年別表、同家畜屠殺頭數、同家畜數表

家畜概説 牛、馬、驢、騾、豚、種羊、種類別綿羊產毛量表、山羊、其他、畜疫、畜産市場及屠殺頭數、家畜交易市場法及屠宰場法

畜産品 毛皮及毛産品、皮革、獸骨乳及乳製品、畜産加工工業

水産

滿洲國の漁業……………三五

概況、北滿淡水漁業、漁撈法、取引状況、南滿海洋漁業、主要魚種、魚湖、魚場一覽、漁撈法、取引状況、南滿漁業一覽表、南滿漁業態一覽表、滿洲國水産行政施設、滿洲國漁會

關東州の漁業……………三〇

概況、漁場、漁法、關東州漁業戸口、同漁船、同漁具、同漁獲高、同漁獲高累年表、同漁獲別漁獲高、水産製造業、關東州水産製造高累年表、養殖業水産試驗場、關東州水産會、同魚市場、同取扱高、關東州漁船漁業組合、關東州魚港問題

鹽業……………三五

概況、關東州鹽生産消費

鑛

概況……………二〇

鑛業……………二〇

鑛區……………二〇

鑛區及面積一覽、鑛業法令施行前許可の鑛區數及

鑛業政策

面積新出願に依る鑛業權設定登録件數、鑛業監督署別鑛權新出願件數總括表、鑛業監督署別鑛行鑛山表

鑛業行政組織、鑛業關係法規、鑛業關係特殊會社

石炭……………二五

滿鐵附屬炭坑……………二五

撫順炭礦、魯蒙炭礦、火石炭礦、牛心炭礦、老頭兒溝炭礦

滿洲炭礦會社……………二五

復州炭礦、八道溝炭礦、X山炭礦、鶴崗炭礦、西安炭礦、北票炭礦、火石炭礦、X炭礦、滿洲出炭成績、滿洲石炭販賣實績、五箇年販賣計畫、滿洲石炭需給大勢

鐵鑛……………二五

滿洲國鐵鑛生産數量、鐵

金

鑛埋藏量、喇兒維鑛、弓張嶺鑛、歪頭山鑛、牛心窩鑛……………二七

滿洲の産金地、滿洲採金會社統制下鑛區産金量、産金増産計畫、熱河鑛業會社

オイルシエール……………二八

輕金屬原鑛……………二九

マグネサイト、軟質耐火粘土、硬質耐火粘土

その他鑛産……………三〇

石油、滑石、その他

工業……………三〇

概況、工業大別、滿洲國工場統計、關東州並滿鐵附屬地工場數、滿洲主要鑛工業生産額、大連主要工業生産額、經營許可事業工業施設機關……………三一

大豆工業

滿鐵中央試驗所、大陸科學院、工業博物館、工業家團體

工業關係調査……………三三

全國主要工場調査、重要工業特殊調査

大豆工業……………三五

油房、製油法、全滿油房概數、全滿混保豆粕製造油房、滿洲油房豆粕生産數量、各地油房月別豆粕生産高、滿洲大豆工業會社

食料品工業……………三六

製粉工業、邦人の製粉業、製糖業、高粱酒釀造業、高粱酒生産高、日本酒釀造業、日本酒釀造高、麥酒釀造業、醬油味噌釀造業、醬油釀造高、味噌釀造高、精米業、製氷業、製水高

纖維工業……………三九

柞蠶糸工業、絹糸布工業

化學工業

滿洲紡績現勢、毛織工業、製紙工業、バルブ工業、製糖工業

化學工業……………三三

石炭液化工業、頁岩油工業、アルコール工業、石油工業、硫酸工業、製鹽及曹達工業、硬化油工業、石鹼工業、塗料工業、染料工業、燐寸工業、滿洲燐寸工業現勢

金屬工業……………三五

滿洲輕金屬會社、日滿アルミニウム會社、日滿マグネシウム會社、昭和製鋼所、其他

機械器具工業……………三七

大連機械製作所、大連船渠鐵工會社、滿洲工廠、滿鐵々道工場、滿洲機械工業公司、同和自動車工業會社、奉天造兵廠、滿洲通信機公司、滿洲計器公司

窯業

洋灰工業、洋灰會社一覽

煉瓦工業、陶磁器工業、硝子器製造、板硝子製造、石灰工業、ドロマイト工業

雜工業……………三九

蠶草工業、畜産工業、林材工業、士林建築業、昭和十一年度全滿士林建築工事高

電氣瓦斯工業……………四〇

電氣事業……………四〇

總設、事業及技術統制、周波數統制、電壓統制、現狀、全滿發電設備容量

全滿電氣需索狀況、滿洲電業株式會社、地方別電燈需索狀況

瓦斯事業……………四二

南滿洲瓦斯株式會社、瓦斯製造及供給狀況

交通・通信……………四六

鐵道……………四六

滿洲の鐵道

滿洲の鐵道……………四六

鐵道總局所管、私設所道所管

鐵道總局……………四七

組織一覽表、所管各線一覽、營業狀態、旅客關係貨物關係

鐵道及港灣建設……………四七

旅館、國線旅館營業收支、社線旅館營業收入、港灣及水運、大連埠頭營業收入、自動車經營

產業施設……………四九

農業關係、畜産關係、林業關係、鑛業關係、水産關係、商工業關係、副業關係、土地城市街經營

福祉施設……………五〇

路警務及警路施設……………五〇

鐵道自警村、愛護村現況一覽表

鐵道運賃諸規程……………五二

貨物運賃率、農産移民特定運賃、日滿直通小口扱貨物特定運賃、日鮮滿蒙運賃運送規程、空陸旅客及び荷物運送規程規則、

客貨運送規程、保稅運送規程及び保稅倉庫營業規程  
 金福鐵道……………三〇一  
 昭和十一年度損益計算書  
 X 棧鐵道……………三〇一  
 關立鐵道……………三〇一  
 開豐鐵道……………三〇一  
 齊島鐵道、溪成鐵道  
 私設鐵道補助法……………三〇一  
 私設鐵道補助法……………三〇一

南滿洲鐵道株式會社

會社の設立、資本及び株式社債、社債募集及償還狀況、利益配當、貸借對照表、監事官廳、會社の組織、會社の組織一覽表、社員、會社の事業、事業費、營業收支、關係會社一覽表  
 自動車……………三〇四  
 概説、自動車運輸事業の統制及特許、鐵道總局自動車事業、自動車營業路線、自動車營業收支

水運

滿洲國民營自動車……………三〇七  
 民營自動車運輸事業一覽表  
 大連都市交通  
 水運……………三〇七  
 概説……………三〇七  
 水運行政  
 北滿の水運……………三〇七  
 概説、北滿河川航域料程  
 北滿河川航行商船數、船舶旅客數、河川貨物運輸量、松花江、黑龍江、烏蘇里江  
 南滿の水運……………三〇七  
 遼河、鴨綠江  
 海運……………三〇七  
 概説、滿洲國置籍船、關東州置籍船一覽、海運市場、大連積出運賃累年表  
 大連港……………三〇七  
 概説、各港との距離、大連港の管理、大連港の貿易大連港の營業及作業、國別輸出入貨物累年表、昭和十一年度大連港主要輸出貨物表、同輸入貨物表、董埠船國別隻數噸數一覽、大連埠頭事船人員年別、大連埠頭上陸人員年別  
 施爾港……………三〇七  
 概説、輸出入貨物累年表  
 安東港……………三〇七  
 概説、港灣設備、各港との距離、輸出入貨物累年表  
 營口港……………三〇七  
 概説、埠頭設備、各港との距離、輸出入貨物累年表、著埠船國別累年表  
 北鮮三港……………三〇七  
 日本各港との距離、北鮮の配船關係、北鮮三港主要航路、自北鮮三港至日本主要港運賃、羅津港、清津港、雄基港  
 其他……………三〇七  
 臺灣島築港問題、普蘭店港  
 道路……………三〇七  
 建國以前の道路……………三〇七  
 政策、道路概況、各省別現存主要道路延長橋梁

航空

渡船場數  
 建國後の道路網……………三〇七  
 概況、道路橋梁新設維持改良延長表、國道竣工路線總工事費延長表、道路行政、康德四年度道路工事施行概況、地方土木費中純工事費一覽表、建設並改良延長表、將來の計畫概要、康德五年度道路旅行豫定延長  
 新京の街路網……………三〇七  
 道路計畫、街路系統、舖裝道路  
 關東州、滿鐵附屬地  
 關東州内、鐵道附屬地  
 航空……………三〇七  
 總説、日本航空會社經營航空路、超過手荷物滿洲行手荷物、惠通公司遊覽飛行、滿洲航空會社、航空路及旅客運賃手荷物  
 通信……………三〇七

日本側の通信……………三〇六  
 沿革及制度、通信機關累年比較、郵便、通常郵便物數、小包郵便物數、遞送距離、郵便線路里數  
 東京大連間航空郵便發着表、東京新京間航空郵便發着表  
 滿洲國側の通信……………三〇六  
 概説、郵政飛躍の跡、郵政機關、全國郵局所累年比較、管理局別郵政所數  
 郵便物取扱數、三大都市郵便物數、郵便法、速達郵便  
 日滿通信關係……………三〇六  
 日滿郵便條約、日滿航空郵便、日本向航空速達郵便、日滿間小包通關、日滿間電信電話  
 滿洲電信電話會社……………三〇六  
 概況  
 電報……………三〇六  
 有線電信、有線電報取扱數無線電信  
 電話……………三〇六  
 電話取扱局所及加入者數

移民

通話度數、日滿電話、日滿通話ケーブル完成、電信電話線路米數、放送事業、ラヂオ聴取者數  
 邦人移民……………三〇六  
 事變の概況……………三〇六  
 保險兵移民、金州愛川村大連農事會社  
 事變後の移民計畫……………三〇六  
 移民部創設、新京移民會議  
 自衛移民……………三〇六  
 第一次滿蒙村、第二次千振郷、第三次綏綏開拓組合、第四次城子河移民團、第四次哈達河移民團、第五次各移民團  
 自由移民……………三〇六  
 林業移民、鐵路自警村移民、天昭園、天理教村、鏡泊湖園村、呼倫貝爾開拓組合  
 各移住地現況……………三〇六  
 各移住地年度別耕作面積  
 昭和十一年各移住地主要

鮮農移民

沿革、安全農村  
 滿鮮拓植股份有限公司  
 滿鮮拓植の移民事業、安全農村實勢、金融事業、教育及び衛生施設、附帶事業  
 第一期計畫……………三〇六  
 第二期計畫……………三〇六  
 第三期計畫……………三〇六

教育・宗教・出版

滿洲國側の教育……………三〇六  
 滿洲帝國の教育……………三〇六  
 小學校教育、中學校教育  
 實業學校教育、師範教育  
 專門教育、私塾教育、蒙古人教育、朝鮮人教育、教育行政機關、滿洲帝國學校統計  
 滿洲國の新學制……………三〇六  
 學制立案上の要點、學校教育の分類目標種類、學校要綱、教科書編纂、國立專門學校並同程度學校一覽、私立專門學校一覽  
 留學生に關する勅令、留學生豫備校、大同學院  
 建國大學……………三〇六  
 建國大學創設要綱  
 地方社會教育施設……………三〇六  
 民衆學校、日語講習科、民衆教育、館圖書及閱覽所、博物館、全國地方社會施設表  
 教化事業……………三〇六  
 電影教育、無線電教育、民衆娛樂、全國民衆娛樂場  
 禮俗事業……………三〇六  
 孝子節婦表彰、敬老禮節  
 文廟祭祈、國樂社  
 文化事業……………三〇六  
 國立圖書館、國立博物館  
 滿日文化協會、建國史編纂事業、學術印刷物  
 日本側の教育……………三〇六

學校教育…………… 五八  
 教育制度、附屬地外日本  
 小學校、關東州廳經營の  
 學校、大連市經營の學校  
 滿鐵會社經營の學校、東  
 洋協會經營の學校、日露  
 協會經營の學校、幼稚園  
 一覽、小學校、公學校、  
 普通學堂、書房、中學校  
 高等女學校、家政女學校  
 青年學校女子部、師範教  
 育、實業協會、農商工業  
 實習所、專門教育、特殊  
 學校施設、實業補習學校  
 青年學校、滿鐵會社補助  
 學校、滿鐵獎學資金  
 社會教育機關…………… 五九  
 旅順圖書館、滿鐵圖書館  
 哈爾濱鐵路圖書館、旅順  
 博物館、滿洲資源館

日本人側の宗教…………… 五九  
 概況、寺院教會堂數  
 滿洲人側の宗教…………… 五九  
 概況、全國各教別一覽、  
 全國各省別宗教總數一覽  
 出版物…………… 五九  
 取締法規…………… 五九  
 新聞事業…………… 五九  
 概況、滿洲弘報協會、滿  
 洲國通信社、雜誌事業、  
 日本側定期刊行物一覽表  
 大使館管下定期刊行物一  
 覽表  
 滿洲國刊行物…………… 五九  
 概況、出版法の制定、民  
 間定期出版物表  
 社會…………… 五九  
 社會事業…………… 五九  
 概況  
 邦人關係社會事業…………… 五九  
 恩賜財團慈善資金、關東  
 州方面委員、日本赤十字  
 社滿洲委員本部、日本側  
 社會事業團體一覽  
 滿人關係社會事業…………… 五九

皇帝の社會事業、社會事  
 業行政並通統制機關、  
 その他の機關、民間事業  
 鮮人關係社會事業…………… 五九  
 勞働事情…………… 五九  
 概況、修航會の設立、入  
 離滿苦力經由地別統計、  
 工礦交通勞働者、鑛山別  
 統計、農業勞働者、婦人  
 勞働者  
 勞働移動…………… 五九  
 工場勞働者の移動率、撫  
 順炭礦常備工年度別採解  
 備調、滿洲の勞働費銀額  
 山勞働者移動狀態、撫順  
 炭礦夫の移動  
 勞働團體調査…………… 五九  
 滿洲勞働界の福音…………… 五九  
 衛生…………… 五九  
 滿洲國の衛生行政…………… 五九  
 概況、傳染病豫防施設、  
 地方衛生機關の充實、阿  
 片政策、治法撤廢と衛生  
 法規整備、戒煙所、癮者

の職業別區別…………… 五九  
 滿洲國の保險狀態…………… 五九  
 病氣類別人員、法定傳染  
 病患者發生及死亡表、滿  
 洲國娼妓檢査成績、滿洲  
 國公醫配置表、各省別醫  
 師數、滿洲國內醫學校一  
 覽、種痘五箇年計畫  
 風土病と研究機關…………… 五九  
 風土病、ベスト患者及死  
 亡者累年表、ベスト恒久  
 施設  
 關東局の保健衛生施設…………… 五九  
 行政機關、保健衛生の審  
 査研究機關、診療機關、  
 醫師の取締、防疫施設、  
 醫師齒科醫師醫藥劑師產  
 婆看護婦統計、傳染病狀  
 況、施設患者  
 滿鐵の保健衛生施設…………… 五九  
 行政機關、滿鐵沿線小學  
 校トラホーム並顯齒所有  
 者の百分比、研究施設  
 軍用犬…………… 五九  
 滿洲の軍犬界…………… 五九  
 滿洲軍用犬協會、滿洲軍

用犬學校の創設、滿鐵周  
 水子警備犬訓練所狀況、  
 軍犬競技會成績  
 國都の威容…………… 五九  
 建設五年記念…………… 五九  
 建設計畫の概容、計畫區  
 域、土地用途、土水道、  
 下水道、公園、運動場其  
 他

藝術・娛樂…………… 五九  
 文藝…………… 五九  
 G氏文學賞、滿洲アヴア  
 ン・ガルド藝術クラブ、  
 滿洲文話會、評論、小説  
 詩、短歌、俳句  
 美術…………… 五九  
 美術界一年  
 演藝…………… 五九  
 邦樂界、滿洲の演藝界  
 音樂…………… 五九  
 音樂界の傾向、團體研究  
 所、滿洲の洋樂家たち、  
 在滿外人音樂家  
 映畫…………… 五九  
 關東局フィルム檢閲所概

況昭和十一年度關東局フ  
 イルム檢閲所取扱割除統  
 計  
 國技…………… 五九  
 野球…………… 五九  
 大連實業團對滿洲俱樂部  
 第十八回定期野球戰…………… 五九  
 第一回戰、第二回戰、第  
 三回戰、第四回戰  
 奉天州外野球大會…………… 五九  
 南滿地區豫選、北滿地區  
 決勝リーグ、南滿地區決  
 勝リーグ、南北豫選區決  
 勝、決勝戰  
 國防獻金大連實滿戰…………… 五九  
 第一回戰、第二回戰  
 新京秋期リーグ…………… 五九  
 第二十二回關東州野球  
 大會…………… 五九  
 滿洲學生野球聯盟第四  
 回聯盟リーグ戰…………… 五九  
 在滿俱樂部戰績…………… 五九  
 十一年度、十二年度  
 軟式野球…………… 五九  
 第三回大連全學堂

軟式野球大會  
 陸上競技…………… 五九  
 滿洲國建國五週年滿鐵  
 創業三十週年記念新  
 京大連開闢傳戰爭…………… 五九  
 十一年度…………… 五九  
 第二十回奉天滿鐵運動會  
 第五回滿洲國體育大會、  
 第二回ジュニア陸上競  
 技選手權大會、昭和十一  
 年度全滿陸上競技選手權  
 大會、第十二回旅順陸上  
 リレー大會、工大豫科對  
 工專對抗、新京十哩マラ  
 ソン、第一回旅大八長脚  
 傳戰走  
 十二年度…………… 五九  
 大連縣郊競走、新京マラ  
 ソン、第二回全滿縣郊競  
 走、奉天Y.E.C.對撫順陸  
 協、滿日前蘇大嶺間往復  
 フル・マラソン、奉天團  
 體對抗戰、安東日滿交歡  
 競技會、第七回滿洲學生  
 競技、州外選手權大會、  
 州内選手權大會、全滿リ

レリ大會、第三回全滿ジ  
 ユニア選手權大會、第  
 一回州内團體選手權、奉  
 天肥新更新會、奉天フル  
 マラソン、滿洲中等學校  
 大會、マラソン選手權大  
 會奉天選手權大會  
 明治大學陸上部來征…………… 五九  
 對南滿陸協州外選拔軍戰  
 對南滿陸協州内選拔軍戰  
 水上競技…………… 五九  
 州外都市對抗、第九回全  
 滿中等學校對抗水上競技  
 大會、第四回黑石磯傳家  
 庄間競泳大會、全奉天水  
 上競技選手權大會、全滿  
 水上選手權大會、州内中  
 等學校大會  
 日本大學競泳部來征…………… 五九  
 對全滿洲對抗競技、對州  
 外對抗  
 氷上競技…………… 五九  
 奉天リンク開き、全奉天  
 氷上選手權大會、全奉天  
 アイスホッケー選手權大

會、第三回奉撫對抗水上競技、全滿B級水上選手權大會、全滿水上競技選手權大會、大連二中對大連中等學校選拔チーム、アイス・ホッケー、第九回滿洲中等學校聯合スケート大會、滿鐵社員聯合會第一回水滑大會、第一回、南部都市對抗水上競技大會、第二回滿鮮對抗水上競技、第十六回沿線小學校兒童並に第四回沿線初等學校教員水上體育會、第三回滿洲國スケート選手權大會、第四回大連全市學童アイス・ホッケー大會大連A級アイス・ホッケー選手權リィグ、大連スピード選手權大會、第一回全滿種目別スピード選手權大會、大連全市中等學校アイス・ホッケーリィグ、第三回全滿都市對抗水上競技大會、大連B級アイス・ホッケー大會、州内

外中等校アイス・ホッケー大會、全奉天挑戰水上競技待選安東中學對龍山鐵道局  
早大水上競技部來征、早大對全安東對抗水上大會、對滿洲醫大、對奉天滿鐵、對奉天滿鐵、對滿洲醫大輔仁クラブ、對撫順水上競技大會、對全奉天對抗競技大會、對全奉天中等學校水上競技選手權大會の成績、全日本水上スピード選手權大會、全滿洲國學生大會、全奉天秋季陸球大會、全

滿鐵信大會、全撫順對大連滿鐵、第二十二回關東州大會、全奉天對大連滿鐵、全奉天對大連滿鐵、第一回全滿中等學校大會、撫順滿鐵對大連滿鐵、第八回全滿中等學校大會  
昭和十一年度、全滿女子排球選手權大會、第二回州内初等學校職員排球大會、第五回州外排球優勝大會  
昭和十二年度、宣德體育會館記念排球大會、第一回奉天市民排球大會、第七回奉天排球選手權大會、第十三回全滿排球優勝大會、十二年全滿男子排球選手權大會、同全滿女子排球選手權大會  
十一年度、大連龍球聯秋季リィグ

戰、第十二回全滿龍球優勝大會、全滿男子龍球選手權大會、昭和十一年度全滿女子龍球大會、本社優勝爭奪第一回大連日滿龍球定期戰、第一回奉天市龍球大會、YMCA OB對雜魚俱樂部定期戰、大連協和實業對業餘俱樂部  
十二年度、第一回大連全市中等學校龍球リィグ、第十回全滿中等學校龍球大會、大連龍球聯盟春季龍球リィグ、旅順工大對南滿工專定期戰、第二回大連日滿定期龍球戰  
ラグビー、關東州憲政三十周年記念、外地對抗ラグビー大會、日滿ラグビー大會、全國高專大會滿洲豫選滿洲工專優勝、全國中等學校大會滿洲豫選  
在滿俱樂部戰績

同志社大學來征成績、同志社大學對全滿鐵、同志社對全大連、同志社對州外選拔軍、同志社對州内學生選拔  
十一年度、第六回全滿中等學校大會、全滿蹴球選手權大會、第二年度、大連選拔蹴球大會、全大連對北東戰、第一回大連實滿定期戰、第一回大連國際リィグ、第七回奉天蹴球大會、第一回全滿日人中等學校リィグ戰  
十一年度、全滿アマチュア卓球團體大會、關東州卓球團體選手權大會、十二年度、全滿都市卓球大會、年齡別女子、滿人大會、全滿卓球團體選手權、滿鐵婦人卓球大會、全奉天女子

選手權、全滿個人選手權、大連實滿卓球戰、全滿アマチュア選手權大會、全滿アマチュア選手權大會、大連リィグ大會、全滿學生州内、內中學校大會  
十一年度、第七回全滿馬術大會、鐵道馬術聯盟來連、州内對抗馬術大會、神宮大會、滿洲豫選會、第五回滿洲學生大會  
十一年度、第一回全滿器械體操選手權大會、第一回全滿女子體操選手權大會、十二年度、第一回滿洲國體操選手權大會

第三回全滿劍道大會、武德會支部大會、大連四警警察對抗劍道大會、第二回滿洲國各官署對抗劍道大會、第一回州内警察署對抗劍道大會、第三回關東軍管下劍道大會、第二回段別柔道選手權大會、第十五回全滿柔道段外者團體優勝旗爭奪戰、第十三回全滿柔道有段者團體優勝旗爭奪戰、第九回東京學聯對全滿洲對抗柔道戰、大連市兒童武道大會、第二十回全滿劍道大會、第十三回全滿劍道段外團體優勝力爭戰、大連道場春季劍道大會、第八回全滿中等學校劍道大會、東亞同文書院對大連滿鐵對抗劍道戰、同文書院對大同學院對抗劍道試合  
全滿弓道選手權大會、安東春季弓道大會、全滿弓

道大會、全滿弓道選手權大會、安東春季弓道大會、全滿弓  
滿洲主要都市、旅順、大連、金州、普蘭店、瓦房店、龍岳城、大石橋、鞍山、遼陽、蘇家屯、撫順、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、哈爾濱、本溪湖、安東、營口、通化、吉林、敦化、延吉、圖們、大虎山、濟南、錦州、鞍山、瀋陽、承德、赤峰、平泉、鄭家屯、通遼、洮南、白城子、齊齊哈爾、北安、

海倫、鞍化、呼蘭、佳木斯、寧安、牡丹江、雄基、羅津、清津

在滿株式會社一覽

日本法人……………四四  
銀行、取引所清算會社、無業業、金融及買賣仲買業、商會社、市場、紡織及染色工業、化學工業、金屬及機械器具工業、製材及木製品工業、食料品工業、其他工業、農業及礦業、電氣、瓦斯、交通、運輸、倉庫、保險、通信、土地、建物、拓殖興業、請負勞力供給、新聞、印刷、旅館、娛樂場、雜業

滿洲國法人……………五三

滿洲法律商業用語解……………五六

ア、イ、ウ、エ、オ……………五六

滿洲旅行案内……………五三

旅行の季節……………五三

服裝、携帶品、通貨、兩替店、土産物と税關、標準時、列車運轉時刻、旅行記念スタンプ、ビュロー

1 案内所、手頃な案内所

主要旅館……………五三

滿鐵線、奉天線、平齊線、齊北線、京瀋線、北鮮線、北滿線、その他、單獨宿泊料、團體宿泊料、溫泉

旅行經路……………五三

大阪商船經由、近海郵船經由、朝鮮經由、飛行鐵道旅客運賃、連路鐵道構内食堂、擔當發賣所

旅費及び諸費用……………五三

割引乘車券……………五三  
單獨の場合、團體の場合、團體船車割引一覽、急行料金、餐料金、食堂車食料、名勝勝跡車馬賃、旅費……………五三  
單獨の場合、團體の場合備考

兵役法在滿特別規則

摘要……………五三

徵集延期、徵兵検査、在郷村出、召集、其他

郵便規則と料金……………五三

取扱制限、内國通常郵便料金、内國特殊郵便取扱料金、滿洲國及中華民國宛通常郵便料金、外國郵便、小包郵便料金、航空郵便取扱料金、支那國宛特殊郵便取扱料金、快速郵便

電報と電話……………五三

滿洲國和文電報取扱局所、通常電報料金、特別電報料金、特殊料金、無線電報料金、電報指定略號、郵便電信爲替料、電話料金の土地區別、電話市外通話料、加入電話料金、航空旅客電報……………五三  
航空旅客電報……………五三  
大連神戶航路、大連上海航路、大連瀋陽日本航路、安東天津航路、營口秦皇島航路



非常時に  
あくる酒

酒造合名會社

年鑑

グラフィック



〔上〕 滿洲國皇帝陛下、新京郊外淨月潭貯水池を御巡狩遊覧（十二年五月十八日）  
〔下〕 滿洲御視察の梨本宮殿下、海路大連に御到着（十二年五月十七日）



純国産

# ムツソリーニペン

何故ムツソリーニペンは優秀？

書きよい…すぐれた技術で作られるから  
錆びない…完全な鍍金を施してあるから  
強い…撰りすぐつた材料を使ふから  
廉價…良品で大量製産をするから



# クラウン万年筆

流線型高級万年筆

事務用に 學生用に

すらすらと

氣持よく書ける

この優良品を

あらゆる點に

於て卓越した

國産万年筆界の王者

クラウン万年筆



内外文房具卸商 株式会社 澤井商店 大阪

(上) 北支戰線第一線の歩哨  
 (下) 山嶽地帯を強行する我が○○部隊



許可證



國語建設記念祝賀式 二十二年九月十六日、新京大回公園  
 (上) 皇帝陛下勅語御宣讀 (下) 式場之萬衆







〔上〕 宛平縣城の我が歩哨  
 〔下〕 馬廠を占領、皇軍の意氣軒昂 (十二年九月十一日)

許  
可  
濟



〔上〕 不落の堅陣居庸關を占領 (十二年八月二十三日)  
 〔下〕 京綏綫長城附近を前進する我が〇〇部隊

許  
可  
濟

持支封銀本日裁正

會大民國衆華支日



日支華總滿洲月令民大會  
二十一年六月二十三日、協和會主催東京大空會

滿洲貿易協定延長祝賀會

(二十一年六月九日)



- (1) 關東州總大連に發る、御影奉安(二十一年五月三十日)
- (2) 鮮滿一如具體化のため公式訪の張滿洲國々務總理、南朝鮮總と握手(二十一年四月二十二日)
- (3) 張總理の夜櫻見物(昌慶苑に同)
- (4) 本社主催滿洲移民勸奨講演會一覽(二十一年十月十六日、東京九軍人會館にて)



遊歩團外早稲田年(十二月二十八日) 班旗を授與す(十二月二十八日) 東京市に於て



(十二月二十五日)

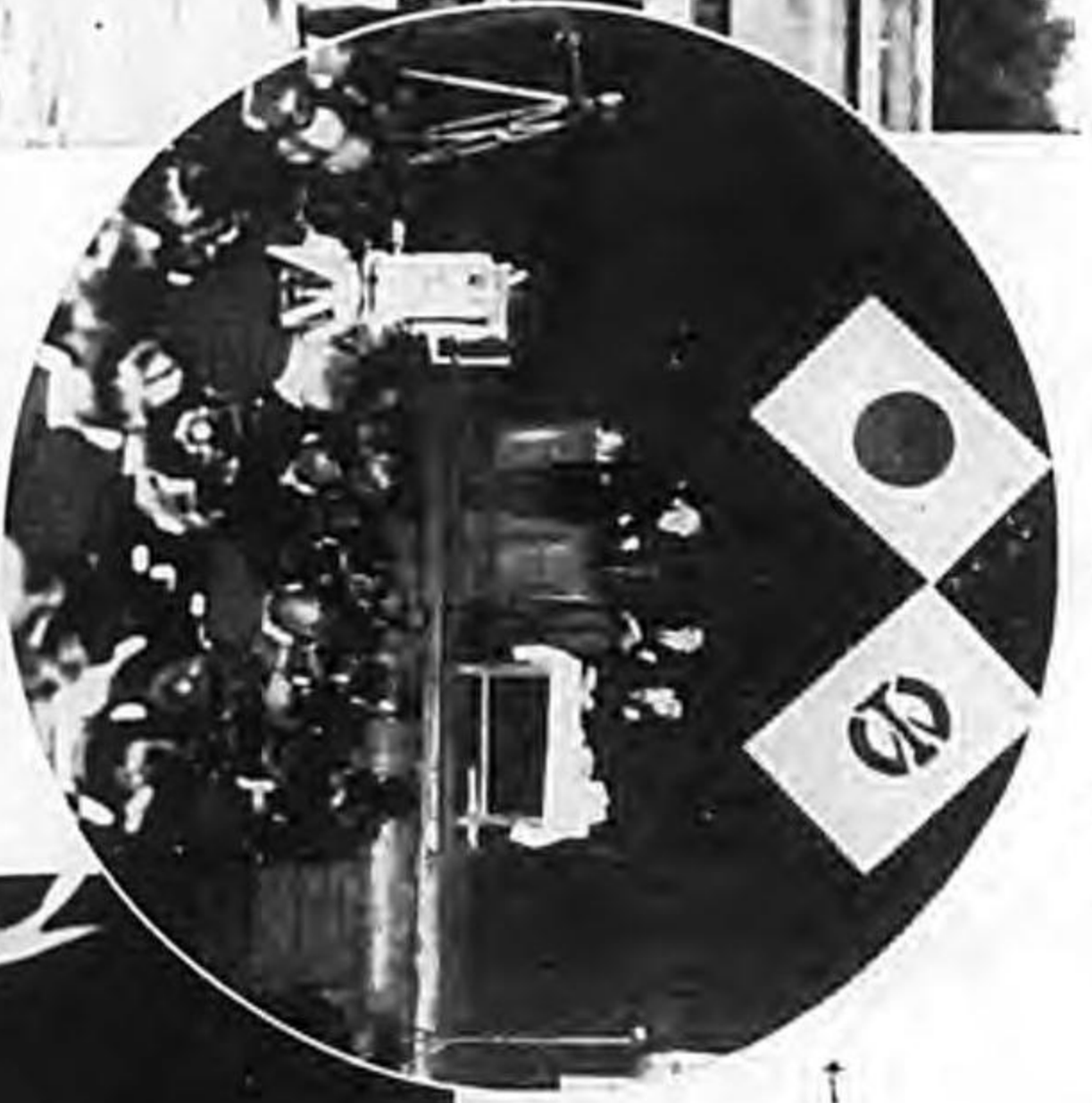


本社前、祭大熾開ラマラ (十二月二十五日)



國業實地大十 我々中間定部等員油油清芳 (十一月二十一日)

浙鏡創製三十週年記念式 (十二月四日)



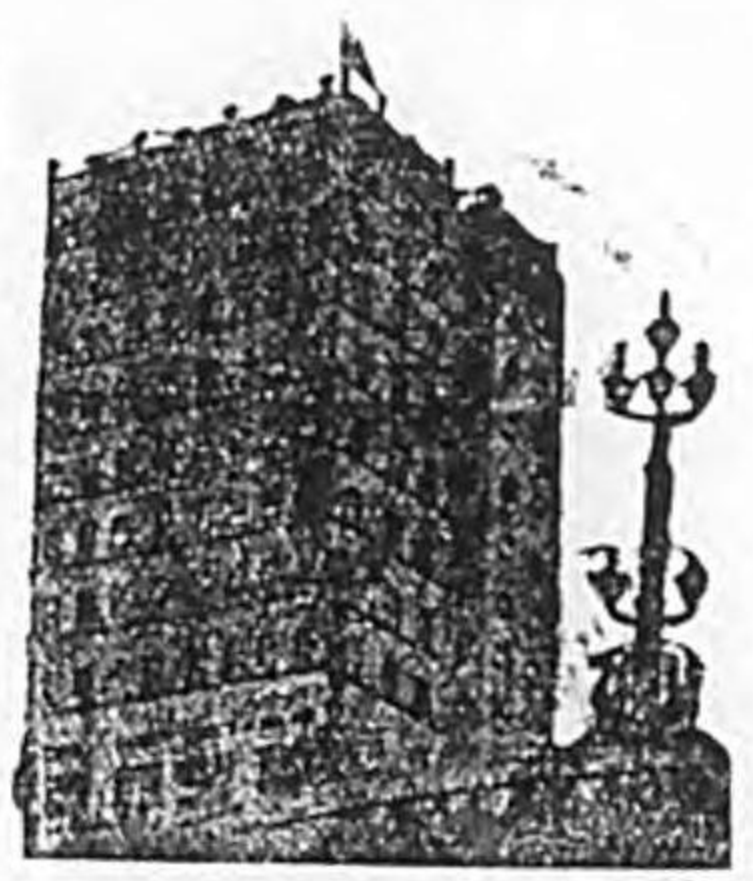
三重喜の聖女(ペンケラ)女史來 滿(十二月十八日)



一 瀋洲國皇陛下御弟君溥儀上 周と敵機無降令孫清姫の御婚 儀披露(十二月四日) 日 東京九段軍人會館に於て 一 關東軍各部隊の御婚大會 (十二月二十四日)

# YASIMA HOTEL

暖房其他ホテル設備完備



## 交通至便・帝都第一のホテル

◎東京驛・丸之内其他官公衙・諸會社へ至近にして商業地帯の中心であります  
◎銀座・上野・淺草間地下鐵道へ玄關直前より連絡

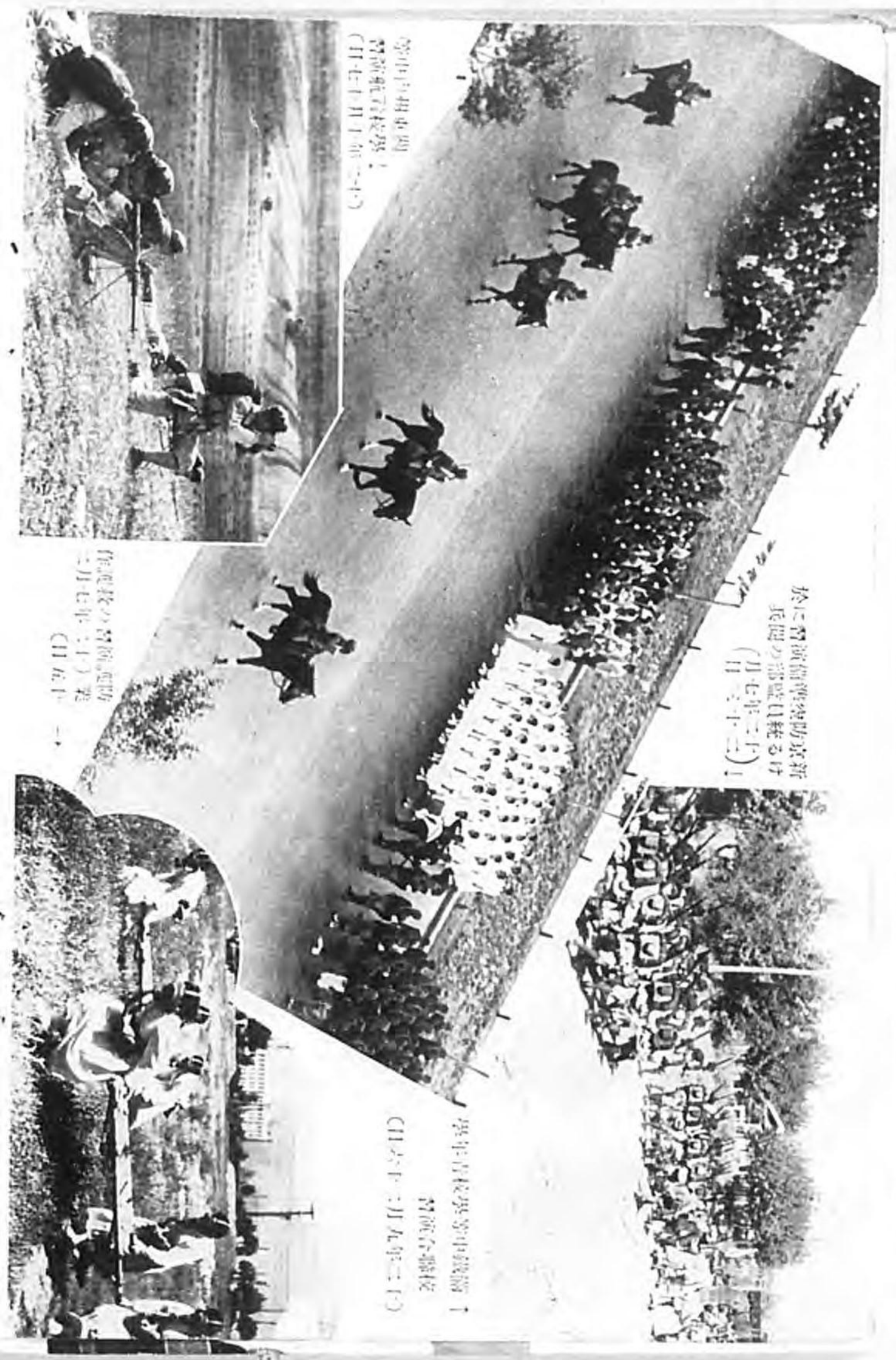
### ◎御宿泊料

- 一人室 (和・洋朝食附) 金四圓より
  - 二人室 (和・洋朝食附) 金八圓半より
- 團體及相當期間御滞在の場合は割引の御相談に應じます

◎ホテル食堂の他、大衆食堂直營  
東京・日本橋交叉點角

## 八洲ホテル

電話・代表・日本橋一三六五



東京市馬車道  
舊高松宮校場  
(日七十月十年一十)

於に舊高松宮校場  
兵隊の部置(日七十月十年一十)

佐原の舊高松宮校場  
(日七十月十年一十)

東京市日本橋区中區新  
舊高松宮校場  
(日七十月十年一十)

— 占 獨 約 契 —

◆ 約契滿未圓千二人本日滿在及約契人國洲滿 ◆

- ▲ 滿洲國唯一の生命保險會社！
- ▲ 國策遂行の爲の生命保險會社！
- ▲ 信用絶對の生命保險會社！

本社・新京 大同大街 康德會館



滿洲生命保險株式會社

支店・新京・奉天・哈爾濱・安東・大連

- ▲ 保險種類 利益配當附養老保險
- ▲ 契約年齡 十五歲以上六十歲迄
- ▲ 保險金額 五百圓以上五萬圓迄

南滿洲鞍山製鐵工場地區



株式會社

昭和製鋼所

出張所 大連市山縣通り一九五五大連汽船會社ビル三階

昭和製鋼所大連出張所

東京市赤坂區葵町二番地滿鐵ビル五階

昭和製鋼所東京出張所

社長 小日山直登

常務取締役 久保田省三

# 協和會

會長 張景惠

中央本部長 于靜遠

總務部長 甘粕正彥

指導部長  
兼企劃部長 古海忠之

監查部長 和田勁

東京市神田區一ツ橋(教育會館内)

法人

## 日滿中央協會

會長 宮田光雄

理事 廣瀨壽助

常務理事 中沖壽

同駐滿事務局 後藤小太郎



第一條 日本國政府は現に日本國が滿洲國において有する治外法權を本條約附屬協定の定むるところに従ひ撤廢すべし

人の權利、特權、特典及び免除に影響を及ぼさざるものとす

第二條 日本國政府は南滿洲鐵道附屬地行政權を本條約附屬協定の定むるところに従ひ滿洲國政府に移讓すべし

第六條 本條約は昭和十二年十二月一日即ち康徳四年十二月一日より實施せらるべし

第三條 日本國臣民は滿洲國の領域内に於て本條約附屬協定の定むる所に従ひ同國の法令に服すべし、前項の規定の適用に關し日本國臣民は如何なる場合に於いても滿洲國人民に比し不利なる待遇を受くることなかるべし、前二項の規定はこれを法人に適用し得る限り日本國法人に適用するものとす

第七條 本條約の正文は日本文及び漢文とし、日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にする時は日本文本文に依り之を決定す

第四條 日本國法令により成立したる會社その他の法人にして本條約實施當時滿洲國の領域内に本店又は主たる事務所を有するものは、本條約の實施と同時に滿洲國法令により成立する同種の會社その他の法人又は最もこれに類似する法人と認めらるべし、滿洲國政府は日本國法令により成立したる會社その他の法人にして本條約實施當時、滿洲國の領域内に支店又は從たる事務所を有するもの、成立を承認す

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本條約に署名調印せり

第五條 本條約の規定は日滿兩國間の特別の約定に基く特定の日本國の臣民又は法

樺田駐滿全權大使聲明 本日滿洲國における治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に關する日本國滿洲國間條約の調印を了す、兩國の爲めに慶賀に堪へざる所なり、惟ふに滿洲國において帝國が條約上享有し居りたる治外法權及び南滿洲鐵道附屬地行政權は、過去久しきに亘り帝國對滿洲發展の根源をなし、我が國業遂行に寄與する所頗る大なるもありしは、今更なる言を要せざる所なり、然るに一度に滿洲國

の建設せらるゝや帝國は日滿善隣不可分の基礎に立脚し滿洲國の健全なる發達を促進するを以てその國策とし、滿洲國亦五族協和、日滿融治發展を以て建國の理想とす。斯くて帝國が引續き治外法權を享有し附屬地行政權を保有するが如きことは宏遠なる日滿兩國國策の本義に副はざるに至り、帝國政府は曩に昭和十年八月これが撤廢及移讓に關する方針を確立し客年六月十日の條約に依りその一部實施を見るに至れり、爾來その成績極めて良好にして滿洲國における各般の準備亦急進整備するあり、本日調印の條約を以て來る十二月一日より帝國の滿洲國に於て保有する治外法權及附屬地行政權は茲に全面的に撤廢移讓せられんとす。時恰も滿洲中興國民政府は共產赤化に累せられ漫りに抗日の不法を敢てし、百生塗炭の苦しみに憫みつつあり、此秋滿洲國においてこの盛舉を見、王道の光輝然たるものあり、顧みて國威何物か之に過さむ。滿洲國後日を開する條かに六星霜、如此大業の實現を見たるは之れ偏へに日滿兩國國民一途發奮努力の賜と謂ふべく、特に從來帝國各機關職員として甚大なる功績を盡されたる多數の關係者が今次條約の實施に伴ひ滿洲國側に就任せられんとするに當り、本條は此等關係各位に對し深甚の謝意を表

すると共に、今後一層奮勵以て奉公の誠を致されんことを切望す。治外法權の撤廢附屬地行政權の移讓をして眞に有終の美を全からしむが爲には、今後本條約の實施振り如何に俟つもの妙からざるものあり、日滿兩國國民は克く此の大業の精神を體し、融治協力相持り相扶けて一徳一心の眞誠顯揚に力められんことを希望して已まざる次第なり。

本帝國臣民は我國民と譽榮相續ち心志相齊しくし、我帝國構成分子たるの實を具へ五族協和親して樂土實現に邁進し得る事なり日滿兩國の一體不可分の關係益々鞏固を加ふることとなりたるは、帝國政府の欣快これに過ぐるものなし。驕つて見るに南滿洲國民の政府は世界赤化政策の魔手に誘弄轟轟せられ亞細亞の文化と幸福とを泥土に委し虎狼を容引して骨肉を排斥するの愚昧を敢てし、遂に日本帝國をして亞細亞東正の義戦に立つの已むなきに至らしめたり。亞細亞は此の試煉の中にその發生の契機を覺めざるべからず、この秋に當り日滿兩國一徳一心の眞誠顯揚せられ一體不可分の關係として光輝あるは其の意義實に深長且重大なりと謂ふべし。若し夫れ今般圓満完全に復したる我國統治權の運管に當りては司法權の獨立を尊重すべきは勿論、警察權其の他の行政權に付ても條約締結の趣旨に鑑み我國統治の根本條規に則り萬遺漏なきを期し、以て友邦の大業的措置に酬ゆる所あるべし。尙我國内に在る日本帝國以外人の地位に關しては、康徳三年七月一日外交部大臣の聲明を以て帝國政府の見解及意圖を明確にし置きたる所なるが、帝國政府は此の機會に於て前記外國人に對し現に恩惠的に許與しつつある治外法權的

版披は之を廢止せんとす。尤も帝國政府はこれ等外國人に對する法令の適用其の他の處遇については努めて公正和協を旨とし其の正當なる權利の保護に意を致すべきことを俟たざる所なり。

滿洲帝國政府聲明 今般日滿兩國間に調印を見たる條約は、曩に我國内に在る日本帝國臣民の課税及び産業に關する我國法令に服すべきことを承認したる條約と相合して、我國に於ける日本帝國の治外法權を全面的に撤廢し南滿洲鐵道附屬地行政權を完全に移讓せんとするものにして、右は偏に我國の健全なる發達を促進せんとする日本帝國の好意的措置に基くものにして帝國政府は洵に感佩措く能はざるものあり。惟ふに我國は日本帝國との一體不可分の關係を建國の基礎と爲し五族の協和に依る王道樂土の實現を建國の理想と爲せり。爰を以て上帝室の日本帝國皇室と精神一體の如しとの聖旨を奉體し帝國政府萬般の施政は友邦政府と提携せざるものなく、下萬民亦友邦國民と一徳一心を誓願せざる者なし。然る所今次條約の締結に依り我國内に在る日

近衛總理大臣聲明 滿洲國は我國との間に緊密不可分の關係を保持して東亞の安定に寄與し、所謂五族の協調融和を圖り王道樂土を建設することを以て建國の理想とし、層々之れが實現の歩武を進めつゝあり近時諸般の制度及び施設著しく整備するに至つたが、我帝國は滿洲國が速にその國力を充實し建國の理想達成に向ひ邁進し得るやう協力すること、即ち兩國の國民幸福を増進し東亞永遠の平和を確保し進んで大業を宣揚する所以なるを確信し、茲に來る十二月一日を期し同國に於て我帝國が多年享有したる治外法權及び南滿洲鐵道附屬地行政權を全面的に撤廢又は移讓することとなつた。是れ獨り滿洲國の發達促進及び日滿兩國善隣關係の緊密化の爲重大なる意義を有するのみならず、東亞諸民族の福祉の爲將來永久に記念すべき盛事と信する。仍て茲に衷心慶祝の意を表すると共に深く兩國の緊密化に努め以て東亞の安定延いて世界永遠の平和に貢獻することを期しと考へ



る次第である。

司法部大臣 一、本日治外法權の全面的撤廢並に南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に關する日滿兩國間の條約締結せられその調印の終了したることは、これ友邦日本が我滿洲國の國權を強固にしてその發展を急進する好誼に基くものにして洵に感激に堪へざる所なり、南滿洲國がこれを企てて成就せざること二十年に垂んとするに我國は建國僅か五年にして既にこれを達成し、三千萬民衆と共にこの慶觀を仰ぎ得ることは民國の現狀を顧るとき特に感慨に堪へざるものあり。

二、夫れ司法の作用は國家の秩序を維持し民人の權益を擁護し國家休戚の繫る所に於て行政立法の作用に相對して國家統治の基本的機構なり、その獨立圓滿にして強力なることは凡そ健全なる國家構成の爲の必須條件ならざるべからず。國民生活の安定發展を計るは固より萬般の積極的施設に俟たざるべからざることも多々ありと雖、これと共に司法の力に依り社會の條規準繩を嚴正に維持し正義を貫徹して民人最後の保障たらしめざるべからず。

三、我國建國の當初組織法又は人権保障法等國家基本法を制定するや、法權の獨立、

圓滿を強調し司法の重要性を宣明したり。此を以て建國以來司法の整備に努力しその施設の完成において其の人材の養成訓練において乃至は法制の整備において全く效に新なる發足を試み軍權、行政權の干渉使に委ねたる舊政權時代に比しその面目を一新し新興帝國の司法制度として適色なきに至れり。これ固より我國上下の努力の結果なりと雖、又友邦日本朝野の異常なる援助踴躍に俟つこと甚大にして、本大臣の常に感激措く能はざる所なるが、本日治外法權撤廢條約調印の時に當り今更に其の感を深くせざるを得ず。

四、斯の如く我國の法令及司法其の他の制度の整備を確認するや日本國政府は自ら進んで速に我國治外法權の撤廢を提議し且南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲を決定したり。これを以て我滿洲國の法權は人的に又地域的に完全に其の圓滿性を獲得し統治の作用は伸張缺くる所なきに至れり、換言すれば我滿洲國は今日を以て獨立國の統治機構を完全に充足したりと謂ふことを得べし。これを條約の條章に觀るも日本國が我國權を尊重すること極めて厚く、我法權を信託すること洵に深く、一切を我法權に委ねて其の留保を遺

さず、我等法權の運用に與る者は良く友邦の厚誼に酬ゆるため、法權の獨立を恪守して公正を期する共に、法を運用するに當りては、我建國の精神、各民族特有の實生活に順應してこれを調和し、良く三千萬民衆の信頼を博し又友邦の負託に背かざらんことを期せざるべからず。

第三回人の地位に付大務外務局長官談 本日帝國政府聲明に述べられたる如くわが國內における日本國臣民以外の外國人の地位に付ては、康寧三年七月一日外交部大臣聲明をもつて帝國政府の見解及び意圖を明確にし、以つて我國内における之等外國人の地位を律すべき規程が専ら我國の法令にして之等外國人は入國、居住、旅行、營業その他一切の事項に關し當然我國の法令の制限に服従すべきものなることを示すと共に、建國當時中華民國において治外法權を享有し得たる一部外國人に對し、從來事實上許與し來れる或種恩惠的取扱は漸進的に廢止すべき言を明かにしたり。而して右聲明に示されたる方針は爾來一年有餘に及び實施せられ、その間何等の支障を見ず所期の結果を見るを得たるは事實に堪へざる所なり。然るに今次更に日本國との間に治外法權の最終的撤廢に關する條約締結せられその結果、我國における日本國臣民は

我國一切の法令の制限に服従することとなりたるを以て帝國政府はこの機會において右條約の實施と同時に前記一部外國人に對しても亦現に恩惠的に許與しつゝある治外法權的取扱を廢止することとしたる次第なり。尤も此等外國人の感遇に付ては帝國官憲において充分意を用ふるべし勿論なるに付、在留外國人は無用の不安に驅られざるやう特に一言す。

附屬協定(甲)

本日滿洲國における治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に關する日本國、滿洲國間條約に署名するに當り兩國全權委員は左の通り協定せり。

第一章 裁判管轄

第一條 滿洲國において日本國臣民のため存する領事裁判管轄は條約實施と同時に終止すべく附設日本國臣民は滿洲國の裁判管轄に服すべし。 第二條 滿洲國政府は日本國臣民の身體及び財産に對し國際法及び法の一般原則に適合する裁判上の保護を保障すべきことを約す。 第三條 條約實施當時日本國領事裁判所において未決に係る民事及び刑事の訴訟事件並に非訟事件に關しては、引續き従前の例に依り處理せらるべく日本國の裁判管轄はこの目的に付ては十分の效力を保持すべし。 第四條 條約實施當時日本國領事裁判所に關しては前項の規定に依り處理せらるべき事件に關しては滿洲國官憲は日本國官憲の請求に應じ該事件に關する一切の事項に付援助を與ふべし。 第五條 條約實施當時日本國臣民の行爲に付ては右行

爲が行當當時における日本國刑法現に關する、と共に滿洲國刑法に依るもの亦認せらるるものなるべし。 第六條 日本國臣民は滿洲國領域内において條約實施前記したる日本國刑法第七十三條乃至第七十九條、第八十一條乃至第八十九條及第九十七條の罪に對し治安維持法違反の罪に付ては滿洲國政府は犯人を罰物と共に日本國政府に引渡すべし。 第七條 條約實施當時日本國領事官に於て捜査中の刑事事件に對し滿洲國法令に依り處理せらるべきを得べきものは之を書類及證據物と共に滿洲國官憲に引渡すべし。 第八條 日本國政府は條約實施當時日本國領事官に依り作られたるものに付亦同し。 第九條 滿洲國政府は條約實施當時日本國領事官が日本國法令に依り爲したる登記に付滿洲國官憲が滿洲國法令に依り爲したると同一の效力を認むべし。

第二章 南滿洲鐵道附屬地の行政

第九條 日本國政府は條約實施と同時に南滿洲鐵道附屬地の總務、警察、通信其の他の行政を滿洲國政府に移譲すべし。 第十條 滿洲國政府は前條の規定に依り行政の移譲を

第三章 警察其の他の行政

第十二條 日本國政府は條約實施と同時に南滿洲鐵道附屬地に於て日本國臣民に對し警察其の他の行政を行はざるべし。 第十三條 滿洲國政府は日本國臣民に對し警察其の他の行政を行はざるべし。 第十四條 日本國政府は條約實施當時日本國領事官に對し警察其の他の行政を行はざるべし。 第十五條 滿洲國政府は條約實施當時日本國領事官に對し警察其の他の行政を行はざるべし。

第四章 神社、教育及兵事

第十六條 滿洲國政府は條約實施後滿洲國領域内に於て日本國又はその臣民が日本國法令に依り神社を設けしることを承認すべし。 第十七條 滿洲國政府は條約實施後日本國臣民に對し行ふべき教育行政に關し重要な事項に付ては當分の間日本國政府に諮詢し其の同意を得たる後行はざるべし。 第十八條 滿洲國政府は條約實施後日本國臣民に對し行ふべき兵事行政に關し重要な事項に付ては當分の間日本國政府に諮詢し其の同意を得たる後行はざるべし。

滿洲國國務院大臣との間に協議決定せらるる所に従ひ協約實施後部分の滿洲國領域内において日本國又はその臣民が日本國法令に依り學校その他の教育施設を開設、經營又は管理すること及日本國政府が日本國臣民の教育に關する行政を行ふことを承認すべし

日本國政府は前項の學校その他の教育施設の開設、經營又は管理を爲さしむる爲滿洲國領域内において日本國法令に依り公法人たる學校組合及學校聯合會を設くることを得、滿洲國政府は右學校組合及學校聯合會の成立を承認すべし

第十六條 滿洲國政府は協約實施後日本國政府が滿洲國領域内に於て日本國臣民に對する徵集、服役、召集等兵事に關する行政を行ふことを承認すべし

第十七條 本章の規定に依る日本國司法官廳に於て之を行ふ

第十八條 滿洲國政府は本章の規定に依る日本國法令の適用を援助すべく且之が爲日滿兩國協約官廳間に於て協議決定せらるる所に従ひ必要なる措置を講ずべきことを約す

第五章 議政及職員の引繼

第十九條 滿洲國政府は治外法権の撤廢及南滿洲鐵道附屬地の行政の移譲に伴ひ滿洲國駐日大使及日本國駐滿洲國大使と滿洲國國務院大臣との間に協議決定せらるる所に従ひ協約實施後日本國の施設(土地、建物及附屬施設を含む)及職員を原則として協約實施當時の状態において引繼すべし

第二十條 滿洲國政府は協約實施前日本國當該官廳が日本國法令に依り爲したる認可、許可、免許等の行政處分に付滿洲國當該官廳が滿洲國法令に依り爲したる同一の效力を認むべし

滿洲國政府は前項の行政處分に付滿洲國法令と日本國法令との間にその條件を異にする場合においては

第六章 雜則

一定の協議期間を設け當該行政處分を受けたる者をして滿洲國法令の定むる條件に依らしむることを得べし

第二十一條 日本國政府は本協定の實施に必要な司法、警察、測量、通信その他のに關する記録、登記簿、圖面、圖書その他の物を滿洲國政府に引渡すべし

第二十二條 本協定の實施に關する協定は必要に應じ滿洲國駐日大使及日本國駐滿洲國大使と滿洲國國務院大臣との間に協議決定せらるるべし

第二十三條 本協定は協約と同時に實施せらるるべし右協定として兩國全權委員は本協定に署名調印せ

昭和十二年十一月五日即ち唐德四年十一月五日新東京においてこれを作成す

滿洲國駐日大使 滿洲國國務院 大臣  
日本國駐滿洲國大使 國務院 大臣

滿洲國に於ける治外法権の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に關する日本國滿洲國協約及附屬協定(甲)に關する日滿兩國全權委員同了事項

第一條 協約第三條及附屬協定第一條に付  
一、日本國臣民の身分に關する事項に付ては滿洲國協約所は日本國法令に準據すべきものとす  
二、滿洲國政府は協約實施當時日本國臣民が日本國法令に依り爲したる行政に享受する權利又は利益の保護に付必要なる措置を講ずべし

第二條 協約第四條に付  
一、滿洲國政府は本協定の規定に依り法人の成立を認むるに付ては何等の手續を設けざるべし  
二、滿洲國政府は本協定の規定に依り法人の成立を認めたるものに付ては其の現に享受する權利利益の保護を供與すべし

第三條 附屬協定第三條に付  
(一) 本協定第一項の規定に依り處理せらるべき事件

は協約實施前日本國領事官に於て取扱ひたる事件及本協定第一項の規定に依り日本國領事官の取扱ふ事件に關聯して生ずる附隨の手續を包含するものとす

(二) 本協定第一項の規定に依り日本國領事官の行ふべき司法手續に關聯して生ずる刑事事件は本協定第一項の事件と同様に處理せらるべきものとす

第四條 附屬協定第八條に付  
滿洲國政府は日本國法令に依り爲されたる登記に付不動産上の權利は滿洲國法令に於ける同種の權利又は最も之に類似する權利と又訴訟及支配人は夫々滿洲國法令に於ける裁判官及代理人と看做すべし

第五條 附屬協定第九條に付  
(一) 滿洲國政府は南滿洲鐵道附屬地居民の利益及利益に直接の影響あるべき地方行政に付滿洲國地方官廳が該居民の意見を確むることを得る爲從前地方委員の存したる地には原則として諮問機關を設けざるべし

(二) 南滿洲鐵道株式會社が南滿洲鐵道附屬地において現に設けたる公費は同附屬地の行政の移譲と同時に廢止せらるべし

第六條 附屬協定第十五條に付  
(一) 本協定第一項の教育行政は原則として初等教育に關する行政とす  
(二) 滿洲國政府は日本國國民に對する初等教育を出來得る限り無償に供せしむるべきものとす  
且必要に應じ滿洲國政府より相當の補助金を交付し又日本國政府よりこれに財政的補助を爲すべし

(三) 滿洲國政府は滿洲國國務院大臣日本國駐滿洲國大使及滿洲國國務院大臣との間に協議決定せらるる所に従ひ滿洲國領域内において日本國國民の行ふ日本國民に對する教育事業に要する費用を逐年分擔すべし

第七條 附屬協定第十七條に付  
本協定の日本國司法官廳に當分の附日本國領事官とす

第八條 附屬協定第十九條に付  
滿洲國政府は本協定の規定に依り引繼せらるる關係施設

の組織、職員の配置等に付事務の整理を簡潔ならしむるため適切な措置を講ずべし

第九條 附屬協定第二十條に付  
滿洲國政府は日本國國民をして協約實施前日本國當該官廳より發給を受けたる認可、許可、免許、認許等の書牒を受けしむることを得べし、但しこの場合手数料を徴せざるべし

昭和十二年十一月五日即ち唐德四年十一月五日新東京においてこれを作成す

滿洲國駐日大使 滿洲國國務院 大臣  
日本國駐滿洲國大使 國務院 大臣

附屬協定(乙)

本日滿洲國における治外法権の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に關する日本國滿洲國協約に署名するに當り兩國全權委員は滿洲國における通信業務及びその附帶業務に關し左の通協定せり

第一條 南滿洲鐵道附屬地通信業務中第三項と關係あるものは滿洲國駐日大使及日本國駐滿洲國大使と滿洲國國務院大臣との間に協議決定せらるる時に至るまで日本國業務とす

第二條 日本國政府はその内閣制度における取扱に於て滿洲國の内閣制度に類似の取扱なきものその他特別に必要なる事務の取扱を滿洲國政府に委託することを得、委託せらるべき事務の種類及び範囲は日滿兩國主權委員間の業務協定を以てこれを定むる管理者の注意を以て日本國政府のために日本國法令に準據して之が處理をなすべし

日本國政府は委託事務の處理に付滿洲國政府に手数料を支拂ふものとす

第三條 委託事務に使用せらるる通貨は滿洲國通貨とす

日滿兩國通貨の換算割合は日滿兩國主權委員間の協議

リーテスト・ニュース—治外法権全廢・行政權移譲

に依り之を定む

第四條 本協定の施行に關する事項は日滿兩國主權委員間の協議決定を以て之を定む

第五條 昭和十年十二月二十六日即ち唐德四年十二月二十六日新東京に於て署名せられたる日本國滿洲國間郵便業務に關する協約附屬の署名協定書は之を廢止す

第六條 本協定は協約と同時に實施せらるるべし右協定として兩國全權委員は本協定に署名調印せ

昭和十二年十一月五日即ち唐德四年十一月五日新東京においてこれを作成す

滿洲國駐日大使 滿洲國國務院 大臣  
日本國駐滿洲國大使 國務院 大臣

滿洲國に於ける通信業務及其の附帶業務に關する日滿兩國全權委員同了事項

第一條 滿洲國政府は日滿兩國主權委員間に協議決定せらるる時に至るまで日本國業務の使用を認むるものとす

第二條 滿洲國主權委員は委託事務に關する制度及施設の整備及運用に付日本國駐滿洲國大使と協定すべし

第三條 滿洲國政府は委託事務に關しては既に日本國に於て設けられざる公費及手数料に該當するものを徴せざるべし

昭和十二年十一月五日即ち唐德四年十一月五日新東京においてこれを作成す

滿洲國駐日大使 滿洲國國務院 大臣  
日本國駐滿洲國大使 國務院 大臣

領事裁判權の引繼ぎ方法 領事裁判權は治外法権の根幹をなすものであり、従つてこれが移譲は他の課税權、或ひは産業關係等の行政部門に比し技術的にも調整乃至移譲が困難視されたので、治外法権の漸進

的撤廢といふ會て類例を見ない方法によつて今日まで留保されてゐたのであるが、いよ／＼十二月一日をもつて領事裁判權も滿洲國に移譲されることとなつた。然らば日本國の領事裁判權は如何なる方法と形式によつて滿洲國に受讓されるかについて略述すれば

一、且下通行中の民事事件のすべての訴訟事件は日本國に留保す

二、従つてこれが過渡的措置のため新東京、開島、奉天、哈爾濱司法官廳を四箇年のみ運轉する

三、前二項を除きあらゆる在滿日本國の司法權は十二月一日を期して滿洲國に移譲される、すなはち(一)人的には司法官廳を行使し來つた領事、副領事、司法警察官等約三百名は滿洲國司法官廳となり

(二) 裁判所、監獄等の司法施設を譲り

(三) 登記簿等も滿洲國に接管せられそのまゝ、效力を發生する

(四) かくて在滿日本司法部門の移譲を受けた滿洲國司法官廳は有力なる司法機關を統合し事實においては其の機構を擴大したわけであり、又在留日本人から見ても従來の日本側司法機關が個々については殆ど異動なく滿洲國側に接收されたのであるから何等の不安感はないわけである。のみならず、滿洲國司法當局は嚴然たる法治國としての司法組織とその機能の充實に邁進し來り、新東京に最高法院を吉林、奉天、哈爾濱、錦

州、齊々哈爾の五主要都市に高等法院を設け、新京ほか二十五都市に地方法院、その下に區法院を配し、各々檢察廳を配備し裁判、登記等の圓滑なる運営を期してゐる。

滿鐵附屬地は特別區とせず、移譲後における滿鐵附屬地は特別の行政區とすることなく概ね現行滿洲國機構に吸収されるものと見られてゐるが、附屬地内外の接續市外地はこれを合併し、市街地にして市制施行を適當とするものは市制とし、市制に適當せざるものは街(假稱)等の特別の組織が行はれる筈である。而して從來地方委員會の設けある地域については地方行政に參與するため諮問機關が設けられるものと見られる。これによつて市となるものは

- 新京、奉天の市編入を始めとして安東、營口、撫順、遼陽、鞍山、四平街、鐵嶺
  - 公主嶺、本溪湖、開原、瓦房店、大石橋
  - 蕪家屯、龍岳城、海城、范家屯、橋頭、鳳凰城
  - 村となるもの
  - 鷲冠山、連山關、郭家店、雙廟子、昌圖
  - 蕪平、松樹、新臺子
- に大體區劃される構想である。

### 滿洲國の諸制飛躍的に整備す

日本の有する治外法権撤廢が正式に決定して以來、滿洲國では友邦日本の絶大な好意に酬うため諸々準備を進め、對内的には政治、經濟その他諸制の整備充實を圖る一方、對外信用の確立を圖ると共に法權撤廢に直接關係を有する諸制度、諸法規、諸機關の改善整備を期し、今や何時撤廢實施に移されとも何等支障なきまでに調進を遂ぐるに至つた。しかして直接法權撤廢に關係あるものとしては

- 一、産業行政權に關するもの
  - 二、課稅權に關するもの
  - 三、警察行政權に關するもの
  - 四、司法行政權に關するもの
- があるが、左にこれが整備狀況をみることにする。

△産業行政權に關するもの  
法權撤廢準備の中でも最初に行はれたもので、從來の産業に關する制度は概ね外國の模倣であつて滿洲國の新國情に適しないのみならず、一面著しく排他的色彩を帯びてゐたので、これを改め日滿共同經濟の建前から總べて日本人の産業活動に適する如くに制度が改められた。從つ

てこれに伴ふ諸法規(日本人の産業活動に關係あるもの)も右の主旨に基いて編纂されたが、主なるものは

- 一、工業所有權に關するもの十九件
  - 二、度量衡に關するもの六件
  - 三、鑛業に關するもの十三件
  - 四、市場に關するもの四件
  - 五、畜産に關するもの二件
  - 六、專賣に關するもの七件
  - 七、林業に關するもの一件
  - 八、貿易に關するもの三件
  - 九、土地租に關するもの三件
  - 十、保險に關するもの一件
  - 十一、貨幣金融に關するもの十五件
- で日滿一體となつた經濟活動の法的準備は殆んど整備された。

△課稅に關するもの  
建國當時は民心の安定と事變による混亂を緩和せる租稅制度および徵稅機關を収斂す常態に復せしめるため、暫行的に舊政權時代の制度を採用し來つたが、この間新國家に相應しい永久の制度を確立すべく第一期、第二期及第三期に分つてこれが逐次制定を實現中で、昨年七月の法權一部撤廢によつて日本人に適用されるべき法令は

- 一、國稅に關するもの三十件
  - 二、地方稅に關するもの九件
  - 三、徵稅手續に關するもの二件
- で、この外に國稅徵收法と租稅犯處罰法が既に實施せられた。

### △警察行政に關するもの

警察行政の確立は國家存立發展の最大要件であるとともに、法權撤廢實施も司法行政制度とともに警察行政制度の確立如何によつて左右されるのであるから、實質的には警察行政制度の確立整備工作は法權撤廢の準備と言へる。即ち警察司では警察局長を委員長として治廢準備委員會を設け鋭意準備調査に没頭する一方警務總長を總動員して警察制度の整備充實に當り、第一に全國警察制度の統一、第二に警察法令の制定、第三に警察職員の充實を三大要項として努力して來た結果現在においては著しく面目を一新した。

- 一、司法警察の強化擴充については治安恢復とともに警察司法科を管掌機關として各省警務廳および警察廳に司法科又は刑事科を、各該警務局には司法科を夫々設置し、司法事務に經驗を有する日系警務指導官を地方に配置し、極力司法警察事務の刷新整備に努めてゐる。
- 二、司法警察關係法令の整備は司法部、民政部(現治安部)警務司の協力の下に努力し、建國三年三月司法部令を以て司法警察職務規程を公布し司法警察に關する職務上の諸則を定め、更に三年十一月民政部令を以て司法警察事務處理規程を定め、同三月公布の新刑罰訴訟法と相俟つて司法警察關係法令は一應整備し、近き遠き即決法も公布される規定である。

### △司法制度

建國前は各省分立下に地方分權主義を採用してゐたので人事行政は動もすると情實による人物登用に流れ、又實官等の弊風を生じ公明正大なる司法官としての素養ある者は殆んどなく、質的に著しい低調を示してゐた。建國以來當局では中央集權下に人事、會計、その他一切の司法行政を司法部において統一管掌し、舊習慣の打破に非常な苦心を拂つた結果、今

### △行刑制度

建國前における監獄看守所は犯罪者及び被疑者の自由を束縛し苦痛を與ふるをもつて足れりとしてゐた。從つて監獄看守所の設備或は囚人の教育、衛生等の如きは全く顧みられてゐなかつた。よつて司法部では審判制度の改善と併行して鋭意これが改善に努め、行政方面においては

新に監獄官制を公布し同事務分掌規定を定め、人的には日米職員を多数配属して指導に當らしめまた刑務官訓練所を設けて養成に當り、或は日本留學制によつて素質の向上に努めてゐる。なほ新監獄官制は新設の二十三監獄にのみ適用されるものでその他の舊監獄には適用されないがこれ等は漸次新監獄の施設擴充とともに廢止する方針である。新設監獄は一地方法院所在地に監獄を、二區法院所在地に分監を、三區法院所在地にして案件少い地方に於ては警察留置場を充て、監所とする事とし行刑機關の整備をなす事となつてゐる。

### 治政と財政經濟

財政負擔約三千萬圓を増加 治外法權の撤廢並に滿鐵附屬地における行政權の移譲により滿洲國內における政令は一途に出で、在滿洲國邦人も亦滿洲國の課税權と行政權下に立つこととなつたがこれを財政的見地より概観すれば從來滿洲國における財政系統は左の如く

- 一、附屬地行政關係職員 五、二〇〇人
  - 二、郵政關係職員 一、三〇〇人
  - 三、稅務、度量、保衛、救濟、勸業所等各種關係職員 一、四〇〇人
  - 計 八、二〇〇人
- 約 八、二〇〇人で總數八千二百人の多數に上り、これがたゞ滿洲國政府の財政的負擔は前記の如く人員費その他の經費を合せて約三千萬圓の負擔増加を來したわけであるが、この増加額を政府が如何に處理するかは明年度豫算編成上相當興味ある問題であり、目下主計處を中心し各部と折衝中の模様で、財源は大體左の如きものと觀測される。(單位千圓)

- 一、專賣、病院、選信、水道、學校その他行政收入 九、〇〇〇
  - 二、國稅收入 六、〇〇〇
  - 三、滿鐵納付金 三、五〇〇
  - 四、經費節減 二、五〇〇
  - 五、特殊會社その他の關稅特權の撤廢又は收入に基く收入 二、〇〇〇
  - 六、所得稅その他新稅設定 二、〇〇〇
  - 七、一級會計負擔 七、〇〇〇
  - 計 三〇、〇〇〇
- 現附屬地の邦人は漸進的に大増稅 治外法權撤廢に關聯してその影響の重大性から最も注目されてゐるのは課税權の移譲である。即ち課税權の移譲に關しては日滿兩當局並に滿鐵に對して附屬地内外及び附屬地と關東州内との課稅負擔の不均衡を生ぜざること、急激なる負擔増加を避けること等を建前として研究されてゐるが、實際問題となるのは從來滿鐵に對して行はれてゐる公費制度と滿洲國の租稅體系を如何に調整するかである。滿鐵は附屬地において土木教育(公費制度下における教育は小學校のみ)衛生、警備など内地の町村が行ふべき公共施設の維持のため公費制度なる特別會計を設け附屬地居住者より課金、手数料を徴收してゐる。課金には戸數割と雜種割があり、戸數割は附屬地内法人、組合、個人營業者、勤勞者よりその實力(所得、收益財產)に應じて徴收し雜種割は屬納品、

貸家、諸車、興業等に對して賦課する。主なるものは戸數割で昭和十一年度の收入は百三十二萬圓、雜種割六十六萬圓、手数料四十九萬圓であるが、これではなほ經費の支拂が出来ないので滿鐵は毎年補助金を支出してゐるが、同年度の補助金は五百六十萬圓に上つてゐる。

る。なほこれに滿洲國は家屋稅ともいふべき房捐が新に實施されるがその率は百分の二程度であり、邦人居住者には學校組合費(一人當り約二十四圓)も賦課されることとなる。

されてゐるが政府の方針は大體次の如くである。

- 一、滿鐵は成立の基礎を條約に有するものと認め治外法權撤廢と同時に新京支社によつて外國法人格を認む。
- 二、東亞烟草、國際運輸等の如き滿洲國內を主たる營業地とするものは滿洲國法人に組織せしめる。
- 三、滿洲國法人に轉化する會社で支那に支店を有するものは滿洲國法人に轉換すると同時に支那における治外法權享有の利益を失ふので、これ等については特別の考慮を拂ふ。
- 四、昭和製鋼所の如き特殊事情の如きものに對しても除外例は一切設けない。
- 五、商工團體も統合 民間商工團體としての重要機關たる商工會議所は治政により州内外に分離して新設さるべき滿洲國商工會議所(假稱)の下に商會、總商會、商工會議所、實業會、商工會等既存日滿類似機關が全部統合さるゝことになる。而して同法の制定と同時に同業公會法をも制定して既設の滿人同業公會及び日本人同業組合等をも適宜統合する意向とされる。たゞ日、滿兩國人はその生活様式或は社會的慣習の相違から一元的に統合することによつて著しい弊害を齎す向もなしとしないので、斯部門については日本人團體に對しては特別を設けることとする模様に對しては特例を避けんとして力めてゐる如くである。即ち滿洲

輸入組合聯合會、滿洲農業團體中央會、滿洲農業信用組合其他類似の機關で關東州内外に亘る團體が相當存任するがこれ等は當分從來と餘り變化なき扱ひを受けることになる模様である。たゞ治政後に來るものとしてこれ等機關もやがては滿洲國の類似機關へ統合されるに至ることは時間の問題と見られる。

取引所改組 滿洲國內における取引所は現在新京、哈爾濱の特産物取引所と奉天、安東における證券取引所の四つであつて、そのうち哈爾濱、安東および奉天の滿洲取引所は日本法人資格による民營の株式會社組織、新京取引所のみは關東局官營の取引所で、現在何れも關東局の監督下にあり、治外法權の撤廢と滿鐵附屬地行政權移譲によつて新京取引所以外は何れも一律に滿洲國法人資格に變更し、滿洲國政府經濟部の監督下に置かれることになる。たゞ問題は新京取引所で、滿洲國移管と同時にこれを民營の株式會社組織に改組するか、それとも従前通り官營組織を繼續するかについて相當議論がある。民間側では滿洲國移管を機に證券ならびに小麦粉等も合せて上場し、もつて滿洲國の中心地的清算市場たらしめんとする運動が起つたがその後取引所行政權が實業部より經濟部に移管されるに及んで、目下のところ官營方針を堅持するもの如くである。

なほ新京取引所の移管に關聯して民營の

清算會社たる新京取引所信託會社も同時に滿洲國法人に改組され、同じく清算業務を代行する筈であるが、同社の法人格變更に關しては解散手續を用ひずして現狀の儘これを滿洲國法人に移す便法が設けられる。

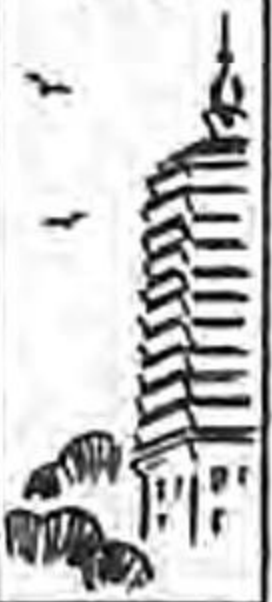
金融諸法規を劃一に適用

昨年六月實施された法權の一部撤廢により滿鐵附屬地を除き課税ならびに金融行政權が移管、圓滑に實施され通貨の一元的流通と並んで滿洲國金融行政の基礎が築かれたが、更に十二月一日から實施の附屬地行政權の全面的移譲によつて國內金融行政の確立を見ることがなつた。即ち昨年六月の一部撤廢と共に附屬地在滿邦人ならびに居住者に適用された金融關係法規は銀行法、無盡業法、金融合作社法、爲替管理令、金買上法、彩票條例、有價証券取締法、貸付法等であるが、これ等に對し日本政府では治政の精神に則り附屬地内においても努めて滿洲國政府の方針に協力して來つたといへ、經濟的に重要地帯を占める滿鐵附屬地行政權の未解決は國內金融の全面的統制に幾多の不便を免れなかつたが、來るべき移管により前記各法規は完全に劃一的適用を見ることがなり、商業五箇年計畫遂行と國內經濟の急速な發展に對する金融行政の完全なる遂行が期せられる。なほ治政と同時に滿洲國內に本店または主たる業務を

有する外國法人は滿洲國法人に改組、滿洲國政府の監督統制下に置かれ十二月一日から施行される外國會社法並びに新會社法の施行に基づき各種產業政策遂行上の障害が除去され、延いては産業金融政策の圓滑化が招來される。更に現在附屬地内において日本側法規の監督下にある金融組合は金融合作法の適用を受けて關東州を切り離し滿洲國政府監督下に置かれる。

滿鐵への補償は留保 附屬地行政權の移譲に伴ひこれまで滿鐵が經營し來つた諸施設、土地家屋等の滿洲國政府に對する移管が行はれるが、これ等に對する滿鐵への補償問題は附屬地行政權移譲に關する難關として日滿兩國政府間において折衝を重ねてゐるが、未だに兩者間に完全なる意見の一致を見ないので取敢ず無償借受けの形式で滿鐵から移譲を受け同問題は他日に留保することに決定した。今回滿洲國政府が移譲を受けるものは動産不動産を合して關東局關係官舎を含む六百六十萬圓、滿鐵分見積額五千四百萬圓見當で、滿鐵はこの外に公課その他の名稱による年收約百四十萬圓の財産を捨てることになるが、一方附屬地行政權の移譲に基づき滿鐵の負擔減は年額一千萬圓を見積られ滿鐵は傍系會社の開放と共に附屬地業務を一切切り離し鐵道經營一本となるわけである。

滿洲重要年史



皇紀 紀元前 二七〇	帝舜有虞氏の二十五年、唐虞氏可矢を朝貢す	西曆 紀元前 二三〇〇	唐の高宗總章元年、高句麗亡ぶ	二二六
紀元 四〇〇	秦支那を統一す	三〇〇	渤海の族人大祚榮高句麗の滅亡後、家屬を率ゐて營州に遷る	二二八
紀元 四〇〇	秦の始皇帝萬里の長城を増築す	三〇〇	唐の玄宗開元元年、粟末靺鞨の酋長大祚榮(高王)渤海國を建設す	二二七
紀元 四〇〇	漢高祖元年△秦亡ぶ	二〇五	わが聖武天皇神龜四年、渤海國使節をわが國に派遣朝貢す	二二七
紀元 四〇〇	漢元帝の建昭二年、東明王朱蒙高句麗國を建設す	七	契丹即ち遼の太祖耶律阿保機生る	二二五
紀元 四〇〇	高句麗六世太祖王北滿を攻略す	三	梁末帝の貞明二年耶律阿保機自立して契丹國皇帝を稱す。	二二六
紀元 四〇〇	佛教支那に入る	七	後國號を遼と改む	二二九
紀元 四〇〇	漢譯法華經成る	六	阿保機漢人保護のため臨潢に支那式都城を築く	二二九
紀元 四〇〇	高句麗百濟と戦ふ	三	阿保機漢書よりの音讀文字なる契丹文字を新作す	二二九
紀元 四〇〇	高句麗小獸王の時、前秦王苻堅僧順道をして初めて佛像經文を傳へしむ	三	渤海第十四代大麗諱の時、阿保機のために滅す	二二九
紀元 四〇〇	高句麗長壽王の十五年、都を平壤に遷す	三	契丹の太宗後晉を滅し、開封	二二九
紀元 四〇〇	隋支那を統一す	六		
紀元 四〇〇	隋亡び唐となる	六		
紀元 四〇〇			に據つて遼を號す	二二九
紀元 四〇〇			遼の太宗歿す	二二九
紀元 四〇〇			遼の聖宗遼軍を遣して高麗を侵す	二二九
紀元 四〇〇			遼、宋と和議す	二二九
紀元 四〇〇			遼の道宗清寧五年、五千四百八卷の大藏經版の大事業成る	二二九
紀元 四〇〇			金の太祖阿骨打生る	二二九
紀元 四〇〇			阿骨打遼軍を拉林河畔の東江州に擊破す	二二九
紀元 四〇〇			宋徽宗の政和五年、女眞の酋長阿骨打(金の太祖)遼を覆し大金と號し帝位に即く。會寧(吉林)に都し、收國と建元す(吉林)に都し、收國と建元す	二二九
紀元 四〇〇			金の太祖完顏希尹に命じ、契丹文字に倣つて女眞文字を製せしむ	二二九
紀元 四〇〇			金の太祖遼の西京を陥る	二二九
紀元 四〇〇			金の太祖五十六歳で歿す	二二九
紀元 四〇〇			遼滅す	二二九
紀元 四〇〇			金の太宗、宋の都汴京(開封)を陥れ、上皇徽宗、帝欽宗を今の吉林三姓の五國城に幽閉す	二二九
紀元 四〇〇			蒙古の部長合不勒金軍を破る	二二九

- 一八二 金の始古乃都を燕京に遷し、中都大興府と稱す 一八二
- 一八三 遼木眞、内外蒙古の聯合軍を抗海に破る 一八三
- 一八四 遼木眞内外蒙を平定大汗の位に即き、成吉思汗と號す(元の太祖) 一八四
- 一八五 成吉思汗南侵し、西夏を降す 一八五
- 一八六 金都を燕京より汴京に遷す 一八六
- 一八七 蒲鮮萬奴東京に獨立し、國を大眞、自ら天王と稱し、天泰と建元 一八七
- 一八八 萬奴蒙古に逐はれ、今の間島附近に遁れ國を東眞と號す 一八八
- 一八九 成吉思汗四子をして花剌子模國を征せしめ、セミスカンドを降れ、之を滅す 一八九
- 一九〇 蒙古軍諸侯の軍をカルカ河畔に破り、南ロシアの地を劫掠して東歸す 一九〇
- 一九一 成吉思汗歿す 一九一
- 一九二 蒙古に征せられ東眞滅ぶ 一九二
- 一九三 元の太宗六年、蒙古金を亡ぼす 一九三
- 一九四 成吉思汗の第三子窩闊察(太宗)略喇和林に支那風の城廓を築き、宮殿を建て國都を奠す 一九四
- 一九五 蒙古拔都をして歐洲に侵入せしむ 一九五
- 一九六 蒙古太宗五十六歳で歿す 一九六
- 一九七 蒙古の旭烈兀西征してバグダッドを陥れ東サラセン國を滅す 一九七
- 一九八 憲宗宋討伐の半にして死す 一九八
- 一九九 忽必烈大汗となる 一九九
- 二〇〇 忽必烈(世祖)都を喀喇昭林より燕京に遷し、國號を元と改め、年號を至元と稱す 二〇〇
- 二〇一 元、高麗の兵、わが豊岐、對馬を犯す 二〇一
- 二〇二 元軍臨安を陥れ宋を滅し、支那全土を統一す 二〇二
- 二〇三 元の水軍わが國に來寇し、失敗して歸る 二〇三
- 二〇四 元の世祖在位三十五年で歿す 二〇四
- 二〇五 元の順宗至正二十七年、國號を建て、より九十八年にして明のため元亡ぶ 二〇五
- 二〇六 明の成祖建都の可汗本雅失里を斃れ河野に擊破す 二〇六
- 二〇七 明の成祖瓦剌部を外蒙土拉河畔に破る 二〇七
- 二〇八 建州女眞の李滿住佳江に移る 二〇八
- 二〇九 更に遼河上流蘇子河の流域赫圖阿拉に移る 二〇九
- 二一〇 羅補通人延可汗となり、瓦剌部を破り、諸部を統一して蒙古の覇權を握る 二一〇
- 二一一 コサツクの酋長エルマーク島拉山を越ゆ 二一一
- 二一二 エルマーク西比利亞に侵入す 二一二
- 二一三 建州女眞の出愛親覺羅努爾哈赤(清の太祖)、明神宗の萬曆四十四年、五十八歳で汗位に即き國號を金(後金)と稱し、年號を天命と定む 二一三
- 二一四 太祖葉赫部と明の聯合軍と薩爾山(撫順の東方)に戦ひ、之を大破す 二一四
- 二一五 太祖都を瀋陽城(奉天)に遷す 二一五
- 二一六 太祖明軍と戦つて歿す 二一六
- 二一七 清の太宗第一次朝鮮征伐を行ふ 二一七
- 二一八 國人太平洋沿岸に達す 二一八
- 二一九 後金の太宗内蒙古をも統一して國號を大清と改め、皇帝に即位す。尙ほ金國の名を廢して滿洲國と呼び、その部族名も滿洲人と稱せしむ(ニサツオホツク海に出づ) 二一九

- 二二〇 太宗第二次朝鮮征伐を企て、京城を陥れ城下の盟をなさしむ 二二〇
- 二二一 ロシア、オホツク市を建設す 二二一
- 二二二 太宗瀋陽城内清寧宮に歿す 二二二
- 二二三 李自成北京を陥れ、明を滅す 二二三
- 二二四 清の世祖順治十年、遼東番招民開墾令を發布す 二二四
- 二二五 清の順治十四年、在住支那人に對する行政機關として奉天府を設置す 二二五
- 二二六 清康熙二十八年、ネルチンスク條約により露支國境を黒龍江の上流額爾古納河と決定す 二二六
- 二二七 清高宗乾隆十一年山海關に關を設け、漢人の往來を嚴査しその移入を制限す 二二七
- 二二八 清、準噶爾部を殲滅す 二二八
- 二二九 清、天山南路を征服す 二二九
- 二三〇 清高宗乾隆三十八年四庫全書館を開く 二三〇
- 二三一 清嘉慶八年、滿洲の一部を開放す 二三一
- 二三二 清國英國との間に南京條約を結び、英國のために福州等五港を開き、香港を割譲す 二三二
- 二三三 長髮賊の亂起る 二三三
- 二三四 營口外國市場のために開放さる 二三四
- 二三五 文宗の咸豐八年、露國公使イグナチョフ清に迫つて愛琿條約を締結せしめ、黒龍江北を占領す(英佛兩聯合軍天津に迫り、清之と天津條約を結ぶ) 二三五
- 二三六 英佛軍北京を陥れ、清と北京條約を結ぶ(牛莊開港) 二三六
- 二三七 シアとの間に北京條約を締結し、烏蘇里江東岸地を與ふ 二三七
- 二三八 ロシア浦蘆斯德を經營す 二三八
- 二三九 德宗の光緒七年、奉天、旅順に洋式砲臺を新築す 二三九
- 二四〇 ロシアと伊犁境界條約三條を結ぶ 二四〇
- 二四一 清佛又交戦し、佛將クルベ1福州の兵器廠を破壊す 二四一
- 二四二 東學黨の亂起る(之に關聯して日清戰爭勃發す) 二四二
- 二四三 二月李鴻章を日本に遣し和を講せしむ(營口威海衛茶灣及澎湖島占領北洋艦隊全滅) 二四三
- 二四四 四月日清講和條約成る、三國干涉(五月日本軍基隆を取り臺北城占領(佛蘭西廣東、廣西、雲南の鎮山採掘權を得) 二四四
- 二四五 佛國廣州灣を租借す(ロシアとの遼東半島租借境界議定書成る) 二四五
- 二四六 ロシア關東州を設置す(山東省に義和團匪起る) 二四六
- 二四七 義和團匪鎮壓のため各國聯合軍天津、北京を占領す(列國と和成り、義和團匪の亂平定) 二四七
- 二四八 露兵奉天を占領す 二四八
- 二四九 日露戰爭起る(奉天安東を開放) 二四九
- 二五〇 清國日露交戦に局外中立 二五〇
- 二五一 カシニ條約成りロシア東清鐵道敷設權膠州灣租借權を獲得す 二五一
- 二五二 獨逸膠州灣を占領す(ロシア西伯利亞隊をして旅順を占領せしめ、更に旅順、大連の租借及び東清鐵道幹線の一處より旅順、大連に接續する鐵道の敷設權を要求) 二五二
- 二五三 ロシア遼東半島を租借し、旅順に軍港的施設と大連に商港の建設をなし、全滿洲を南北に縱貫する鐵道を敷設す(獨逸と膠州灣租借を約す) 二五三
- 二五四 英國威海衛を租借す(日本と福建省不割讓を約す) 二五四
- 二五五 佛國廣州灣を租借す(ロシアとの遼東半島租借境界議定書成る) 二五五
- 二五六 ロシア關東州を設置す(山東省に義和團匪起る) 二五六
- 二五七 義和團匪鎮壓のため各國聯合軍天津、北京を占領す(列國と和成り、義和團匪の亂平定) 二五七
- 二五八 露兵奉天を占領す 二五八
- 二五九 日露戰爭起る(奉天安東を開放) 二五九
- 二六〇 清國日露交戦に局外中立 二六〇

二五五 宣言長沙を開港  
九月日露休戰議定書調印、日露講和條約調印、十月日露講和に關し昭勅下る、日清滿洲に關する條約調印さる、露艦六隻吳淞に進入、米國鐵道王ハリマン滿鐵買収を策す

二五六 六月南滿洲鐵道株式會社に關し勅令公布され、十一月同社創立、英清西藏條約締結、人身賣買禁制發布、阿片煙禁を嚴重にす、北滿開放實行、日清合辦本溪湖鐵道公司開坑式舉行

二五七 日清合辦鴨綠江採木公司成立す、法庫門新民屯間の鐵道布設權を英國ボーリング商會獲得す、米領事ストレーン滿洲銀行を創立、滿洲に於ける礦山森林農業鐵道の獨占を計畫す、西太后國會開閉期を發布、宣統帝即位式舉行

二五八 宣統元年間島に關する日清條約成る、ハリマン巴里にて國際シンヂケート組織、東清鐵道の買収を企つ、米國錦縣城より齊々哈爾濱を経て愛理に至る滿洲鐵道建設權を獲得、米國務卿ノックス滿洲鐵

二五九 道中立案を列國政府に通知す、辛亥革命起る、英清阿片條約調印、國境列車直通運轉に關する日清協約調印さる、露蒙協約締結、革命軍南京を陥れ、黃興大元帥に推され、孫逸仙大總統に當選す、米國務卿ノックス英獨佛を誘つて四國借款團を組織、滿洲進出を企圖せるも、日露兩國之に反對、且武漢革命で頓挫す

二六〇 清朝亡び中華民國となる、孫逸仙南京で大總統就任、袁世凱大總統就任、民國議會法發布さる

二六一 支那國會開設、憲法起草委員會成る、孫逸仙黃興日本に遊る、袁世凱大總統に當選、露支條約調印され、露支の紛糾一旦落着す

二六二 奉吉黑の都督を改め將軍及び巡按使を設けて軍民分治を行ふ、日本軍青島占領、參政院成る、修正大總統選舉法決定、所謂二十一箇條々約を日本と締結、露蒙支恰克圖條約調印、國民代表大會組織法公布、石井ランシング協定に於て日本の滿蒙に於ける特殊利權を

二六三 米國承認す、張勳の復辟運動失敗に歸す、廣東軍政府組織され、孫文大元帥となる

二六四 支那政府外蒙古獨立を取消さしむ、張作霖東三省を統一す、對支四國借款團成立に際し、日本再度米國に對し滿蒙に於ける特殊利權を確認せしむ、寬城子に日支兵衝突す

二六五 支那東支鐵道守備權を奪回す、張作霖安直戰爭後中原に發言權を獲得す

二六六 外蒙古再びソ聯庇護の下に獨立政府を組織、活佛皇帝と稱す、英國の京奉鐵道全通、孫文廣東政府大總統に就任す

二六七 九國條約成立と共に米國石井ランシング協定を廢棄す、張作霖第一次奉直戰に敗退してその官職を奪はる、支那ロシアの革命に乗じて東支鐵道を回收す、支那衆議院二十一箇條々約廢棄を可決す

二六八 張作霖第二次奉直戰にて大勝す、民國十三年露支協定、露蒙協定成る

二六九 郭松齡張作霖に反旗を翻へし、敗れて銃殺さる、國民政府成立し、蔣介石革命軍總司令に就任、宣統廢帝北京を脱

二五〇 出し、日本公使館に入る、孫文致す

二五一 張作霖入京し、安國軍を組織す

二五二 張作霖中華民國大元帥に就任す、支那交際斷絶す、新國民政府成立す、日本對支出兵す、滿洲に排日運動起る、日本山東派遣軍を撤去す

二五三 張作霖吳俊陞爆死す、張學良三省保安總司令に就任、東三省統治の臨時憲法草案成る

二五四 東三省統治外交改革宣言、日本第二次第三次山東出兵、張學良青天白日旗を掲揚す、楊宇霖、常蔭槐暗殺さる、東北軍權ヘルビンのロシア總領事館襲撃から露支交際斷絶す

二五五 支ハバロフスク協定成る、南京政府樹立さる、日支濟南事件解決、山海關にて日支兵衝突

二五六 張學良陸海空軍副司令に就任す、胡蘆島築港起工式舉行さる

二五七 東支鐵道問題商議をモスクワに開會、萬寶山事件起る、日本陸軍大尉中村震太郎氏等支那兵に殺害さる、滿洲事變勃發、九月日支兵北大營附近に衝突

二五八 突して日本兵奉天及び寬城子占領、南京政府滿洲日支事件調停を國際聯盟に依頼、張作霖等新政政府樹立宣言、十月聯盟事務總長ドラモンド紛爭擴大防止を日支兩國に勸告、南京政府日本に撤兵要求、十一月日支兩軍嫩江に衝突、聯盟理事會議長ブリアン交際防止を日支兩國に勸告、馬占山討伐の日本軍チ、ハル入城、南京政府日本に再度撤兵要求、十二月威式親奉天省長就任、日本軍匪賊を掃討、盤山滿洲子打虎山を占領、黑龍江省獨立宣言を發表す

二五九 滿洲事變、一月日本軍錦縣入城、黑龍江省新政府成立、錦西匪賊襲撃日本騎兵聯隊長古賀傳太郎大佐戦死、張海勳等滿蒙新獨立國創設を計畫、二月日本兵丁超軍を攻撃開始、日本軍ハルビン入城、滿洲獨立議決、國際聯盟支那調査員リットン卿一行來朝、二月上海事變起る、滿洲國生誕す

二六〇 三月張景惠滿洲國建設宣言大同と建元す、滿洲國建國式舉行、溥儀執政に就任、謝介石列國に滿洲國建設通告、滿洲國

二六一 首都長春を新京と改稱、五月滿洲國中央銀行開店、六月滿洲國關稅自主宣言、七月滿洲國使節節修赴日、支那政府在滿郵政局即時閉鎖發令、滿洲國奉天郵政局事務開始、支那政府滿洲關稅封鎖斷行、馬占山敗走、駐滿特命全權大使武勝儀大將軍奉天着、九月日本滿洲國を承認、滿鐵定章調印さる、滿洲國使節歸國渡日、十月リットン報告書發表、十一月日滿三千萬圓新借款成立、日本軍扎蘭屯占領、十二月日本滿洲國に帝國大使館開設、皇軍蘇炳文張殿九討伐宣明、ロシア蘇炳文等の引渡を拒絶す、露支交際回復す

二六二 一月日支兩軍山海關南門に衝突、滿洲國張學良に警告を發す、支那山海關事件に關し對日抗議文を發表、二月熱河討伐、(日本軍)沙嶺山占領、三月日軍赤峰凌源占領、支那政府日本の熱河撤兵を要求、日本軍承德に入城、皇軍滿平及び古北口占領、三月日本滿洲國問題より國際聯盟退盟聲明、四月滿洲國新尺貫採用、商

租問題日滿協定成立○滿洲國憲法制定調査開始○東支鐵道を北滿鐵道と改稱○丁士源初代駐日公使となる○五月支那黃郭を北平政務委員會長に任命○日滿合辦電氣會社創立○日支兩軍停戰協定成立○ソ聯正式に北滿鐵道を提議○七月支那政府滿洲國輸入商品高率關稅試課○武蔵大使逝去○滿洲國幣制用○親滿義勇軍多倫占領○九月滿洲國建國一週年記念式舉行○十月ソ聯怪文書發表○十一月山海關正式に滿洲國に編入さる○滿洲國舊軍備債務清算完了

三五五

一九三〇

田副總辭任、大村卓一氏新任發令○鴨綠江探木公司營業期間を康徳七年迄延長發表○哈爾濱ソ聯通商部閉鎖○十月滿洲國ドイツ間に爲替交換開始○滿支間電信協定成立○對支政策檢討の陸軍側大連會議開催○滿洲國移民協會設立、發起人總會開催○關東軍滿洲國境紛争に關し態度聲明○陸軍中央部非武裝地帯内の自治運動彈壓の支那軍侵入を許さぬ旨發表○日滿通貨安定方針成る○十一月滿洲港開港○國民政府銀國有中央準備銀行設立、法定價確立を内容とする幣制緊急令公布○我大使館武官護衛少將幣制改革案斷乎排撃の聲明發表○滿洲國ポランド間爲替交換開始○康徳三年度滿洲國國防負擔金千九百五十萬圓に決定○リースロス、北支自治反對を表明○滿洲國軍會議決裂○滿洲國第一次治外法權撤廢現地具體案承認○十二月ドイツ經濟使節團外交部當局に大豆輸入問題、滿獨貿易調整につき協議○關東州内の小洋流通禁止さる○冀東防共自治委員會改組

より聲明發表○滿洲國政府御用關花紋章式公布○五月中米サルヴアドル共和国滿洲帝國承認を通達○六月秩父御名代宮殿下御親書を滿洲國皇帝に捧呈○滿洲國政府舊紙幣整理辦法を公布○康徳元年度豫算公布○七月奉山北寧直通列車開通○古北口稅關分館正式に事務を開始

三五六

一九三〇

して自治政府とし股汝耕氏長官になる○日滿兩國間郵便業務協定新訂で調印

三五七

一九三〇

共和國大統領より滿洲國皇帝陛下に對し友好關係希望の親書來る○サルバドル共和国新政府より滿洲國外交部大臣宛公文送達○滿洲國皇帝陛下在京大臣に對し日滿不可分關係を御諭し遊ばさる○五月滿洲國政府と關印政府間に兩國爲替の正式交換開始○滿洲國皇帝陛下日滿兩國依存詔書を漢發○我駐支公使館を大使館に昇格通告○滿洲國國務總理鄭孝胥氏辭表捧呈、張景惠内閣成立○日滿稅關協定調印○滿洲國で滿蒙豫備會商○六月梅津何應欽協定成る○南京政府放韓邦交令公布○駐日滿洲國公使館大使館に昇格謝介石氏初代大使任命さる○哈爾濱問題解決○七月滿支間電話通話實施○日滿經濟共同委員會成立協定調印○林滿鐵總裁辭任○八月松岡洋右氏滿鐵總裁後任に決定○滿洲國開業開發會社創立○京濱線のゲージ變更

三五八

一九三〇

一月北滿特別區廢止さる○冀察經濟委員會委員決定○滿鐵附屬地委劃分決定○日滿郵便條約實施○中日貿易協會創立○二月滿洲國治外法權撤廢の實施委員會設置○北滿水災救濟補助金に滿洲國、滿鐵より各五十萬圓交付に決定○滿洲國商標法先願主義に改正○滿洲國最初の工場財團法を滿洲工廠に適用○ソ聯、奉天總領事館閉鎖を滿洲國に通告○三月冀東政府輸入税を改正○在華紡績同業會で北支棉花開發五箇年計畫を樹立○蒙古共同貨物通車協定成立○蒙古共和國陸軍相國防計畫を發表○植田關東軍司令官着任○聯銀券附屬地撤退に決定○四月滿洲國國務總理長岡陸一、郎氏辭任、大連茂樹氏新任○冀東政府修交特使池宗錫氏一行來滿○興安北省長以下蒙古顯官の通ソ事件は滿洲國軍法會議に附せられ凌遲等四名死刑○北鮮三港滿鐵に委託經營に決定○滿獨貿易協定調印さる○五

月滿洲國駐獨初代通商代表は加藤前政科長に決定○滿獨通商實施に當り財政部は對獨爲替統制に關して發表○我外務省は北支の特種貿易に關する英米の抗議に反駁的覺書送達○滿洲國々債償還を目的とする貯蓄銀行改正法議會通過○冀察政府幣制統一計畫を發表○滿ソ水路共同技術委員會中市に開催○六月滿洲國境劃定交渉に關して滿洲國政府反駁回答を發す○滿洲中央銀行正副總裁更迭、後任總裁は田中日銀理事○滿鐵は内地輸出炭不足を新邱炭で補充に決定○大連取引所金建實施○七月日滿時差解消日決定さる○國有林開發の爲永久的の三森林鐵道敷設決定○社線國鐵を一丸とする全滿鐵道統制機關の創設要綱發表さる○滿ソ水路會議決裂○八月滿洲國貿易緊急統制法公布實施さる○北滿經濟開發に關する關東軍滿鐵合同懇談會開催○金井章次氏間島省長に任命され邦人最初の省長となる○海外拓殖委員會は對滿大量移民決行を政府に進言





立。

三 日 北滿産業開發連絡機關設置のため當局者初顔合せ  
▽英國政府南太平洋の八島嶼ヲ  
エントラ群島併合の旨發表  
▽高亞司長、川越大使を訪問會談、後川越大使陸海武官と協議重大請願をなす。

四 日  
五 日 △イタリ約四割九厘平價切下。

六 日 郵便料金値上げの決定を逡信省發  
▽政府所有滿鐵株に對し大蔵省拂込み拒否の意向傳はる  
▽英政府太平洋防備制限存續を日本へ提言  
▽外相代理桑島東亞局長南京川越大使と重要協議、新訓令を傳達  
▽重光駐ソ大使關東軍訪問對ソ懸案につき重要協議  
▽郵便貯金利率下、二分六厘四毛に内定。

七 日 香港にて抗日陰謀團八十五名逮捕  
▽重要物資物の綜合調査機關を滿洲臨時産業調査局内に設置  
▽滿鐵十二年度事業費豫算提出額の半額に削減

八 日 川越、蔣第一次會談初まる  
▽漢口に對日不法事件邦商店頭に爆彈投擲さる。

九 日 滿洲産業五箇年計畫大綱決定  
▽入滿苦力一日平均二百人に達し山海關機關苦慮。

十 日 興中公司十河社長駐日英大使訪問、天津電業經營に日英合作を提議  
▽英支合辦羊毛織物會社香港に設立  
▽北平太石油試掘期限延長、日ソ間に正式調印。

十一 日 滿ソ東部國境に於て蘇兵の不法射撃により滿ソ兵對峙。

十二 日 陸相、新國防豫算の所要額承認を閣議に提言  
▽懸案中の英國對支借款問題成立す  
▽英、米、佛三國間に「新金本位制」協定成立す  
▽關東州稅制改正の根本方針決定  
宅地租、家屋稅新設  
▽歐亞貨客連絡會議より宇佐美代表團請、日滿側の提

案殆んど通過  
▽英國大蔵省當局は對支貿易促進のため上海に代表者を常駐するに決定  
▽警察經濟委員會主席に瀋安福系財政通李恩清氏就任  
▽川越具體的折衝に關し、我政府交換條件を峻拒に決定。

十三 日 警察政務委員會、龍煙鐵礦公司に其の經營管理の移管を命ず  
▽龍煙鐵礦、警察政務接收後日支合辦にて採掘開始の旨  
▽日本五大電力會社天津電業公司に二百萬元投資に決定  
▽桑島東亞局長南京より歸朝、外相に現地側の意見希望を報告  
▽對滿商業移民八十名東京より來連  
▽須磨總領事高司長と大使館に會談、日支交渉の前途多難視さる。

十四 日 英國は日、佛、白三國を誘ひ對支國際借款協定を企圖す  
▽滿鐵原案の新起債引受をシ團拒否に決す  
▽孔支現財政部は英支輸出信用借款の成立を肯定。

十五日 蔣の招電に傳復  
南下  
▽日本重要肥料統制法制定

十一月一日より實施に決定  
▽滿鐵會社株開放に決定  
十六 日 滿洲國の東北部東邊道へ、培養鐵を主に第四次新線計畫大綱決定  
▽警察政務委員會機構改革正式決定。

十七 日 商工省の北支資源調査員派遣決定  
十九日東京發  
北平にて日支航空連絡につき協定成立  
調印さる  
▽ソ聯モスコウウラヂヤ間に定期航空連絡開始に決定  
▽大日本青年黨結黨式を舉ぐ  
▽韓復榘、杭州にて蔣と會談、中央絕對服従を表明。

十八 日 滿洲國立金鑛精煉廠、奉天に起工式を舉行  
▽田代軍司令官、宋哲元間に北支に於ける日支經濟提携の原則的協定成立  
▽北支問題につき支那側要人杭州會議を開催。

十九 日 滿洲石油株式會社一千萬圓に増資、會社法改正さる  
▽滿洲國生命保險會社法公布  
▽佛支間に長慶一成都間の鐵道建設協定成立  
▽川越、張第四次會談  
▽警察經濟委員會李主席、田代司令官を訪問  
日支合作具體

案につき提議。

二十 日 文部省教務局新設に決し、明年度豫算に計上  
▽英國駐支通商代表任命。

二十一 日 英支借款成立を英大使館參事館否認  
▽臺灣島港改築費二千萬圓五箇年計畫決定  
▽滿洲國國道橋梁大修築の豫算六千五百萬圓の五箇年計畫發表  
▽駐日英商務官サムソン氏外務省商務局長訪問、日印通商條約廢棄を通告  
▽日本經濟聯盟貿易統制に關する商工省詰問の答申案を小山商相に提出  
▽有田、ユレニエフ第二次會談國境再委員會議案につき我が回答案を示す  
▽川越、張第五次會談行はる

二十二 日 京城の日、滿、鮮、合同産業調査會議に於て北鮮、東邊道の工業化、鴨綠江水電問題等を協議  
▽鐵鋼協議會では鐵鐵販賣機關一元化に關連し滿洲鐵輸入税全廢に意見一致す  
▽滿洲國財政部、臨時産業調査局、滿鐵産業部を動員、農村金融情況調査に決定  
▽國民政府李

思浩を警察政務委員會委員に任命  
▽漢口にて日本陸隊關係者支那人暴漢に襲はる。

二十三 日 滿洲國地籍整理局では土地新定法を日本人に適用する旨布告  
▽松花江上流に滿洲國一の原始林を發見  
▽新京特別市は資本金三百萬圓程度の滿人金融組合設置計畫案を作成  
▽神戶愛港會滿洲大豆等特産品取扱の大坂港移管問題反對を聲明  
▽南支の英國飛行場設置案に對抗米國はマニラ香港中間のブラタス島に飛行場貯油場、無電氣設置方を支那側に交渉す  
▽滿鐵は南滿熱河北滿を一丸とする統制的商工業助成機關創立案を決定。

二十四 日 ポルトガル、スペインに對し國交斷絶を聲明  
▽軍需品積載船二十八隻、飛行機十數機輸送を傳ふ  
▽須磨總領事歸朝、外務、陸、海當事者首腦部會議を開く  
▽北支將領西安に蔣介石を迎へ、結束を誓ふ  
二十五 日 昭和製鋼所第三

期増産計畫の具體案を決定  
▽湖北主席湯永泰殺され、犯人現場にて逮捕。

二十六 日 日本學術協會、明年は滿洲開催に決定  
▽輪船滿洲雜羊事業に著目、雜羊輸入増殖會社の創設を計畫。

二十七 日 大蔵省、砂鹽消費稅増率を發表、一千八百萬圓程度の増收見込  
▽密山縣與凱湖西方にてソ聯兵不法射撃し國境監視隊と對峙す。

二十八 日 滿洲國第三次關稅改正に對する奉天商工會議所並に滿洲工業會の要望案作成、稅率引下げ希望一六三品目  
▽山西省太原に抗日高潮し邦人藥種商に公安局員暴行、家財道具を破壊、捕人を拉致す。

二十九 日 滿洲國內振替貯金制度要綱發布、十二月一日より實施  
▽商工省では石炭液化工場創設案決定、年産二萬噸豫算一千七百萬圓。

三十 日  
三十一 日 滿洲國棉花二十年計畫案を五箇年に短縮する旨

發表  
▽全滿一の奉天北飛行場十月三日より開場の旨發表  
▽海拉爾日本商工會議所設立  
▽須磨總領事上海歸著、陸、海、外、出先首腦に政府の意向を傳達。

十一月  
一 日 發行價格を割つた三五分國債益々下落、金融業者は保有力飽和のためと觀する。

二 日 滿洲國金屬會社法公布、滿洲國產雜土頁岩よりアルミニウム製造の特殊會社設置に決定  
▽滿洲國境河川に於けるソ聯アムール船船局の不法測量に滿洲國ハルビン航路局抗議  
▽滿洲國は中銀からの借入金を公債に借換へるため五千萬圓の整理公債發行中銀一手引受に決定  
▽南京にて陸、海、外の出先會議行はる。

三 日 阜新新田の大規模露天掘一日より開始、臺灣島への鐵道輸送連絡完成  
▽北平大學生一齊休校宣傳隊を組織し、排日デモ街頭演説を行ふ  
▽ソ伊兩

國軍艦バルセロナ沖にて對峙中。

四日 マ燃料國策のため資本一億圓の半官半民の液化工業株式會社設立に決定、先づ百萬噸液化計畫を樹立マ南京政府行政院會議、國貨統一公司設立案を決定マ東京商議院整理案に對する意見書を大藏省に提出マルーズベルト氏米大統領に再選。

五日 マ重光駐ソ大使赴任マ國民政府八十二商埠地を近く閉鎖する意向を漏らすマ南京政府顧問ドナルド氏國防經濟に關する英支共同案を獻策マ關東軍司令部に各機關代表四十餘名參集産業開發五箇年計畫を合同審議一部決定マ帝國燃料會社設立要項閣議にて決定マ北平各大學教授學生は激越なる抗日電報を中央に送るマ太原事件、支那側の陳謝により解決。

六日 マ商埠地取消説につき支那側當局否定マ撫順炭礦明年年度豫算は三千九百萬圓、空前の大豫算△改正蘇業組合法施行

七日 マハルビン農事試験場を瀋陽に移し百萬圓で施設するに決定マ北支に五大電力會社共同の電力與業會社設置決定、興中公司側面より援助マ上海の邦人紡績罷業俄然狂暴化し爭議員等機械設備を破壊す、我陸隊隊員警戒。

八日 マ滿、獨間に石炭液化工場建設に關する契約成り、アイスヤ法を買収マ茂山鐵礦の製鐵工場を清津に設置するに決定マ内蒙軍、綏遠軍へ威嚇的擧撃を敢行大部隊の衝突切迫すマ南京政府、山西軍を綏東に出動せしめ中央軍を山西に移駐するに決定マセメント聯合會の總會開催、定期限産率を六割三分と決定、産業界空前の高率マ日支合辦の新航空會社「惠通公司」は天津周子飛行場にて開業式を

行細則公布十月より實施マ支那の抗日戰線益々擴大、在米の支那人海員海上抗日會を組織マ上海紡績界の活況につれ支那人工場に擧つた罷工は漸次邦人工場に波及不穩の色漲るマ須磨領事高氏と會議、側面より防共の眞意を強調マ各政黨共同戰線を張り憲政擁護運動を展開せんとする氣運濃化し、政府との軋體深刻化すマスペイン首都反政府軍に完全に包圍さる。

七日 マ國策統合機關設置につき政府明年年度追加豫算に計上するに決定マ在北支日本側紡績業各團體、滿鐵、天津軍、外務省、冀東政府、保護下に東亞棉花協會の設立を決定。

八日  
九日 マ貴族院制度調査會官制勅令により公布マ三國體改革に關する軍部案全貌發表さるマ日本民間製鋼業者の統鐵關稅引下げ要請運動議會切迫と共に

舉行マ釜山、安東間急行貨物列車運轉と安東の保稅暫行通過で鮮滿貨物長距離の快速輸送開始所要時間五分の一短縮マ日滿兩國間の郵便振替連絡十二月一日より開始に決定。

十九日 マ青島邦人紡績工場の新ストライキ發生マ南支の排日運動再び表面化マ獨伊兩國相呼應してスペイン新政權を承認、新代理大使の派遣を決定マ飛機、砲兵の掩護の下に内蒙軍猛撃を開始各地に進出、中國共產系の學生包圍に侵入。

二十日 マ滿洲國駐在ドイツ通商代表にクノール博士任命マ日本軍將校五名昌黎保安隊に拉致さるマ全滿兵團長會議關東軍司令部に開催。

二十一日 マ鮮銀の在滿各支店及滿銀、正隆は滿洲興業銀行に合併に決す、業務引繼は明年一月一日。  
二十二日 マ大藏省は證券の發行限度を三億五千萬圓から五億圓にする方針を決定マ綏東事

旺盛マ鐵道總局の豫算總額二億五千七百萬圓、無事通過を豫想さるマ南京政府、冀察の低稅輸入品の取締を徹底すべく天津伊租界に検査所設置に決定マ上海紡績の罷業益々激化、邦人工場東華同興上海紡績罷業開始マ川越、夢の最終會議終了日支交渉一段落の模様マ甘肅、寧夏省境にて中央軍對共產軍激戰雙方損失多大を傳ふ。

十日 マデンチツヒ自由市ドイツに復歸する旨宣言すマ貴族院制度調査委員任命さるマ昭和製鋼所の増産方針決定、資金は滿鐵未拂込債集と社債發行で充當マ獨、ソ航空連絡新協定成立マ大藏省見積り歳入總額二十億圓、歳出入概算の査定ほぼ終了。

十一日 マ湯治安河北省代理主席に推され、宋哲元は經濟開發に専念に決すマ上海紡績界日系染織、毛糸等の工場にも波及。

十二日 マ滿洲國重要産業統制法制定原案は日本關係各省も件のため山西懸落。  
二十三日 マ抗日人民戰線派の巨頭連、上海共同租界佛租界兩工部局警察の手にて一齊檢擧さるマ支那軍三部隊は綏遠戰線救援のため大同に移動マ昌黎保安隊兵變事件の古田少佐は叛亂部隊を武装解除の上自刃。

二十四日 マ青島紡績罷工惡化マ傳作義綏遠軍總司令に任命さるマ綏芬河の北方でソ聯兵越境射撃し、東部隊やむなく應戰マ日獨防共協定締結さる。

二十五日  
二十六日 マ上海各紡績工場殆んど操業を開始。  
二十七日 マシベリヤ鐵道と並行のソ聯バム(バイカルアム)鐵道完成マ豫算關議本日完了、總額三十億四千一百萬圓マ國民政府は、第三國との防共協定は行はずと聲明書を發表。  
二十八日 マ日清製粉滿洲國に新會社設立を計畫マ上海紡績、原棉販路の關係から北支に進出するに決定、未拂込株金を徴收。

大體これを承認マ本邦米作第二回豫想發表、前回より二分二厘減少マ綏東に於ける綏遠、中央軍對内蒙軍の關係逼迫。

十三日 マ上海救國會聯合會を開催、紡績罷工を全面的對日闘争に擴大し日支開戦に導けと決議すマ罷工は更に西部邦人工場に波及擴大マ外務省はポーランドに大使館、南洋各地に領事館を設置、大藏省該經費豫算を承認すマ綏東問題に藉口し支那側難條件を提出、ために日支交渉逆轉支那側強腰となるマ蔣介石飛行機二百機太原出動を命じ綏東の配備を嚴にす。

十四日 マ若杉上海總領事、工部局に租界警察權擴張と邦人警官の増員邦人部長の任命を要求マ上海の紡績邦人罷工は公大第二廠を除き全部就業。  
十五日 マ滿洲國公債整理法公布、第一次發行は三千萬圓。  
十六日 マ滿洲興業銀行設立要綱決定(日滿合辦資本金三千萬圓)。マ上海邦人紡績罷業者工部局に逮捕さるマソ聯國內の獨

二十九日 マ滿鐵明年年度豫算特別事業費一億八千萬圓、一般事業費三千萬圓に決す。  
三十日

十二月

一日 マ駐日伊國大使アウリツチ氏は駐日滿洲國大使謝氏に對し、伊國總領事館を奉天に開設したき旨を申出で、滿洲國政府十二月一日付右を承認。  
二日 マ青島紡績工場の一齊閉鎖を斷行マ帝國政府、在エチオピア公使館を閉鎖、アデスアベバに領事館を開設するの用意ある旨伊政府に通告マ宋子文氏西南及中央要人十數名を從へ海南島を起程。  
三日 マ滿洲興業銀行法公布マ青島紡績罷業惡化し我が陸隊陸上陸支那側陸隊と對峙し一觸即發の危機を孕む。  
四日 マ豫て建設中の森林鐵道二道河子線及び天橋鐵道完成し十四日開通式舉行に決定。  
五日 マ日支交渉は支那側

の無誠意により決裂川越大使上海に引上ぐ第八回特別ソウエイト大會はスターリン憲法全文を採擧、同時に十二月五日を以て憲法記念日となすに決定。満洲興業銀行設立委員會及び創立總會開催立手續を完了、新興業銀行は七日登記簿正藤滿銀の各銀行事務を引受け明年一月一日より營業開始の筈。

六日 満洲國協和會、排共宣言を發表、日獨防共協定に共同闘争氣勢を示す。満洲興業銀行登記完了、滿銀、正藤及鮮銀在滿支店一括引揚ぎ事務を開始す。

八日 國民政府は成都領事館を一切撤廢するに決定。中山事件の犯人楊文道、葉海生は江蘇高等法院にて死刑の判決を與へらる。

十日 鴨綠江及圖們江上の十四橋梁架設に關する覺書訓印さる。滿洲國律師法公布。英

帝エドワード八世陛下の御退位問題ポールドウィン首相より發表、皇弟ヨーク殿下御踐祚に決す。勃利、佳木斯間二十五軒の鐵道敷設完成し圖佳線に全通。

十一日 西安の張學良軍兵變を起し蔣介石を監禁。

十二日 北支の抗日激化、執拗にデモを繰返してゐた學生團首謀者二十七名檢擧。青島紡績工場全部は十四日より一齊閉業に決定。張學良の通電内容は抗日人民戰派そのまゝで、對日即時宣戰を要求す。

十三日 南京中央政府張、學良宛蔣氏を釋放せよと通電、同時に張學良の本營職を擧奪す。通電。南京中央軍部は何應欽の指揮下に續々行動を開始。胡宗南軍と張學良軍とはすでに戰端開け。馮玉祥その他廣西派の動向注目さる。馮玉祥張學良に宛て蔣氏を釋放せよと勸告を發す。閻錫山氏張南京間の仲裁に乗出し、張學良と直接交渉中。

十四日 西安事件のため極度に動搖の上海財界は漸次平靜に復し、中央銀行は爲替相場を堅持する方針を上海爲替組合銀行に通告。村井總領事と滿洲代表ガレット通商相との間に日滿通商協定細目を決定。

十五日 上海に戒嚴令布かる。翼察及廣西派も南京中央支持の態度を表明。

十六日 南京中央政治委員會、何應欽を討逆總司令に任じ武力討伐を決議。我陸軍西安事件に對し赤化防止善隣和親の態度を表明。

十七日 司法省、神兵隊事件内容を發表。

十八日 張學良使者を閻錫山に派し南京との間に調停を要請。

十九日 韓王、内蒙軍の全線に停戰命令を發し同時に國民政府及冀察政府に對し即時停戰の通電を發す。宋子文氏西安に向ふ。南京中央軍は空陸より西安に向け進軍を開始し、學良軍進撃の陣型をとる。瀋陽の都市建

設に滿鐵積極的に參畫するに決定。

二十日 殷如耕氏全國に通電を發し群策群力を集めて陸國防共策の樹立を強調。

二十一日 于學忠部隊、學良軍と呼應、十三日夜兵變を起し蘭州綏靖公所及公安局を襲つて武器を強奪したこと判明す。閻錫山、黃紹雄等連名で三日間の軍事行動停止を提議。ソ聯外務次長は重光大使に對し新漁業條約調印まで現在の特權を延長することに原則的に同意。

二十二日 國防地帶法、參議府の諮詢を経て發表さる。宋子文張學良楊虎城の外遊を條件として西安、南京間を調停。青島紡績地帯及市内要所の警備を果した聯合陸隊本日撤收。

二十四日 第七十帝國議會召集さる。張學良下野を決意、舊東北軍の前後處置につき閻錫山と折衝。日英米三國間に廢除船超運船の保有改装につき圖滿

なる諒解成立。

二十五日 ラスベイン反政府軍フランコ將軍、義勇軍六萬人増援をドイツに要請。蔣介石氏釋放され夫人と共に洛陽に歸還。何應欽氏全線に進撃停止命令を發す。

二十六日 滿洲國國營松花江水力發電所建設局及び建設委員會設置の官制公布され明年一月一日より施行に決定。

二十七日 日ソ漁業條約效力延長に關する議定書訓印され態々一箇年延長。

三十日 南京中央常務會議で、蔣介石の留任を決定。成都北海兩事件解決。

一月

一日 滿洲國、冀東政府間に電信協定締結され一日より和文通信開始。專賣署及專賣局に於て、引下ぐ可き鹽の價格を財政部より發表。

二日 中銀、興銀新利率發表。關東州中央漁港は入船町に決定。右は十二年度着工、五箇年計畫。

五日 銑鐵缺乏高騰のため滿鐵の第四次新線計畫資金に對し再檢討を餘儀なくせしめらる。

六日 日本政府は鐵鋼輸防止對策として滿洲鐵の現行輸入税(噸當り六圓)を二年間免除するに内定。

七日 共產軍の一部山西省河曲に侵入、劉子丹部隊、中央軍の側面を狙ふ。興中公司、資本金一千萬圓を一億圓に増資を希望、その後五千萬圓増資説有力となり、滿鐵半額、他を内地資本家の配分出資の方針。

八日 滿洲國産業五箇年計畫中の鴨綠江水力發電計畫は、資本金一億圓、四十五萬キロワットの出力を有する日滿合辦會社を設立、四箇年計畫を以

設に滿鐵積極的に參畫するに決定。

二十日 殷如耕氏全國に通電を發し群策群力を集めて陸國防共策の樹立を強調。

二十一日 于學忠部隊、學良軍と呼應、十三日夜兵變を起し蘭州綏靖公所及公安局を襲つて武器を強奪したこと判明す。閻錫山、黃紹雄等連名で三日間の軍事行動停止を提議。ソ聯外務次長は重光大使に對し新漁業條約調印まで現在の特權を延長することに原則的に同意。

二十二日 國防地帶法、參議府の諮詢を経て發表さる。宋子文張學良楊虎城の外遊を條件として西安、南京間を調停。青島紡績地帯及市内要所の警備を果した聯合陸隊本日撤收。

二十四日 第七十帝國議會召集さる。張學良下野を決意、舊東北軍の前後處置につき閻錫山と折衝。日英米三國間に廢除船超運船の保有改装につき圖滿

なる諒解成立。

二十五日 滿洲國土木局では、豫算六千五百萬圓五箇年擴張事業を以て松花江の治水計畫を實現するに決定。南京政府鐵道部は、ベルギー資本による成都、寶壩間鐵道の材料借款を締結、總額五千萬元、期間二箇年。滿洲國鐵道株式會社決定、會社經營の主體には東京海上火災が當るに決定。

十五日 閻錫山、佳木斯間假營業を開始す。陝西省北部の朱毛、共產軍主力五萬は山西省侵入を企圖。

十六日 大藏省令により爲替管理法が強化されたが、滿洲特産品の内地輸入に必要な爲替取引は、原則上許可する方針なる事判明す。

十八日 二・二六事件關係者、滿井中佐等三十名に對する判決言渡さる。

十九日 外務省對支文化事業積立金の運用範圍を擴大し、北支鐵道開發等への投資を決定。關東局では、内地の外國爲替

管理法の強化に對應、關東州並に滿鐵附屬地と同様總督の局令を公布、右有効期間は本年七月三十一日迄。

二十日 滿洲電業會社は全滿に於ける發送電體制の確立を計畫、本年末頃には南滿全線に跨る送電管線の完成を見んとす。滿洲火災保險協會創立總會開催、協定實施の時期は三月一日の豫定。

二十一日 第七十議會再開。濱田國松氏等の現内閣に對する痛烈なる批判行はる。日米兩國間の棉製品貿易の關稅に關する假協定締結さる。

二十二日 政府は衆議院の反省を求め離局打開のため議會の停會を奏請、議會停會詔書公布さる。朝鮮銀行北平支店開店。

二十三日 水野海相、政黨及び陸軍との確執調停に奔走。時局收拾不能に陥り、廣田内閣總辭職。西安安撫は今後の増産實現のため深部の探炭が必要となり、同炭礦に隣接の礦區の買

續の歴史的火入式を舉行。滿鐵は三姓地方油母頁岩探掘事業に關し積極的な調査を行ふに決定。西安事件の善後措置その他を計畫する第三次中央全體會議開催。

十六日 英政府、海、陸、空軍の擴張と、産業動員計畫とを含む總經費十五億磅に達する再軍備計畫を發表。

十七日 衆議院本會議に於て、嚴相は滿洲開發五年計畫に對し積極的支援をなす旨聲明。昭和十一年度全滿土木建築工事額は一億四千萬圓を突破。宋慶齡女士、馮玉祥氏等十四名通牒にて統一人民戰線案を發表。

十九日 對支經濟使節團々長に前正金頭取兒玉謙次、團員には加藤辭鐵、大谷野船社長、三宅前三菱商會會長、宮島日清紡績社長、石田三井物産常務其の他大財界有力者が決定。石炭液化工業助成の國家的施設として設立の帝國燃料興業會

收契約成立し、西安安撫の既存増産計畫と共に二百萬噸採掘を實施する事となつた。

二十四日 宇垣大將に大命降下す。陸軍首腦部は、宇垣内閣に對して陸相の推薦を拒絶するに決定。

二十六日 陸軍の正式「入閣拒絶」の回答に接し、宇垣大將の組閣遂に暗礁に乗り上ぐ。圓債支持に對する大藏省令に順應、關東局は爲替管理法の強化を行つたが、滿洲國もこれに協力、財政部令第五號を以て「外國爲替銀行の海外指圖による支拂の制限に關する爲替管理法に基く命令の件」を公布。二十七日より施行。

二十八日 林大將に組閣の大命降下。二十九日 日本内地下旬貿易の輸出は一億圓を突破し、一旬貿易としての最高記録を示

現。社は興銀引受に内定。内閣資源局内に商工、陸、海、鐵道の各省を含む専門委員會を設立。軍需工業擴充に備ふ。蔣介石の本兼職留任を三中全會で決議。陝西の舊東北軍は全部甘肅に移駐に決定。

二十日 天津紡績公司(資本金五百萬圓)の創立總會開催さる。

二十一日 鐘紡華バルブ事業と東洋人絹バルブを合併して資本金三千萬圓の新バルブ會社設立に内定。三中全會第六次大會にて、ソ聯派の提案を否定し、共產黨の排撃を宣言。

二十二日 三十三日 二十四日 二十五日 二六日 二七日 二八日

マセメント界の日。滿鮮を一體とする綜合統制の第一歩たる可き滿洲洋灰統制制成る。

二 一月 一 滿支直通列車一日二往復實施さる。新京貿易組合設立。滿洲國貨幣を附屬地に施行、附屬地内國幣流通の強制通用權附與さる。

二 二月 二 林内閣成立。滿洲炭礦會社定期總會にて、八千萬圓増資案を承認。北鮮海港積内地各港行の豆粕運賃約三割引上。滿鐵軍役會議で大通汽船會社の船隻部の獨立と密瀝島港の計畫擴大を決定。張學良軍特務團長孫銘九等叛亂王以哲を殺し于學忠、何柱國を監禁、西安第二次兵變勃發す。

三 三月 四 帝國議會七日間停會の詔書公布さる。

五 労働者統制會社設立に勞働統制法公布さる。官報せらる。

六 七 八 滿洲國專賣法に伴

一 滿洲國帝位繼承法公布。

二 滿鮮重工業化の原動力、鴨綠江第二松花江兩發電所はその資金關係の決定を見、悉々重工業世界的に對峙され。荷動き活潑、わが海運界も歐洲大戰以來初めて運賃を引上ぐ。

三 外交部長張群氏の辭任により後任に國民黨元老の王寵惠氏を任命。

四 五 新刑事訴訟法公布さる。本法は四八八條よりなり、從來の採用刑事訴訟法及び日本刑事訴訟法を基準とし、これにドイツ刑法を加味し、國家の刑事司法權力の活動を強力ならしむ。

六 朝鮮工業界と在滿工業者との協調を企圖する共同大會を本秋新京に開催に決定。明年度政府總豫算は附帶決議付で原案通り無事豫算總會を通

現。ひ滿鐵附屬地内の礦寸取規則制定、關東局より公布。

九 十日 十一日 十二日 興中公司、長蘆塩内地輸送のため塘沽に野業經營をなす可く資本金三百萬圓の會社設立の承認を得、創立總會を開催。

十三日 山東省政府は省内の輕工業、重工業、農商漁林業の發展を計る可く資本二千萬元の實業會社設立の草案を得、省政府中央へ夫々認可を申請。滿鐵、電々、電業等の電線の需要は、年額約一千萬圓に達し將來更に北支方面への事業擴張の必要上住友、慶春、古河の三電線會社は奉天に工場新設を計畫。

十四日 十五日 停會明け議會に林首相、ソ聯が現在の如き對日感情を持続する限り日ソ可侵條約の締結は斷じて不可能なる旨斷言。八幡製鐵所では一千噸電爐

七 邦人經營の上海銀行は資本金を二百萬圓に増資に決定、増資株の大部は朝鮮銀行引受け。鐘紡舊新株募集、大正十三年以來の新高値。

八 本年一月より二月末迄の四川省は寒氣と食糧の缺乏甚だしく、餓死、凍死約四千萬民九百萬。

九 宋哲元氏は近く代表を南京に派遣、冀察機構改編問題を折衝の筈。

十日 十一日 滿洲國郵政爲替、儲金、振替各法公布さる。在支商工會議所聯合會は上海日本人クラブに開催日支貿易の促進、對支輸出補償法、關稅改正を討議。滿洲國自動車運轉業法公布。日本通關間に直通無電電話開通。

昭和十一年、十二年略史 四月

に移管マ鋼相場百五十圓を突破新高値。

十三日 マ林價安定法案母子保護法案等議案通過。

十四日 マ訪支經濟使節團、上海に到着マ滿鐵附屬地印紙稅令案發表。

十五日 マ大連海上保險協會發會式舉行マ第二回正貨現送、一千六百七十萬圓マ國務院直屬の機關、「民生振興會議」を新設に決定マ西安事變來四川省内の反中央的空氣熾烈となり、土民軍叛亂。

十六日 マ國務院總務廳に、產業開發共同委員會を設置マ冀東政府は大清河に築港を、唐山に自動車道路建設に決定。

十七日 マ兒玉經濟使節團蔣介石氏と單獨會見、約一時間半重要會談をなす。

十八日 マ東折、河北省臨榆縣の長城煤油公司を買収、日支合辦の長城煤礦鐵道會社創立。

十九日 マ東邊鐵道は解氷期と共に著工マ金融合作社の特別保證貸付を先づ吉林省に試験

的に行ひ、漸次全滿に波及せしむ。

二十日 マ滿洲製麻の自給自足策から大連麻袋界發微。

二十一日 マ協和會三江省本部に移民部を新設するに決定。

二十二日 マ國民政府は幣制改革のため、曩に中國、交通の二大銀行の株式の大半を所有、その支配權を確立したが、今回更に中國實業、中國通商、四明の三民間銀行の支配權を確立した。

二十五日 マ濱江省の產業五年計畫中の農畜產開發第一年度計畫決定マ株州に英支合作による兵器工廠計畫さる。

二十六日 マ議會々期六日間延長さる。

二十七日 マ中公司豆粕二十萬枚を福越に賣却マ國務院大講堂にて第一回民生會議開催。

二十八日 マ新ロンドン條約に帝國不参加を回答マ昭和製鋼所技師一行五名、朝鮮平北に埋

藏量一億噸の有量なるアルミニウム礦を發見マ訪支經濟視察團唯一の收穫として注目すべき日支絹業共同委員會新設により我紡績資本の北支進出態々急マ第二次滿鮮鴨綠江共同技術委員會にて

一、水力發電計畫並びに會社の認可について水運事業を充分考慮すること。

一、今後安東附近において、水深五呎位の船舶が自由に航行出來得るまでの工事計畫を滿鮮雙方に於て樹立すること。

一、第三次會議は現地の調査にともつき、特別の事情があれば現地安東において開催することを決定

二十九日 マ衆議院の意業に海相解散を主張マ安東軍兵隊司令部より保國會租仁分會事件について發表。

三十日 マ蔣介石杭州にて揚虎城、韓復榘兩氏と北支布陣を

協議、重要指示を與ふマ揚子江沿岸要地に多數のトーチカ築造中なりと。

三十一日 マ午前十時半衆議院突如解散さるマ與中公司是、長蘆鹽輸出及北支の鹽田開發資金として營業者に二十萬圓内の融資を行ふに決定。

四月

一日 マ關東州國有財產令實施さるマ南京政府黨務委員會委員の三名王克敏、冷家驥、宗廷玉を免職、新たに河北省政府主席馮治安、河北高等法院長劉哲熙、冀察法務委員會主席章士釗を任命す。

二日

三日

四日

五日 マ滿洲國重要產業統制法、國務院會議通過マ吞吐能力三百萬噸の遼瀋島は國務院會議に於て開港を指定さる。

六日 マ全國經濟委員會は國民經濟建設會及び中國建設銀行と聯合、上海に資金一千

萬元の大規模なる紡績工場設立を決定。

七日 マ滿洲探金會社、呼瑪河上流の砂金の本格的開發に乘出す。

八日 マ奉化會議で發蒙政會を中心と積極的進取攻撃閉居に秘策を練る。

九日 マ印度政府マ商務次官、米澤在カルカッタ總領事を通じ、印度沿岸航路の日本汽船航路その他につき抗議マ民政部拓務司では實業部、滿拓その他關係機關を合同、大量移我第三次豫定地につき調査。

十日 マ電々會社と交通部間に電氣通信業務委託調印式舉行さる。

十二日 マ六月の起債を控へ滿蒙、電業は政情不安による起債市場の氣迷ひに見切の已むなきに至つたが、差當つて之が手當には滿洲興業銀行が乘出すことになつたマ日滿綿羊協會では蒙古綿羊五千頭を各移民團に配布に決定マ三井を主體に資本金五千萬圓の阜新の石炭液化會社

態々實現の運びマ北支の棉花開發のため五百萬元の財團法人組織に決定。

十三日 マ英國對支經濟進出指導の重責を帯びて來支した信用保證局代表カークパトリック氏歸國、英國の對支經濟工作劃期的飛躍を示さん。

十四日

十五日 マ滿洲セメント統制問題漸く解決マ金子伯、鐵鋼關稅免除勸令案に反對し、議會解散の轉學を警告。

十六日 マ滿洲國內の牛島人安全農村はその見通しつき、一齊に鮮人の自治的經營に委ねて農事指導員を置くに止め、各出張所は全部引揚に決定マ日滿商事、滿洲國、關東局では緊急手段として滿洲國並びに關東州に鐵鋼輸出管理法を施行して、鋼材の内地流出を積極的に抑制する方針を決定マ國府、十二日付にて特殊工業の配當及び社債利子保障法及び補助法令を發布マ中央委員張沖と國共合作協定中の共產黨代表周恩來は奉化に

蔣介石を訪ひ、西安にて成立せる細目協定案の確認を求む、内容の主眼は陝、甘、寧三省二十一縣に互るソヴェート區を保障北支赤化の根據地たらしめ國共合作によつて對日戰備を公然強化したものであると傳ふ。

十七日 マ滿洲國建國大學の組織内容發表マ遼瀋島開港指定案本日勅命を以て公布マ殷汝耕は北平日本記者團と會見、冀東政府の信念と決意を披露。

十八日 マ日滿棉花協會は總計二十萬圓を以て滿洲棉花振興に主力を注ぐ方針マ滿鐵、膠濟鐵路を全額三百三十六萬九千九百圓にて落札マ國府應急軍費として七千萬元の徵稅方針を決定、天津の商工民猛烈に反對。

十九日 マ關議に於て企業總の機構決定、同時に中央經濟會議の編成を確定マ初代滿洲國駐在ドイツ通商代表クノール博士は團員二名を帶同して著京。

二十日 マ外油、三井物産間の貯油義務代行交渉全く決裂の状態、當局の裁定注目さるマ全

滿日本居留民會聯合會新京にて開催マ鴨綠江水電工事は先づ二十萬キロ發電として七月に著手決定マ投資統制論内地對滿投資關係各社に起るマ蔣介石、韓復榘の監視と牽制策のため、第二師長黃杰を青島の特務機關長とし同時に機械化兵團を秘密裡に入る。

二十一日 マ三井、三菱、正金、滿鐵の在上海調査機關と緊密な聯絡を保つ經濟調査部を駐支大使館に新設マ張總理は滿鮮一如の具體案の取極めの爲公式に朝鮮を訪問マ米國輸出入銀行支配人セファアソン上海著、アメリカ大使ジョンソン及びイゴス總領事と共に協議を遂ぐ、最近輸出減退せる對支貿易の飛躍を圖らんためと云はるマ滿洲國並に日滿商事では、いよいよ鋼材供給方針として徹底的國內消費統制を實施するに決定マ大量移民に直接關係の多い北滿三省に拓務科設置に決定マ杭州に蔣介石、馮玉祥、共產黨軍領袖をも交へて國防強化を電策マ公

式訪問の滿洲國張總領、南總督と歴史的會見を終るマクノール駐滿獨逸通商代表張外相を訪問  
 二十二日 マン洲國特別會計第二準備金支出の件本日公布マ日本政府は現行輸入爲替許可制の運用に苦心を加へ外國物資の輸入の適宜統制に決定マカーク・パトリックの南京視察により望梅鐵道五月中旬より著工に決定マ京城に滿洲名譽領事として中樞院參議村榮蒞氏任命さる  
 二十三日 マ物價對策は結局民間の權威者を加へて委員會を組織、速かに具體案樹立に關議決定マ翼察訪日團長城九で塘沽出發  
 二十四日 マ日本の農業用機械器具は官費を以て重要輸出品に指定さるマ翼察外交委員會の後任主席に賈惠廉任命  
 二十五日 マ支那側は山西の太原、甘肅の蘭州、陝西の西安、四川の重慶に大紡績工場を建設するに決定其の材料は英國に注文濟であるマ傳ふマ撫順製油工場では五年計畫に併行して重油

年産三十萬噸増産計畫の準備を進む  
 二十六日 マ滿洲國司法會議開かるマ省境內蒙古地方自治政務委員長沙王南京に赴く  
 二十七日 マ北平滯在中のカーク・パトリック、大使館に加藤一等書記官を訪問北支の日米提携問題につき日本側の所信を質し種々意見の交換を遂ぐ  
 二十八日 マ總選舉投票開始マ特産物の輸出検査は十月一日より滿洲國々營として特産中央會が代行するに決定マ翼事政府は設立計畫中の翼東石油会社に日本石油類の一手輸入販賣權を附與すマ北平市長秦德純、津石鐵道、龍烟鐵道開闢問題は南京政府の方針如何にかはらさず翼察政務委員會の責任に於いて決定する決心であるマと示唆  
 二十九日 マ江西省民衆團體は中央政府に領事裁判權撤廢の請願をなす  
 三十日 マ樞府の企畫廳官制案に關する第一回審查員會開催

五月

一日 マ滿洲國重要産業統制法公布マ滿洲國學制改革公布マ翼察の津石鐵道建設計畫に對し、南京政府鐵道部は其の必要を認めず滄石鐵道の修築を行ふ旨を、又龍烟鐵道の開闢は中央の手によつて進める事を嚴重通告マ寧漢島開港式行はるマ滿洲國緊急貿易統制法は相當加除修正の上、更に一箇年存續に決定  
 二日  
 三日 マ政府は總選舉の新情勢に鑑み聲明書を發すマ拓務省は對滿大移民計畫實施に伴ふ準備増充のため拓務局東亞課を二課に増設  
 四日  
 五日 マ樞府委員會に於て企畫廳案可決マ滿洲國政府首腦部員勳章表マ國府中央政治會議で孫文の所謂地權平均に基づき土地權修正原則二十三條が通過した  
 六日 マ物價對策委員會規

程發表マ新京に滿洲社會事業大會開催マ上海越界路地區徵稅權問題について吉岡領事は工部局にヒューゲクセン氏を訪問、我獨自案を提出  
 七日  
 八日 マ滿洲國農政審議委員會及び幹事合同會議會新京にて開催  
 九日 マ七月一日より實施の滿洲國行政機構改革發表  
 十日 マ滿洲中央銀行機構改革發表マ東京にて外相提唱による對支三省會議開催マ武裝せる支那兵、膠濟沿線即ち膠縣の華人宅襲撃攻撃  
 十一日  
 十二日 マ英帝冠式マ南京政府は疊に山東に稅關を設けこの外羊角嶺に飛行場を建設  
 十三日 マ滿洲國軍備徵發令公布實施マ企畫廳官制全文發表マ國防工業と基礎産業の五年計畫樹立に決定、商相當局に準備を命ずマ滿洲國憲法四年度一發特別兩追加豫算公布  
 十四日

十五日 マ十二日大原に於て滿鐵社員三名公安局に不法拘留され、十三日釋放されたが、陸軍駐在員御厨少佐は嚴重抗議マ日銀の金買入値段一グラム三圓七十錢に引上ぐ  
 十六日 マ鴨綠江水電計畫具體案を確立する委員會を組織規程を公布  
 十七日 マ地方長官會議開催  
 十八日 マ三省會議の結果を執行して森島參事官は本日上海蕭同夜南京に赴くマ東拓の清水河鹽の直接沖積に六千噸の積込を完了十八日初の出港に成功  
 十九日 マ加藤書記官、北平市長秦德純を訪問、排日行動に就いて注意を喚起し、翼察政權としての善處を要望  
 二十日 マ新京全滿司法領事會議閉會マ滿洲國の電力國策は發達電、配電を二段に分つて統制、最後案成るマ大黒河附近でソ聯汽艇不法越境し、滿洲國側では乗組員全部を逮捕  
 二十一日 マベルリンに於いて滿獨貿易協定三箇年延長の調

印をなすマ國務院會議は六月一日より實施の滿洲國航空法を議決マ昭和會代議士會に於いて梁月長老の提議により解黨  
 二十二日 マソ聯の水陸協定撤廢通告に對して堀内委員長聲明を發すマ油頭に於いて總領事館巡查、公安局員に不法監禁され身柄は交渉の結果引渡さる、廣東總領事省政府に嚴重抗議  
 二十三日 マ天津に森島參事官を迎へ北支總領事會議開催マ塘沽沖に於いて日本油船が支那稅關監視船らしき船に亂射を受く、大連に避難マ滿洲國農産物生産統制の根本方針決定マ孔祥熙財政部長はロンドンにて支那の在外資金は現在ニューヨークに一億二千萬弗、ロンドンに二千五百萬ポンドである旨始めて發表  
 二十四日 マ翼察政務委員會は中央政府の命なりとして、國土盜賣取締令を公布邦人の土地租借を牽制マ青島にて參謀本部軍務課長、陸軍省支那課長を始め海外關係者が參集重要會議を開催

二十五日 マ遼東北軍は五箇軍團に改編に決定  
 二十六日 マ滿洲國治外法權撤廢及び附屬地行政權の移讓に關する打合せ終了マ全國鐵業監督局長會議開催マ發芬河附近にてソ聯兵突然越境攻撃す、監視中なりし滿軍之を擊退すマソ聯は外國貿易第三次五年計畫の立案に著手マ馮玉祥、察哈爾抗日同盟軍四周年記念日に中央代表として出席、失地と主權の修復を強調  
 二十七日 マ滿洲國刑事訴訟法施行法發表マフランスは廣州灣に陸、海、空軍の根據地築造を開始  
 二十八日 マ滿拓擴大案の要綱發表マ日本郵船、パナマ運河經由世界一周貨物船航路の劃期的計畫を發表マポールドウイン英首相辭任、後任はチエンバール蔵相  
 二十九日 マ滿洲國視學官會議開催  
 三十日 マハルビン特別市を解消近く省公署に移管に決定マ

吳鐵城、廣東省主席轉任により市政府秘書長俞鴻鈞氏を上海市長昇格に決定  
 三十一日 マ林內閣總辭職マ工費一千萬圓、出力五十萬乃至六十萬軒の鴨綠江第一發電所は朔州郡九家浦に內定マ拓務省、東亞第二課を新設新京事務所を擴大、對滿移民事務に備ふ  
 六月  
 一日 マ青島に於て第二次北支總領事會議開催マ租關の大命近衛公に降下す  
 二日 マ上海海關、輸出入貨物に五分收入附加稅徵收を告示  
 三日 マ實業部、電力統制方針を發表マ近衛内閣の全閣僚決定マ東蒙北方十軒の地點にソ聯兵不法越境し、滿洲國側監視兵と交戦  
 四日 マ内閣新任式マ威鎮南道國境附近、普天堡部落に糧一派の匪賊放火掠奪す  
 五日  
 六日 マ湖北省西端の巴東

にて佐藤上海自然科學所員不法監禁さる。  
 七日 △滿洲警察、錦州省内に鹽田開發を計畫。  
 八日 △滿洲省相、吉田大使に東京に太平洋關係會議開催を提言。滿洲國の棉花栽培は新設の農地組合が國營により一元的に統制。米海軍アラメダ飛行根據地建設に決定。  
 九日 △興中、東拓の北支經濟開發に關する業務協定成る。小林東實社長、五大電力の北支積極的進出を提唱。  
 十日 △第七十一特別議會は七月二十三日召集に決定。  
 十一日 △赤軍首領の陰謀暴露、トハチエフスキー元帥ら八名逮捕。  
 十二日 △鄭復渠、中央の命により對日軍事工作のため蘇聯に五箇師を集中、陣地を構築す。  
 十四日 △國務院會議で重要經濟法令可決。  
 十五日 △總工費百五十五萬

圓の工業用水道、新義州に建設。滿鐵新京支社設置等の定款改正閣議にて決定。滿洲國新設化學工業所規定發表。英帝國會議終る。滿洲國政府の產業開發五箇年計畫は滿洲國と併進に決定。同時に發表。電力國家管理案は綜合的產業計畫に基き研究さる。  
 十六日 △滿洲國民法公布。マゲーベール虎林上流にて日系警官を不法亂射す。西部國境閉鎖。東省實業、資本金百萬元全額拂込みを五百萬元に増資。膠濟鐵道借款期限延長に支那側有利進展を企圖す。藏相は日銀副總裁、對滿事務局長等と國際收支適合に關し重要意見を交換。  
 十七日 △大陸產業經濟會議は八月鮮滿、北支、關係者合同に決定。關東局長總動員計畫に關し指令を發す。貴族院議長松平賴壽伯、副議長佐々木行忠候に決定。奉天北平市長、國民大會に翼察政府の参加を公然宣

明國府との關係緊密化を立證。  
 十八日 △有馬農相農林行政方針を決定。  
 十九日 △ソ、支那情勢に關し首相、陸相重要會談をなす。佛國內閣總辭職。日本政府、國際貸借の改善に滿洲產業の動員を考慮。日本側は滿洲中銀東京支行開設の必要を痛感。滿鐵定時株主總會東京に開催。  
 二十日 △青島稅警團青島包圍の形で大兵營を建設す。  
 二十一日 △國務院會議にて遠令制基進法、遠警團即決法決定。近衛首相は南朝鮮總督と意見交換。  
 二十二日 △南京政府廣山に辦公廳を開設、蔣氏執務に決定。蔣氏親ソ派に傾く。全滿領事會議開催。廣西官憲、遊歴の東亞同文書院學生を公安局内に監禁、又日本人の生活、財産の保護は出來ぬと退去を強要。滿洲國中小金融總策は興銀中心に展開。  
 二十三日 △日滿農業の一體

化を農林、軍部各當局で計畫。阮振鐸氏駐日大使に決定。冀東二十二縣各商會、國民大會參加強硬反對。產業五箇年計畫陸軍試案企畫廳に提出、豫算額九十億圓。  
 二十四日 △藏、商、農、相會議にて三小委員會を設置、物價調節審議に乗出す。豫支提攜の毛織物會社上海に設立に決定。  
 二十五日 △滿洲採金會社は民間の採金礦を歡迎、指定地域を明示。  
 二十六日 △關東州所得稅令公布。  
 二十七日 △滿鐵は附屬地内の土地建物の管理經營機關として資本金五百萬圓の滿洲不動產株式會社を奉天設立に決定。近衛首相、貴族院制度改革に積極的。蔣、軍事領袖を召集して秘密裡に軍事會議を開く。  
 二十八日 △農事會社、油  
 化工業會社設立の兩要綱案、國

務院會議を通過。新行政機構に伴ふ滿洲國追加豫算公布。  
 二十九日 △ソ聯、極東一帯の鐵道工場をチタ市に建設すと傳ふ。關東州臨時利得稅令は明年末迄存續に決定。國際商議總會ベルリンに開催。臨時物價對策委員會總會に分科會設置を決定。明年豫算編成方針を決定し、財經三原則の眞髓を宣示する事に閣議決定。  
 三十日 △河北沖一帶に新塩田を發見。

七月

一日 △稅制改革に依る關東州の新稅實施さる。郵船、商船、國船、三井、山下、川崎、大同の七社代表者海運自治聯盟を結成。乾谷子事件に關しソ聯の不法行為を確證、猛省を求めに決定。  
 二日 △滿洲殖殖公社設立に關する日滿條約案並に同社監

督補其の他決定。  
 三日 △間島の合同銀行(資本金百萬圓)經濟部の許可を得。  
 四日 △米大統領、世界平和確立策として空中戰全廢を世界各國に提唱。  
 五日 △滿鐵、呼蘭河上流に機械農業試驗所設立を決定。  
 七日 △滿洲殖殖公社設立決定。獨逸オット、ウオルフ會社、一億二千萬圓の對滿クレヂット設定を申出、滿洲國諾否審議中。滿洲中銀の東京支店設置態々實施に決定。  
 八日 △北票炭礦十キロの地點に炭質カローリ八千、製鐵用炭として理想的なる新炭層を發見。關東軍、日支衝突事件について聲明書を發表。  
 九日 △日英通商審議會の經過につき英國產業聯盟コムミニケ發表。  
 十日 △關東局開通式舉行。マ

日高參事官王龍惠を訪問、瀋陽機事件、一般抗日日行爲につき支那側の猛省を促す。  
 十一日 △閣議にて今次北支事變に對する我方方針を聲明、駐屯軍司令部は現地折衝の結果を發表。駐屯軍司令官更迭。  
 十二日 △北支事變に關する我政府の聲明に對し張國務總理聲明。  
 十三日 △關東州も支那各地向に又海上保險に對して戰時料率を實施。  
 十四日 △州内全地域に非常管制實施。  
 十五日 △滿洲國行政機構改革を機に恩赦の詔書發せざる。關東軍司令部、新防空規程を發表。滿洲電業臨時總會開催。資本金一億五千萬圓増資に決定。上海爲替市場、爲替統制點刷九重大危局に面す。  
 十六日 △關東局の官制改正閣議にて承認。

十七日 △滿洲國は滿鐵の撫順火力發電所を電業會社に買収せしめる事とし近く滿鐵と交渉の筈。青島辯護士會、北支の控訴上告審の關東局移管反對を決議。滿洲國建國大學の要綱成り。明春五月より開校に決定。  
 十八日 △國內各種稅法改正の件、國務院會議に一括上程可決す。  
 二十日 △米國大統領、日支兩國に中立法を適用するの意全然なきを暗示。滿鐵礦安の全購聯接二分引で落着き數量十一萬噸程度に落付く。植田全權大使は「時局を正解して須く戒心努力せよ」と在滿日本臣民に警告。  
 二十一日 △廣西反中央運動次第に表面化。  
 二十二日 △北支の糧食輸出禁止のため芝罘の穀類奔騰。支那銀行準備金を續々香港へ現



八月

送、支那紙幣の暴落必至。國民政府突如駄の移出並びに輸出禁止。滿鐵産業部は農業技術員も總動員して、國策移民に乗り出す方針決定。

二十三日 〇紀元二千六百年記念日本萬國博覽會副總裁は近衛首相に決定。廣東全面的に日貨を排斥。近衛内閣最初の第七十一特別議會、學園一致稀に見る緊張の中に開幕。

二十四日 〇大阪工業會、石炭の國家統制を決議提唱。帝國飛行協會緊急總會開催。

二十五日 〇本年度公債十億圓突破。

二十六日 〇大藏省 保證準備擴張限度を鮮銀一億圓、素銀五千萬圓と明示。

二十七日 〇日銀總務に結城豐太郎氏就任。朝鮮貿易協會總督府殖産局に奉與對滿輸出の統制を要望。

二十八日 〇滿拓公社設立の豫算は三十萬圓に決定。

日滿條約決定。北支事變費追加豫算衆議院で即時可決。

二十九日 〇滿鐵の馬匹改良好調、印度よりも種馬購入に決定。滿鐵産業助成金百十萬圓見當、貿易助成金は全廢と決定。北支事變追加豫算と關係法案貴族院を通過、事變豫算成立。ハル米國務長官、北支事變に干渉はせぬと言明。

三十日 〇奉天鐵西工業地區解放方針新制により所有權の讓渡を決定。大藏省、衆議院にて金評價替益金を七億四千六百萬圓と發表。

三十一日 〇金準備評價替實施後の日銀保有金準備は八億圓と確定。關東州置籍船並に一般外國船の本邦沿岸貿易特許に決定。拓相、衆議院豫算總會にて滿洲大量移民は萬難を排し決行すると斷言。全國省長會議開催。北支事變に關する關東局追加豫算は三十萬圓に決定。

一日 〇大連船渠鑿工會社創立。

二日 〇滿拓公社設立の日滿協定調印。世界教育會議東京にて開催。

三日 〇關東局、暴利取締規則公布。支那公債續落。日銀總裁の下に金融懇談會開催。

四日 〇第三次滿洲里會議開催。上海輸出入の商談皆無、金融も全面的に停止し危機募る。

五日 〇建國大學令公布。即日實施。滿拓公社設立委員を滿洲國側發令。滿洲國産業部、全國農務科長會議を開催、農事合作社につき協議。滿鐵産業部増産金助成豫算三十萬を計上に決定。滿曹製品は日滿商事一手扱に決定。

六日 〇第一回滿洲國弘報會議開催。滿洲合成燃料會社設立。長江筋鑛石の輸入中絶。

七日 〇世界教育會議終了。學園一致を具現し特別議會豫定通りに終る。

八日 〇第十一特別議會閉院式舉行。

九日 〇滿洲、朝鮮鴨綠江水力發電株式會社の會社法國務院會議を通過。日清汽船長江筋の運行を停止。鐵道總局貨物取扱ひを制限。

十日 〇滿蒙調查隊、熱河省の黒山、大廟、江密の三個所に大鐵鑛を發見。興銀第一回株主總會開催。

十一日 〇滿洲國政府は阿片、麻藥の斷禁に關する總理大臣布告を發す。上海岡本總領事は上海領事團の決議に對し、平和を亂すは支那の挑釁行爲である旨回答。滿洲國臨時國務院會

議に於て北支事變の經費三百萬圓を緊急支出に決定。

十二日 〇植田全權、全滿不正業者は徹底的に肅清すべしと聲明。北支事變公債第一回發行一億圓と決定。日高參事官、王外交部長と會見。

十三日 〇國民政府上海にモラトリアムを施行。北京大使館の加藤書記官、本省の訓令に基づき北平市長泰德純を訪問、事變の圓滿解決を勸告。川越大使青島より天津に飛來。

十四日 〇船相國家管理に戰時貿易統制に、我政府の開帳準備全く整ふ。銀行の支拂停止で支那財界總崩れとなる。大村鐵道總局長豫算編成方針體制改正について、談話を發表。我水兵狙撃事件で青島の事態悪化、大廳總領事市政府に嚴重抗議。

十六日 〇帝國政府支那事變に對し重大聲明をなす。

十七日 〇在上海外國銀行無期休業。南京政府爲晉維時に非常辦法公布。臨時議會召集九月早々と決定。

十八日 〇臨時議會召集九月三日、開期五日と決定。杉山陸相の財政、經濟、産業の戰時體制下編成の提案に全閣僚同意。商、農兩大學奉天市に設立計畫。

十九日 〇建設資金七千萬圓、年産五十萬トン程度の東邊道製鐵所、滿鐵産業部で研究。關東州内の防空警備解除。日高參事官青島に到着。

二十日 〇滿洲國、興業金融公債二千萬圓を發行。翼察政務委員會名實ともに消失、正式に解散聲明。芝罘居留民本日引揚完了。

二十一日 〇日本學術協會出席のため各界の權威大學來滿。我軍南京參謀本部を暴撃す。勞工協會を設け勞働力統制の滿洲國の具體案成る。近衛首相對支問題につき第三國の介入を許さざる旨發表。

二十二日 〇滿洲國映畫協會生る。北平地方維持會、徵稅機關接收を急ぐ。

二十三日 〇日支事變費一舉二十億圓說傳へらる。

二十四日 〇滿洲國近く資源調査法公布。明年一月より實施の豫定。臨時投資調整の法案大綱決る。農商關係の輪流著しく増加のため、輸送費を國庫に於ては三割引と決定、九月一日から實施適用。日本學術大會開催。滿鐵重役會議で天津に滿鐵の綜合機關を設ける事に決定。

二十五日 〇滿拓公社の創立總會三十一日に開催。事變公債消化の根本對策を樹立。杉山陸相支那事變に關して聲明。關東局北支事變特別稅調發表。

二十六日 〇大興公司を特殊會社に改組。南京政府行政院戰時體制に改組。蔣介石、要人と共に四川に向ふ。長谷川司令官黃浦江の支那船の交通を遮斷する旨宣言。

二十七日 〇滿鐵北支事務局陣容發表。洲内重要産業統制令公布。教育總監に畑中將決定。

二十八日 〇駐支英大使奇禍。滿洲電業首腦更迭社長に丁繼修氏就任に内定の模様。李健公殿下御來滿。

二十九日 〇滿洲油化工業一千萬圓増資。ナチス黨大會に日伊代表出席。第三次事變費總額二十餘億圓、事變費特別會計設定。

三十日 〇明年度豫算編成方針は戰時關係以外の新現要求を計上せず、費用を要せざる革新政策は斷行の方針。

三十一日 〇滿洲畜産公司創立總會開催。倫敦、紐育市場に於て日本公債昂騰、支那公債續落。滿拓公社創立總會



土地

滿洲の位置

東界 三江省撫遠縣ソ聯邦シベリヤ 東經 一三五・二〇  
西界 興安北省新巴爾虎右翼旗外蒙古 東經 一二五・二〇  
南界 關東州旅順管内方家屯會 北緯 三八・四〇  
北界 黑龍省漠河縣 北緯 五三・五〇  
この位置を同緯度に沿つて東に平行移動してみると、  
樺太島の北方から山形、岩手の間に位置し、西は南緯  
イタリーの南からフランス、ドイツ、ハンガリー、オ  
ランダの方面に至つてゐる。

地質

(1) 海成層の最も新しいものは上部が石炭紀時代のもの  
(2) それ以後のものは海成層を缺きこれに代るべきものに石灰及び植物化石等を  
出す陸成層(主として湖その他淡水の沈

積層から成つてゐる)

地層岩石

- (1) 太古代層—片麻岩、片岩、結晶質石灰岩、粘板岩、砂岩。
- (2) 前寒武利亞紀層—片岩、苦土質石灰岩、粘板岩、砂岩、頁岩。
- (3) 寒武利亞紀層—苦土質石灰岩、頁岩、頁石灰岩、砂質砂岩、頁岩。
- (4) 奥陶紀層—苦土質石灰岩、頁岩。
- (5) 古生代層—苦土質石灰岩、頁岩、片岩、砂岩。
- (6) 二疊石炭紀層—砂岩、頁岩、含化石、石灰岩、炭層。
- (7) 侏羅紀層—砂岩、頁岩、凝灰岩、凝灰岩。
- (8) 第三紀層—凝灰岩、頁岩、砂岩、油母頁岩。
- (9) 第四紀層—黄土、粘土、砂礫。
- (10) 古期酸性岩類—花崗岩、閃長岩、斑岩。
- (11) 古期礫基性岩類—玢岩、閃綠岩、輝綠岩。

綠岩。  
(12) 新期噴出岩類—玄武岩—安山岩—石英粗面岩。  
主なる山脈

- 長白山系 △長白山脈—白頭山(二、七四四米)費德里山、伊爾哈雅雅山脈、黑山、英額嶺。
- 小長白山脈—牡丹嶺、張廣才嶺、老嶺。
- 安達山脈—猴兒、石山、背臺上、龍爪溝嶺、穿達山、雙牙山、佛力山。
- 老松嶺山脈—哈爾巴嶺、長嶺子山、老爺嶺、高嶺、大高嶺。
- 長白山西支脈(吉林哈達連山)—薩哈亮山脈—庫勒嶺、馬細河嶺。
- 南部分水嶺山脈—門山嶺、大嶺山脈、雙河西嶺、摩天嶺、千山山脈。
- 興安嶺山系 △大興安嶺山脈—西支脈—英吉里山、寧常山、鳩鶴場山、托羅山、們都黑山。
- 伊勒呼里山脈—呼瑪爾高集、額爾古納山、烏靈和爾吉山、鄂爾山、肅慎山脈。
- 小興安嶺山脈—瑪哈拉山、佛思寬山脈、珠山山脈、瑪拉山、布倫山脈、薩哈連山、白蘭山、德拉山、老龍山脈、薩克吉爾圖山、黑山山脈、達里帶山脈。
- 陰山山系 △喀喇—明安山。

主なる河川

黑龍江 △全長一、一〇〇餘邦里 △源流—嫩河、因才達河、什爾喀河及克魯通河、額爾古納河 △支流—ゼヤ河、ブレヤ河、松花江、ウスリー江、アルゲン河。  
松花江 △源流—伊勒呼里山、嫩江、長白山脈、松花江本流、△支流—拉發河、鴨綠河、輝發河、伊通河、拉林河、呼蘭河、阿什河、匪克圖河、輝發河、牡丹河、松花江、嫩江 △水源—興安嶺伊勒呼里—阿林 △支流—雅爾河、綽爾河。  
洮兒河 △水源—興安嶺東麓、△支流—歸流河、交流河。  
烏蘇里江 △全長—三二八餘邦里 △水源—興安嶺海州錫麻山脈、勻畢河、サンダク1ウラヘ河 △支流—松阿察河、穆稜河、攪力河。  
大×芬河 △水源—穆克特亭山北麓圖們山 △支流—湖佈圖河、佛希爾河。  
圖們江 △全長—一五〇〇邦里 △水源—長白山南麓 △支流—嘎呀河、琿春河、密占河。  
鴨綠江 △全長—一四〇〇邦里 △水源—白頭山西麓、虛川江、長津江、渾河、雙河 △支流—渾江、大浦河。  
遼河 △全長—三、八〇〇支里 △瀾流面積—三、五〇〇〇支里 △水源—西刺木

土地・人口・氣象——土地

滿洲國主要水系流域

水系	流域面積(平方里)	全流域に對する割合(%)	備考
松花江	55,000.0	4.1	ウスリー江を含む
嫩江	34,000.0	2.5	
鴨綠江	33,000.0	2.4	
豆滿江	33,000.0	2.4	
大小凌河	26,000.0	1.9	
綽爾河	15,000.0	1.1	
その他	1,250,000.0	92.5	
全流域	1,330,000.0	100.0	

主なる湖沼

興凱湖(別名新開湖) △所在地—濱江省×州×界地 △周圍—六三邦里—三町弱。  
達巴庫湖(別名小興凱湖、小湖) △所在地—××湖×部 △周圍—××邦里。  
必爾蘇湖(鏡泊湖) △所在地—濱江省齊安

滿洲國各省別面積

地方別	面積(積平方里)
吉林	一、三〇三、一四三・五二
龍江	八九、九一〇・三五二
黑龍	一、二五、五三六・五五一
三江	一〇九、八一三・〇〇五
江蘇	一〇七、五四四・六〇八
安徽	二六、一八〇・五一八
山東	二九、三九四・八九六
河南	三六、六〇二・八六二
湖北	二九、五四九・二八八
湖南	二九、四六一・六四三
江西	九六、五八五・四七〇
浙江	一七、二四四・九四五

土地·人口·氣象——土地

省別	面積 (平方里)
通化	三一六一九·八〇三
新賓	一九一〇〇〇
哈爾濱	九二九·五〇〇
興安	八〇、四一〇·五五二
興安	七九、〇二一·五一九
興安	一〇六、七五一·〇〇七
興安	一六〇、三九五·七三一

省別	面積 (平方里)
吉林	八九、九一〇·三五二
吉林	一二、三二五
吉林	八、五九五·八二六
吉林	八、三七六·七六九
吉林	四、八七七·六四〇
吉林	一〇、四六三·四八六
吉林	三、八一〇·三四五
吉林	四、六〇八·三二二
吉林	二、二七四·二二七
吉林	三、二二〇·八九九
吉林	四、〇五八·二二三
吉林	三、二一七·五二二
吉林	四、六〇八·三二二
吉林	四、五三三·五六三
吉林	五、四六六·一四九
吉林	四、二一九·三〇六
吉林	二、五七三·四七九
吉林	四、八六七·六六六
吉林	五、〇〇七·三一二
吉林	五、三三一·四九〇
吉林	二五、五三六·五五一
吉林	六、〇〇〇

省別	面積 (平方里)
龍江	一〇、〇七三·七五六
龍江	二、二六八·一四四
龍江	四、七三〇·八〇五
龍江	二、九五二·一四五
龍江	六、六六六·八九七
龍江	九、六六六·二九一
龍江	四、二二二·三三一
龍江	一〇、九〇二·二八八
龍江	八、三九九·八二六
龍江	一、九九九·〇〇二
龍江	四、〇四七·八五五
龍江	四、一七六·六四五
龍江	二、三五二·九四〇
龍江	二、八三三·九九七
龍江	三、五七四·二七六
龍江	一、七五九·七二〇
龍江	三、二一五·三三二
龍江	二、〇七四·五一九
龍江	三、七三三·七八二
龍江	三、七九九·九五九
龍江	二、〇八九·四七九
龍江	四、二〇八·四七九
龍江	二、九五七·一八六
龍江	四、三三三·六〇二
龍江	三、五一一·〇七二
龍江	四、八一五·五五一
龍江	三、一六五·五〇五
龍江	一〇、九八三·〇〇五
龍江	一、三三三·六一二
龍江	四、三三三·〇三三
龍江	一、四三二·二〇七
龍江	八、六一九·一三八

省別	面積 (平方里)
奇通	一、二四三·七六八
奇通	四、二七七·一六六
奇通	一九、二八七·二二九
奇通	四、九五五·一三三
奇通	一〇、七五四·六〇八
奇通	七、三〇一·四九八
奇通	五、八七五·一三三
奇通	七、八八〇·〇三二
奇通	六、六六三·二二七
奇通	八、三五八·八一九
奇通	五、四九六·〇七三
奇通	二、六〇七·一七七
奇通	三、七七三·六七七
奇通	二〇、一四六·六四六
奇通	六、八六四·四〇三
奇通	四、九六〇·一七一
奇通	一〇、四三三·五六二
奇通	九、〇六七·二四五
奇通	八、一八九·二四九
奇通	二、六一八·〇五一
奇通	三、〇一五·九五二
奇通	四、八二七·七六七
奇通	二、三一四·一三六
奇通	五、七〇五·五四三
奇通	五、三六六·四三三
奇通	四、一九二·四二一
奇通	三、一〇三·一八九
奇通	二、六三七·〇八八
奇通	五、二〇九·三六九
奇通	二、六〇七·一七七
奇通	四、七三〇·八〇五

省別	面積 (平方里)
龍江	七、五四六·八五八
龍江	六、四三三·二一四
龍江	一〇、六五五·五九一
龍江	一、〇五一·六九一
龍江	一〇、五六三·五五七
龍江	一〇、八二九·四三三
龍江	一、八四二·七四二
龍江	五、二八六·八九一
龍江	四、一〇〇·八九〇
龍江	五、二六六·四三九
龍江	五、九〇〇·四三七
龍江	六、五一一·四二二
龍江	一、七二四·九四五
龍江	一、八三〇·三六二
龍江	六、三三三·八四九
龍江	八、四九八·四六五
龍江	四、三三三·七三〇
龍江	九、七五五·二八一
龍江	三、六一九·八〇二
龍江	四、〇九九·一六九
龍江	三、九〇九·六七〇
龍江	四、五〇八·六八〇
龍江	五、八七九·四六八
龍江	三、二二六·四七五
龍江	二、六二五·九九〇
龍江	二、〇五四·五七一
龍江	一、四二六·二二二
龍江	三、八九〇·一四三
龍江	八〇、四一〇·五五〇
龍江	五、二〇一·七〇七
龍江	八、六九九·四〇六
龍江	一、四七〇·八二七

土地·人口·氣象——土地

省別	面積 (平方里)
綏遠	五、五四三·三六七
綏遠	三、一五三·五九二
綏遠	三、八五八·四二二
綏遠	三、六八三·九四六
綏遠	七、九二二·六二二
綏遠	三、三八四·八四四
綏遠	二、一五八·五二二
綏遠	三、九三九·九九一
綏遠	二、二二四·三六四
綏遠	五、八三五·二一四
綏遠	五、六〇五·六八〇
綏遠	二、九三九·八九六
綏遠	七、二〇一·七五一
綏遠	七、一一一·九五三
綏遠	五、三一六·五二八
綏遠	四、〇四九·七三三
綏遠	五、七〇四·九二六
綏遠	二、六六〇·二八六
綏遠	一、七二五·四四一
綏遠	四、四三九·四〇〇
綏遠	三、三一六·二三八
綏遠	七、三五七·五八七
綏遠	五、八九四·四二五
綏遠	三、八六九·七七五
綏遠	七、五四九·二八八
綏遠	三、七〇六·六二二
綏遠	三、一四六·六一〇
綏遠	二、五三三·三〇六
綏遠	四、九〇七·〇三四
綏遠	五、二八六·〇三三
綏遠	一、七七二·八一六
綏遠	三、三四六·一五九

省別	面積 (平方里)
察哈爾	一、二四一·七一九
察哈爾	四、四五四·二八七
察哈爾	五、三三〇·七三七
察哈爾	三、五七〇·五六六
察哈爾	二、六八七·八九八
察哈爾	二、一六五·五七二
察哈爾	一、五一一·八四二
察哈爾	二、五五三·二五四
察哈爾	三、七五五·〇七八
察哈爾	三、六五〇·三五五
察哈爾	三、二二六·四七五
察哈爾	三、〇八一·八五七
察哈爾	二、五三八·二九三
察哈爾	一、九六四·七六六
察哈爾	三、三五一·一四八
察哈爾	五、四五五·五八五
察哈爾	三、九四六·一六四
察哈爾	三、〇四一·九六二
察哈爾	一、三五八·九〇九
察哈爾	二、一五四·三〇八
察哈爾	一、一九一·八五一
察哈爾	二、五五三·二五四
察哈爾	二、四六二·一〇〇
察哈爾	二、〇二九·七六七
察哈爾	一、七六三·四五〇
察哈爾	二、九〇二·三三一
察哈爾	一〇、五九四·二三五
察哈爾	六、〇三三·三九六
察哈爾	三、三七六·〇八〇
察哈爾	九、六五八·五七〇

省別	面積 (平方里)
察哈爾	七、五四六·八五八
察哈爾	六、四三三·二一四
察哈爾	一〇、六五五·五九一
察哈爾	一、〇五一·六九一
察哈爾	一〇、五六三·五五七
察哈爾	一〇、八二九·四三三
察哈爾	一、八四二·七四二
察哈爾	五、二八六·八九一
察哈爾	四、一〇〇·八九〇
察哈爾	五、二六六·四三九
察哈爾	五、九〇〇·四三七
察哈爾	六、五一一·四二二
察哈爾	一、七二四·九四五
察哈爾	一、八三〇·三六二
察哈爾	六、三三三·八四九
察哈爾	八、四九八·四六五
察哈爾	四、三三三·七三〇
察哈爾	九、七五五·二八一
察哈爾	三、六一九·八〇二
察哈爾	四、〇九九·一六九
察哈爾	三、九〇九·六七〇
察哈爾	四、五〇八·六八〇
察哈爾	五、八七九·四六八
察哈爾	三、二二六·四七五
察哈爾	二、六二五·九九〇
察哈爾	二、〇五四·五七一
察哈爾	一、四二六·二二二
察哈爾	三、八九〇·一四三
察哈爾	八〇、四一〇·五五〇
察哈爾	五、二〇一·七〇七
察哈爾	八、六九九·四〇六
察哈爾	一、四七〇·八二七

民國三十三年六月末の人口

省	市	縣	人口
龍江省	龍江市	龍江縣	...
...	...	...	...
合計			...

民國三十三年六月末の出生死亡数

省	市	縣	出生	死亡
龍江省	龍江市	龍江縣	...	...
...	...	...	...	...
合計			...	...

民政部管下各省國籍別戸口 (康徳三年十二月末)

省	戸口
龍江省	...
...	...
合計	...

民政部管下各省別出生死亡数 (康徳三年中)

省	出生	死亡
龍江省	...	...
...	...	...
合計	...	...

土地・人口・氣象——人口

省	市	縣	人口
龍江省	龍江市	龍江縣	...
...	...	...	...
合計			...

土地·人口·氣象——人口

省別	民政部下各省職業別人口		公務及由自業		其他		總計
	農林牧業水產業	鑛業工業	公務	由自業	其他	總計	
合	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000
吉林	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
遼寧	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
山東	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
河南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
湖北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
湖南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
廣東	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
廣西	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
雲南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
貴州	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
四川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
陝西	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
甘肅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
寧夏	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
青海	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
察哈爾	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
綏遠	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
熱河	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
遼北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
綏東	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
察南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
冀東	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
冀南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
魯南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
魯北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
豫南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
豫北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鄂南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鄂北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
湘南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
湘北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
粵南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
粵北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
桂南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
桂北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
滇南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
滇北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黔南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黔北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
川南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
川北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
陝南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
陝北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
甘南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
甘北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
寧南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
寧北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
青南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
青北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

民政部管下各省縣別戶口

(康德三年十二月末現在)

省別	戶數	
	男	女
合	10,100,000	10,100,000
吉林	1,000,000	1,000,000
遼寧	1,000,000	1,000,000
山東	1,000,000	1,000,000
河南	1,000,000	1,000,000
湖北	1,000,000	1,000,000
湖南	1,000,000	1,000,000
廣東	1,000,000	1,000,000
廣西	1,000,000	1,000,000
雲南	1,000,000	1,000,000
貴州	1,000,000	1,000,000
四川	1,000,000	1,000,000
陝西	1,000,000	1,000,000
甘肅	1,000,000	1,000,000
寧夏	1,000,000	1,000,000
青海	1,000,000	1,000,000
察哈爾	1,000,000	1,000,000
綏遠	1,000,000	1,000,000
熱河	1,000,000	1,000,000
遼北	1,000,000	1,000,000
綏東	1,000,000	1,000,000
察南	1,000,000	1,000,000
冀東	1,000,000	1,000,000
冀南	1,000,000	1,000,000
魯南	1,000,000	1,000,000
魯北	1,000,000	1,000,000
豫南	1,000,000	1,000,000
豫北	1,000,000	1,000,000
鄂南	1,000,000	1,000,000
鄂北	1,000,000	1,000,000
湘南	1,000,000	1,000,000
湘北	1,000,000	1,000,000
粵南	1,000,000	1,000,000
粵北	1,000,000	1,000,000
桂南	1,000,000	1,000,000
桂北	1,000,000	1,000,000
滇南	1,000,000	1,000,000
滇北	1,000,000	1,000,000
黔南	1,000,000	1,000,000
黔北	1,000,000	1,000,000
川南	1,000,000	1,000,000
川北	1,000,000	1,000,000
陝南	1,000,000	1,000,000
陝北	1,000,000	1,000,000
甘南	1,000,000	1,000,000
甘北	1,000,000	1,000,000
寧南	1,000,000	1,000,000
寧北	1,000,000	1,000,000
青南	1,000,000	1,000,000
青北	1,000,000	1,000,000

土地·人口·氣象——人口



土地・人口・氣象——人口

市街地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	前月に比し
旅順市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
大連市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
金州市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
普蘭店市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
瓦房店市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
營口市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
鞍山市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
本溪市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
遼陽市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
安東市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
撫順市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
四平街市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
公四	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0

（その二）關東州滿鐵附屬地戸口（昭和十二年七月末現在）

市街地名	日本人		朝鮮人		滿洲人		外国人		合計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
旅順市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大連市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
金州市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
普蘭店市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
瓦房店市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
營口市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鞍山市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
本溪市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
遼陽市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
安東市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
撫順市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
四平街市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
公四	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

○本表は各警察管内（現在戸口表）中より警察管内の戸口及人口を抽出掲げたるものなり。

○本表には警察管内及刑務所に在る者を計上せず。

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	計
出生	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
死亡	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000

關東局管内人口動態總數（昭和十一年中關東局調査）

種別	日本人		朝鮮人		滿洲人		外国人		合計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
出生	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
死亡	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000

土地・人口・氣象——人口

土地・人口・氣象——氣象

前年	五、八三	一、〇六	一九〇七	一、七二	五、七三	一、〇一	一、〇一	一、〇一	二、〇七	九、〇三	三、二四	五、〇一	三、〇一	五、〇一
備考	表中△印を附するは懸濁人なり。	六、三三	一、〇六	一九〇七	一、七二	五、七三	一、〇一	一、〇一	一、〇一	二、〇七	九、〇三	三、二四	五、〇一	三、〇一

氣象

昭和十一年滿洲氣象概況

昭和十一年に於ける滿洲の氣象を總覽するに年平均氣温は平年より全滿一度内外の過低を示し大連の九度七より海倫の零度〇の間であり、奉天附近は七度、新京附近は五度、齊々哈爾濱附近に至れば二度となり南部と北部との差は約十度に及んでゐる。而して本夏季に於ける全滿の高極は鞍山に於ける三七度二(華氏の九九度〇)、又本冬季に於ける低極は海倫に於ける零下三九度四であつた。

降水量の年合計は鳳凰城の一、二三八耗より林西の二、八九耗の間であり、本年は滿洲中央部に雨量多く新京では平年より二、五一一耗の増量を見たが、遼東半島と滿洲北西部は霽雨で大連では平年より二、〇八耗の減量を告げた。而して全滿の最多日量は鳳凰城に於ける一、四一耗で大連及四平街にも百耗以上の大雨降り注いだ。全年の日照率は營口の七〇%より敦化の五二%の間であり各地概ね六〇%内外で、快晴日数は敦化、齊々哈爾濱以外は百日以上を算へ、就中林西では一五二日の多きに達し全年の四割二分は好晴を告げた。

降雪日数は敦化の五二日より林西の一九日の間にあり概して三〇日前後の所が多く、霽日数は齊々哈爾濱の二八日より開原の七日の間にあり一般には二〇日内外で、霧は鳳凰城の二九日を最多とし大連の二三日之れに亞ぎ林西、鞍山の一日は最少に屬し概して一〇日内外發生し、地震は全滿中身體に感じたものは一回もなかつた。

結霜の初日は敦化、海倫の九月十三日を全滿の最早とし新京では九月二十八日、奉天では十月四日に起つたが、大連では十一月十一日に至り始めて此の期に入り其の早晩の差は五九日に及んだ。又其の終日は大連の四月十日を最早とし奉天では四月三十日、新京では四月二十八日に起り敦化、齊々哈爾濱、海倫の五月八日を最晩として結霜期を脱した。

降雪の初日は林西、敦化の九月十二日を全滿の最早とし北滿では十月下旬、南滿では十一月初旬に入り初雪を見たが、大連は最も晩れて十一月十四日に至りて霽々降雪期に入り、終日は南滿では四月二、三日に起り北滿では四月二十五日に及びて漸く降雪も終息するに至つた。

森永製品滿洲販賣株式會社



森永の菓子

大連市雲井町二七番地  
 沙河局私函第一六番  
 電話 四九九八  
 受電 四九八二  
 略號 (九〇二)モリナガ  
 振替 口座大連四二〇二番



事務用品・文房具・度量衡・製圖・測量器・

手帳・洋帳簿製造  
高級美術印刷一式



株式会社 文祥堂  
本店 銀座  
東京銀座支店  
東京銀座新橋路  
九段支店  
東京丸ビル二階  
支店 康徳  
新支店 康徳  
電話 21400  
8495



新京中央通 輸入百貨店 電話代表③4116番

營業種目 人絹、紙各種パルプ

# 滿洲パルプ工業股份有限公司

本社工場 出張所  
新東京錦町三丁目  
牡丹江省寧安縣樺林  
東京丸の内二丁目八重洲ビル  
大阪市北區中ノ島二丁目

本店 新京特別市大同大街二〇二號

# 大興股份有限公司

支店 奉天、新京、吉林、哈爾濱  
營業所 國內重要地二百十二箇所





滿洲  
千  
福



滿洲  
千福釀造株式會社

奉天若松町七十二番地  
電話(三)四一五四番



良品を廉價に賣る  
奉天

七福屋百貨店

電話代表(三)六八一一番

大連三業組合

大連市浪速町二〇二

# サクラビール

満天下の  
賞讃を  
博する  
サクラ  
生一本



# サクラ・スタウト

## 政治

### 政治外交の一年

昭和十一年(康徳三年)九月一日より十二年八月三十一日に至る一年間の満洲に關する政治外交上の出来事を見るに、第一には満洲事變以來の治安工作は殆んど完成し、匪賊が殆んど無くなつたことを挙げねばならぬ。第二には満洲國の内部經營がすべてその緒に就き内に人心の安定が出来、外に諸外國がすべて事實上に此の國家の存立發育を承認して來た事を擧ぐ可きである。個々具體的の事項に就きて見れば、國境の防備完成したこと、第二期經營の爲めに中央地方行政機構の改革確立を必要とするに至りてそれを實現したこと、治外法權撤廢準備として、刑法、民法、商法の基本法を始め、諸多法令の發布と司法制度の改善を見たこと、教育制度の基本を定めたこと、日滿一體強化を益々固めて産業其他の國內統制の外、日滿統制制度の進んだこと、滿洲國內と關東州内との統制が進んだこと、

政治——政治外交の一年

こと、日本内地よりの滿洲移民が著々實行されてゐること、協和會の政治外交關係活動が目立つて來たこと、排共意識の高められたこと、對支國民提提意識の高められたこと等が擧げられる。要するに、日本人が滿洲國の特殊性を認識することの深くなつたのは、いふまでもなく、滿洲國人が滿洲國の自覺を深くしたといふことが注意される。

### 一年間の政治

治外法權撤廢の準備に多忙 滿洲に於て日本が有する各種の統治作用を一括して、通例治外法權といはれてゐるが、それは漸進的に撤廢されて、最も近き將來に於て全廢されることになつてゐる。それは日本が滿洲國の完全なる獨立を實現せしめんと欲するからである。その第一着として昭和十一年(康徳三年)六月十日「滿洲國における日本國民の居住及滿洲國の課税等に関する日本國滿洲國間條約」が締結された。

それから昭和十二年末日まで行政警察權が移讓されて、それにて全部の治外法權が撤廢されることに兩國の間に諒解がある。而してこれまでに多くの法律も改め、種々の内政も改められねばならないので滿洲國は、此の改革の爲めに全力を盡してゐる。日本は大に之を助けてゐる。而して昭和十一年(康徳三年)九月から十二年八月末日に至る一年間は、滿洲國が此の改革の爲めに甚だ忙殺された期間である。

その改革中最も重要であつたのは行政機構の全面的改革と新定の刑法、民法、商法の公平實施であつた。滿洲國にありて、法理上から見て確實に治外法權を持つてゐる國民は日本人だけであつて、他國々民はそれを持たない。只便宜的に之れを持つてゐるやうに取扱つてゐるに過ぎないことは康徳三年七月一日張外交部大臣が發出した聲明書にも明言してある。而して日本が治外法權を全部撤廢するといふことは滿洲國としては極めて重大な劃期線となるものである。即ち滿洲國建設上から見てそれまでを第一期と爲す可く、その後第二期が始まるものと見るべきである。

關東州廳の大連移轉 昭和十二年七月一日より從來旅順に在つた關東州廳が大連に移轉し、その新築廳舎に於て執務すること

になった。日露の役後明治三十九年七月勅令第一九六號を以て關東都督府官制が公布され、それが同年九月一日に實施された。爾來此の日を以て關東州始政記念日とされてゐるが、其の時に引續き今日に至るまで廳舎は旅順に在つた。大正八年には關東廳となりて長官は文官にてもよいことになり、別に關東軍司令官が置かれることになった。而して關東廳長官は拓務省の下にありて、關東州のみならず在滿洲の軍事外交司法機關以外一切の行政を統轄してゐた。

昭和七年滿洲國の創立を見るに至りては此の機構は不適當となり、實際的辦法によりて處理されて來たが、昭和九年十二月二十六日在滿洲國に關する勅令四十九條の公布によりて我が在滿洲國は一掃された。これによりて關東州の行政は在新京全權大使の管下に入り、直接には大使館關東廳の統理に入ることになった。同時に關東州廳長官の權限は全滿洲州内に限らるゝことになり、その内容も通信交通の如き全滿を通じて滿洲國との統制を最も緊密ならしめねばならぬものはその權限外に置かるゝことになった。此の事情からして州廳所在地としては大連が便利なるに至り、七月一日を以て移轉することになったのである。此

の變遷は當然の事象ではあるが、三十年來の廳舎所在地が變更されたといふことは一大變革たるを失はぬ。

關東州の行政的地位が低くなつたといふことは日本の國力が大陸に廣まつたといふことである。旅順大連を後生大事に擯んで之を滿蒙發展の唯一の根據地にしてゐた日本國民がその必要なくなつて、廣大なる滿蒙の天地に自由に飛び廻ることが出来るに至つたことを示すものである。それを具體的に示した廳舎所在地の變更は我國國民の最も意義深く記憶せねばならぬ出來事である。

滿洲國帝位繼承法公布 滿洲國帝位繼承法の制定に關しては康徳二年一月九日元宮内府大臣沈瑞麟氏を委員長として帝室大典委員會が組織され、以來引續き現宮内府大臣熙洽氏を委員長とする同會に於て帝室一般に關する法案起草に従事されたが、滿二箇年間慎重審議の結果、帝位繼承法の成案を見、四年三月一日附官報號外を以て之を公布し、即日施行されたのである。右は全文十箇條より成り、組織法第一條第二項に由るものである。之れによれば、滿洲帝國帝位は康徳皇帝の男系子孫たる男子永世之を繼承するものである。(繼承法第一條)繼承順位は帝長子を原則となし(同第

二條)其他の場合は第三條以下第八條に詳しく規定される。尙第九條にはその順位を變更し得る規定あり、順位はすべて實系に依る(第十條)即ち康徳皇帝を始祖としてその子孫に傳へて萬生一系たるものである。即ち茲に君民の大義、國家の大經が嚴として樹立され、滿洲國の國體鞏固を加へたものである。前文記事中に「我が滿洲帝國は日本帝國の保護援助に頼り斯の洪業を開き斯の邦基を奠む」大寶雖然建中易らざる實に日本天皇陛下の保佑に是れ頼る」とあるのは最も注意すべく、即位詔書回覽詔書と共に日滿一體を明示せる意章である。

滿洲國四大慶日及び普通休日制定 康徳四年八月五日勅令を以て四大節が制定公布された。それは元日(一月一日)萬壽節(一月六日)建國節(三月一日)訪日宣詔記念日(五月二日)である。右は何れも陽曆である。此中萬壽節は舊曆正月十三日(光緒三十二年)であるが、當日の陽曆に引直したものである。一般的休日が此外にもある。即ち休日(右の慶日の外に、春節(正月一日)元宵節(正月十五日)春丁(二月一日)端午節(五月五日)仲秋節(舊八月十五日)秋丁(舊八月十五日)及び陽曆一月二日、三月、十二月二十九日、三十一日、舊正月二日、三日、十二月末日、

並に日曜日であつて、勅令にて定められた。

阿片の徹底的禁斷方針の決定 滿洲國政府では大同二年十一月阿片吸吸の禁斷に關する布告を發し同時に專賣制を實施したが、それは漸進的禁斷であつた。爾來五箇年、漸くその趣旨も一般に徹底されたので、此處に政府としても徹底的禁斷方針を執ることになり、康徳四年八月十一日阿片禁斷に關する總理大臣布告を發した。之れに關して全滿不正業者を徹底的に肅清すべく、植田全權大使の聲明も發せられた。思ふに此の毒物の嗜好は支那民族を主として東洋一般に廣く、人道上の大問題である。歐米にありても之を人道上の問題として國際問題として之を取り扱ふのであるが實際上は政府の收入として東洋人に奪ふ之を獎勵する經濟貿易政策を執るものなしとせず、支那の政府でも大に之れを取締つてゐるが、地方軍閥間には之れを有力なる收入と爲すものなしとしない。誠に慨嘆すべきである。滿洲國が敢然その絶滅を期し、その使用者、私販者に嚴むに嚴罰を以てするに至つたことは特筆するに足る善政である。その善行が望ましい。

徹底を圖り半平たる國本を永遠に培養せん爲め、康徳四年五月二日の訪日宣詔記念日を以て新學制並に關係諸法令を公布した。右は何れも康徳五年一月一日より施行される。その新學制は、初等(國民學校と改稱)中學(高等國民學校と改稱)高等(日本專門學校程度を大學と改稱)の三段階に師範(師範學校)職業學校の二部によつて構成される。特に初等教育と女子總體の訓育に重きを置き、民度に應じて、各段階を通じて修業年限も短かくなつてゐる。大學に昇格するものは、新京醫學校、奉天高等農業學校、哈爾濱高等農業學校の三校である。別に奉天商業大學が省立大學となる。

建國大學令發布 滿洲國にてはその特殊の建國に鑑み、建國精神の神髓を體得し、學問の進歩を究め身を以てこれを實踐し道義世界建設の先覺的指導者たる人材を養成する目的を以て建國大學を創立することを決した。康徳四年五月二日新京南嶺に地鎮祭を行ひ、康徳五年五月二日の訪日宣詔記念日を以て開校する、等であるが、その大學令は八月五日公布、即日施行された。此大學は文教部に屬せずして國務總理の管下にあり、修業年限は前期後期各三年となし、別に大学院、研究院がある。在學中の費用

那氏は新京市長事務取扱を命ぜられた。向その後、参議院第七中將が辭表を呈出して轉許された。

中央行政機構改革大綱の發表 五月八日午前九時三十分滿洲國政府は政治行政機構改革大綱を發表した。之れは建國以來内外の情勢も變化してゐるので、現在に適し且つ將來の發展に備へんが爲めである。茲に從來の中央行政機構は建國當時の執政治下に強力なる中央統一政權を確立する爲めに組織されたものであつたが、その後、地方行政機構の一部改革あり、帝政の實施等根本的の情況に於て變革があつた。而して滿洲國自體の建設は廣々進展し、治外法權の撤廢に伴ひて、日本の行政權が近く移譲されることにもなり、第二期建設を迎ふることになつた。然るに中央機構はもとより此の内外事情の變遷に適應するに不便を感じる點があるに至つたから、此處に此の改革を必要と爲すに至つたのである。要するに建國初々の際には拙速を主と爲す必要あるは當然にてその時出來た機構は實際に適するや否やは實行してからでなくては分明でない。爾來五箇年の經驗によ

りて、今度眞に滿洲國實情に適する機構が考察されたのである。此の改革の主旨は機構の簡明化と各部會同執行等の一元的統制強化、治安維持機關の一元化、産業五箇年計畫の遂行等を期し、重要産業に對する統制機構の強化等によりて國家の健全なる發展を圖らんえとするものである。之を具體的に見ると

(一)參議府の諸部事項を整理して寫見上製の制を設けた(二)警察院を廢して警計局を設けた(三)國務大臣と稱するは國務總理大臣のみであつて、之れを輔佐するは國務長官である(四)各部大臣は國務總理に聽屬する各部の行政權責任者である(五)從來の國務院九部制を改めて、外務、内務、興安の三局及び治安、民生、産業、經濟、交通、司法の六部と稱し各官署事務の配屬を改めた。國務院及び内務局外務局に長官を置き、興安局に總理を置き、部に大臣を置く。興安局は軍政を管理し、總理は國務院會議に列席す。此の結果、廢止されたのは外交院、軍政部、農政部、財政部、文教科、實業部、民政部であつて新に前記三局と四部が出来、交通、司法はもとのまゝである。

此中、國防、用兵、軍政、警務を治安部に統一し、教育、禮教、社會、保健等民心作興及び民心安定に關する行政を民生部に統一し、財政と經濟とを分ちて、會計事務

を内務部に、豫算を國務院會議に分掌せしめたことなどは注目される。

新官制の公布 滿洲國政府は五月八日發表した行政機構改革に基き、その後政府組織法の一部改正並に各官制の改正或は制定を急ぎ、六月五日勅令を以て國務院官制、國務院各部官制、内務局官制、興安局官制、外務局官制、畜産局官制、郵政局官制等を一齊に公布した。何れも七月一日より施行せられたるものである。

地方行政機構の改革 滿洲國の地方行政機構も、中央行政の改革と同時に重大なる改革が加へられた。七月一日より實施された新に通化、牡丹江の兩省が設置されたのが重要變更であり、其の他各省の行政部の内容を刷新し、産業五箇年計畫の遂行に便なられた。改革の要項は左の如きものである。

- 一、牡丹江省(東寧、東安、興山、皮林の五縣)通化省(輝南、金川、柳河、濛江、通化、輯安、臨江、懷德、長白の九縣)の兩省を新設す。兩省とも官廳及び民衆警備の二廳を置く。
- 一、各省の廳務廳を廢止しその代りに官廳を置く。又各省に省支長、省參事官を置く。
- 一、特別市は新京だけとし、哈爾濱を實業市とする。

一、新に安東、撫順、營口、鞍山、四平街、遼陽、錦州(以上は附屬行政機構に併せしもの)牡丹江、龍江、樺太等に市鎮を布く。市には市長の次に副市長を置く。

一、警察官を副隊長と改稱す。

**中央地方官制の更迭** 滿洲國の中央地方行政機構改革に伴ひ、全般に涉りて首腦部の更迭が頗る大規模に行はるゝことになつた。六月上旬夫れ、内命が發せられたが正式の任命公表は七月一日である。右は人材抜擢の主義に出つたものである。左の如し。

國務總理大臣張作霖(國務總理大臣國務院總務長官星野直樹(國務院總務長官)外務局長官大橋玄一(外交部次長)内務局長官大津祐夫(民政部總務司長)安局長官札田(興安西省長)總計局長官寺崎英三(警察院總務司)風局長官藤本(地務院總務司)地務局長官藤本(奉天農務監督官)治安部大臣手井山(軍政部大臣)民生部大臣孫其昌(民政部大臣)司法部大臣張學良(司法部大臣)農林部大臣呂榮賢(實業部大臣)經濟部大臣韓德麟(財政部大臣)交通部大臣李相庚(交通部大臣)。

**恩赦詔書の澳發** 滿洲國政府は行政機構の改革、國務院の一新を期として詔書の澳發を仰ぎ、叛徒、姦匪に對して恩赦又は宥恕の方法を請じ、その歸順改悛を促進し

政治—政治外交の一年

民心の安定を期することとなり七月十五日その詔書が澳發された。右は建國友々の際、新政の意義に明ならずして罪を犯し又は煽動誘惑されたるものを憐れむ意に出でたるものにて王道政治を發揚したものである。

その範圍は惡質ならざる叛徒又は姦匪にして、夫々の場合に應じて、特赦、減刑、假出獄、不起訴、公判取消、執行猶豫等の恩典がある。又此の恩典は本年内に自首せるもの又は歸順せるものにも及ぶ。但し共産黨分子には適用されない。

**滿洲國新刑法公布** 滿洲國の刑法は建國後も舊政權時代のものを暫定的に採用しつゝ、康徳二年一月以來司法部當局に於て日本は勿論、歐米諸國の法制を參考とし、泉二新體博士を顧問として滿洲國の特殊な國情並に國民生活の實情を考慮して慎重に起草中であつたが、三年十二月下旬脱稿し、一月四日之を公布し、同年四月一日より施行された。此刑法は刑事裁判權が廢止されると在滿邦人は勿論、その他の外國人にも普ねく適用されるものである。全文五十一章二百七十二條より成る。大體日本のものと同一だが、滿洲國の特殊の事情によりて幾分異なる所もある。

**刑事訴訟法公布** 滿洲國刑事訴訟法はかねて司法部に於て我が東大教授小野清一郎

博士を招聘し其の輔導の下に康徳二年初起草されたが、憲法脱稿、夫々手續の上康徳四年三月八日勅令第二三號を以て公布七月一日より實施した。全文四百八十八條にて従来の現行刑事訴訟法及び日本刑事訴訟法を基準とし、之にドイツ刑事訴訟法の特色を加味してある。我が國の刑事司法の極端に自由主義的ならず、國家の刑事司法權力を充分發揮せしむると共に刑事事務の簡捷を圖る點が特色とされる。

**新民法の公布** 滿洲國司法部にては國內の實情に即したる民法を制定すべく康徳二年九月これが草案に着手したが憲法その第一條總則、第二條物權、第三條債權通して七百四十五箇條の稿を脱し、四年六月十七日勅令第一三〇號を以て公布した。此法律も矢張り滿洲國の特別性に適應されたことは勿論で、しかも最も新しき學說に則りたるものである。此の根本的立法精神の特質たるものは(一)従来の個人本位の法律思想を止揚して團體本位の法律思想に進歩せること(二)法律關係と道徳的規範との調和を保つたことである。

**商法の公布** 滿洲國の新商法も引續き公布された。即ち票據法(手形法)は五月十三日勅令八九號を以て、支票法(小切手法)は同日勅令九〇號を以て、商法の通法は六月



二十四日勅令一三一號を以て、會社法は同日勅令一三三號を以て、運送法は同日勅令一三四號を以て、海商法は同日勅令一三五號を以てそれぞれ公布された。

民事訴訟法の公布 滿洲國民事訴訟法は康德四年六月三十日勅令二〇六號を以て公布された。

滿洲國の法院檢察廳の増設 滿洲國司法部では治外法權の全面的撤廢を前に司法制度整備の爲め康德四年八月二十三日の國務院會議にて左記の増設及び廢止を決定した。

電氣通信法の公布 滿洲國は昭和十一年(康德三年)十月二日電氣通信法を公布し即日實施した。

なくないので、これによりて改訂を見たものである。

國境地帯法の公布 滿洲國政府は十二月二十日附を以て國境地帯法を公布した。右は國境の特殊事情に鑑み、國防及び治安維持の見地よりパスポート制を採り、一般居住者並に内外旅行者を取締り、不逞分子の潜入を防止せんとするものである。

滿洲國軍兵令發布 滿洲國にては治安を完備する爲め、豫て撤兵令の施行を考究中であつたが戸籍法の不備缺陥の爲め實行困難なるにより、取敢へず國軍の整備及び實質向上を計る目的を以て、國內兵民より國家の干城を選拔すべく、國務院令第四四號を以て滿洲國軍兵に關する件を康德四年一月九日公布した。

軍需徵發法の制定實施 滿洲國政府は、戰時又は事變に際しての軍事徵發法を制定することとなり、康德四年五月三日公布、即日實施した。

附屬地印紙稅令を決定した。右は附屬地に於て昭和十一年七月より營業稅、法人營業稅、酒稅、煙草稅、麥粉稅及びセメント稅の六稅が實施されてゐるが、滿洲國に於ては康德四年(昭和十二年)一月より印花稅が實施されたので、これと均衡を保つ必要上、印花稅と大體同様の内容を有する稅を前記六稅の外新に便することとなつたものである。

滿洲國重要産業統制法 康德四年四月十五日滿洲國は重要産業統制法を公布し、五月一日より施行した。同法は本文十四箇條附則三箇條より成り、從來明確性を缺き取角誤解を招き易かつた滿洲國の産業統制原則を制度化すると共に、統制經濟の眞義を一般に理解知悉せしむるもので、産業五年計劃の實現と産業の正常なる發達とを促進する上に多大の成果が期待されてゐる。而して同法に規定され、國家の統制を受ける産業は(一)國防産業(二)基礎産業(三)幼稚産業にして(三ノ一)國民經濟上重要なもの(例へば棉糸、綿布等)(三ノ二)輸出産業(三ノ三)生産設備過剩の産業(例へばセメント等)に互る五項目で、その内容は兵器、航空機、自動車、液體燃料、織物及び金屬精練、炭礦、毛織物、綿糸及綿布、ビール、製粉、製糖、煙草、麻及麻製

品、肥料、曹達、バルブ、油房、セメント、燐寸の十九種目である。此の内國防産業及び基礎産業は特殊會社又は準特殊會社による一業一社主義により、其他の特殊産業に就ては許可主義によりて生産販賣等の事業全般に互り、監督統制を受けるものである。尤も從來とて實際は此の方針にて進行し來てゐるので、今之を正法化したに過ぎない。只一般が明白にその方針の内容を知り得たことが、此法の大きな利益なりとせられる。

關東州重要産業統制令 滿洲國の重要産業統制法と呼應して關東州内重要産業の統制を圖り、以て日滿産業の統制方策の圓滿なる運用に資せんが爲め、關東州重要産業統制令が昭和十二年八月二十七日勅令第四六〇號を以て公布された。九月下旬實施。統制令は關東州が産業經濟上滿洲國と密接不可分の關係におかれ、關東州を除外してはその目的を達し得ないので關東州がこれに協力して同一歩調をとるに至つたものである。随つてその内容は主として滿洲國の統制法に倣つてゐるが統制産業の種類は關東州の特殊事情を考慮して左記二十一種が指定され、數は同じきも内容は幾分相違がある。

マダネシウム製鐵業、自動車製造業、航空機製造業、兵器製造業、計測製造業、綿糸布紡製業、麻紡製業、毛織物製造業、小麥粉製造業、植物性油精製造業、石油製造業、無水アルコール製造業、セメント製造業、製糖業、ソーダ製造業、硫酸アムモニウム製造業、火薬製造業、ワッヂ製造業、蠟燭製造業。

右電力統制の要項は大體左の如くである。一、滿洲電業会社に送電、幹線へ配電、火力發電事業を統一運営せしめ、同會社は特殊な滿洲國法人として新しく制定される管理法により政府の監督指導下に置かる。二、滿洲電業会社は送電火力發電施設の爲め増資(七千萬圓)を行ふ。三、鴨綠江水力發電會社は滿洲國特殊法人として朝鮮側水力發電會社と共同經營す。四、發電計畫は水力發電を主とし、火力發電を従とす。

滿洲國工商會法 滿洲國工商會法は康德四年七月一日大要を發表された。要綱は大體左の如きものである。(一) 治外法權撤廢に伴ふ商會及び在滿邦人商會を總所を法上上に於て一元的に統制す。(二) 名稱は暫定的に工商會法と稱するが將來商會會議法とする。(三) 會所所長職員を六十名以内とし、この中官選二十名、職能代表二十名、選舉或は推薦によるもの二十名とし、常議員數は各會所定款によつて定め、會所會所は官選とする。(四) 會員資格は別段制限を設けず、營業稅を納付する施行區域の商工業者は全部強制的に加入せしめ營業稅額に應じて會費金を徴收す。(五) 役員はすべて官選とする。(六) 各商會工商會所聯合會として滿洲工商會所を設く。(七) 關東州大連商工商會所は加入を任意とする。暴利取締令公布 北支事變の勃發を奇貨とし不當に物價を吊り上げ暴利を貪ぶらんとする者を取締るべく、日本政府では八月三日暴利取締令を公布し即日實施したが、滿洲國に於ても日滿一體共存の精神により日本と歩調を一にする爲め同日附を以て暴



整理局長の手に依つて行はれ其の整理受理は申告主義を採用し地籍整理局長の審定を以て商租権に相當する民法上の權利に轉換される。整理局長の爲したる審決に不服ある者には再裁決を得せしめる上級機關として、國務總理大臣の管轄に屬する商租整理委員會が設けられる。

滿洲國の國防費分擔額 日滿不可分關係に基き、滿洲國は滿洲國の國防費の一部を年々分擔し居るが、康徳四年に於ても、一千九百五十萬圓を分擔することを決定した。右は康徳三年十一月二十日張國務總理が講話の形成を以て發表し四年度の豫算に之を組み入れた。

日滿時差撤廢實施 昭和十二年一月一日午前零時より日滿時差撤廢されることに決定し、康徳三年十二月五日附國務院佈告第三號を以て此の旨公布された。右によつて、從來日滿間に一時間の時差があつたのが解消され、日滿の時間統制が出来たわけである。之れは關東州及び滿鐵附屬地内にも實施された。

皇弟溥儀氏、嬪毓浩婉と結婚 滿洲國皇弟溥儀氏と嬪毓公孫侯令孫浩婉とは康徳四年四月二日午後東京九段軍人會館にて結婚式を挙げた。媒酌は本庄大將夫妻。滿洲國帝陛下は應々溥儀氏を勅使として差遣し給

ひ、優渥なる勅諭を賜つた。披露宴には特に竹田宮、同妃兩殿下の御臨幸あり、日滿朝野の名士多數参列した。右は必しも政治的關係はないが、單に個人的問題のみでもない。自然に日滿一體化の作用が之によりて生まるゝものと見られる。

駐日大使の更迭 駐日滿洲國大使謝介石氏は、滿洲國を命ぜられ、康徳四年六月六日東京歸發、十日新京に歸着した。氏は康徳四年六月初代駐日大使として東京に着任して以來今日に至つたものである。後任としては文藝部大臣阮振鐸氏が候補され、七月二十四日特任式あり、二十八日新京發、三十日東京着任、七月二十日信任状を奉呈した。

滿洲拓植公社の日滿協定 日本政府の對滿二十箇年百萬戸五萬人移民計畫の實行機關としては農に創立された滿洲拓殖株式會社は規模小さくして用をなさざるにつき之を改組し、新に日滿政府合辦の滿洲拓植公社を組織することになり、此の爲めの新會社設立に關する日滿兩國間の協定は昭和十二年八月二日國務院に於て植田大使と張國務總理との間に調印された。發刊會社でないから特に公社の號を用ひ、資本は滿洲國幣五千萬圓である。公社成立の上は先づ以て百萬戸移民第一期計畫の昭和十二年度以降

五箇年十萬戸の實行に邁進する。

滿鮮一如の政策 昭和十一年十月二十九日夜滿洲領事館分館に於て、北鮮視察中の南朝鮮總督と間島巡視中の植田關東軍司令官とが會見した。右は所謂滿鮮一如の精神に基きて、兩地の依存關係を協議したものである。然し滿洲國獨立以前には、滿鮮の境界は即ち國境線であつて、外交的にも産業的にも、交通的にも、政治的にも、高く地壁を築かねばならなかつた。然るに滿洲國成立後は日滿一體の關係となつて、此處に餘り高き地壁のあることは事態に即せざるもので雙方に不便不利である。此主旨に因つて以前に築き上げた地壁を除き、雙方の融和互助によりて雙方の便利と發達とを期せんとするものである。具體的問題としては、滿鮮ブロック經濟の確立を期し、滿鮮不可分關係を確定すべき滿鮮兩首領部の經濟合作協議に關し、滿鮮の共同利害を有する治安維持に關し、政治ブロックに關し、移民に關する問題等である。

最近滿鮮一如の主張に伴ひ、之れに適應する諸政策法令の發令されるもの頗る多くなつたことが大に注意される。之れ一は會つて滿洲に重要地位を占めてゐた人々が多く朝鮮に重要地位を占めてゐる關係もあるであらう。南總督、小磯軍司令官、大野總

監の如きである。秘書官其他の官吏の中にも此の類が多い。しかも滿鮮が從來餘りに疎隔し過ぎてゐたからである。

滿鮮架橋協定調印 滿鮮間を連絡する鴨綠江及び圖們江架橋に關する日滿兩國の覺書は昭和十一年十二月十日午後三時三十分新京國道局長室に於て調印された。右覺書は鴨綠、圖們兩江上に建設するべき十四箇所の國境河川橋梁を架設し、又附帶施設を行ふ技術的細目をも含む協約である。滿鮮雙方に於て架橋工事を分擔し七箇年完成の協定である。此の結果は從來の三橋を加へて十七橋となる。之れ滿鮮一如具體化の一項である日滿の分擔左の如し。

▲日本側 清橋、慈城江口、呼鳳江口、新賓城、(以上鴨綠江) 煙城、(以上圖們江) ▲滿洲側 勇毅、翠山、(以上鴨綠江) 三長、茂山、會興、(以上圖們江)

滿鮮水路協定 滿鮮國境の水路協定は昭和十二年一月十二日京城朝鮮總督府に於て李紹庚滿洲國交通部大臣と大野鐵一郎朝鮮總督府政務總監との間に覺書の形式を以て調印された。右協定の要旨は滿鮮國境にある鴨綠江護岸工事、浚渫、築港等の諸工事を滿鮮兩當局に於て共同遂行する爲め、滿鮮鴨綠江共同技術委員會を設置するものである。之れも滿鮮一如の具現である。

張國務總理の朝鮮訪問 滿洲國々務總理張景惠氏は康徳四年四月二十日新京發、公的に朝鮮を訪問し、南總督並に小磯朝鮮軍司令官を始め、總督府當局者と親しく會談し、滿鮮一如の具體策を協議した。然し昨年末の植田關東軍司令官と南朝鮮總督との間に行はれた圖們會談に依るものである。尙國務總理は朝鮮工業地帯、北鮮三港を視察し、同月三十日歸任した。

對獨外交

駐滿ドイツ通商代表部設置 康徳三年四月三十日滿獨通商協定成立し、滿洲國外交部から加藤日吉氏が駐獨通商代表としてベルリンに駐在してゐるが、ドイツ政府は新京に同協定締結の當事者クノール博士を主席とする駐滿通商代表部を設置することゝ、博士は康徳四年四月十九日新京に着任した。博士は二十一日外交部に張外交部大臣を訪問し着任挨拶を述べて辭去したる

後、左のステートメントを發表した。

ドイツ政府が今同通商代表を新京に設置したことは兩國經濟關係が益々緊密化されることを豫定した點である。この第一歩は昨年四月三十日の滿獨通商協定成立であつて、爾來兩國はこの協定に適應する努力をして來た。ドイツ政府はこの協定に依つて兩國經濟發展の目的を達成するであらうことを確信して居る。而して此の協定が將來に及んで存続することを切望して居る。私は責任以來各新聞に於て改訂交渉が必要であるといふ記事を読み、協定に關する批判的意見のあることを察して居る。又一部個人が協定によつて生じた貿易上の諸手續が複雑化したと云つてゐるが、斯様なことがあれば私は滿洲國官廳と協定の上友好的精神を以て緩和を期することは申すまでもない。併し改訂交渉は協定存続問題に比較すると從屬的のものであり、協定の精神に影響する程の問題でない。ドイツ國民と滿洲國民とは個人間の利害の對に將來の國家の利害を重んずる國民であることはいふまでもない。従つて滿獨通商協定が兩國國民に多大なる利益を齎らすことをドイツ政府は確信するものである。

滿獨通商協定の延長 滿獨通商協定は昭和十一年四月三十日東京にて滿洲國代表謝介石氏とドイツ代表キープ博士とによりて調印されたものである。それは滿獨間は、ドイツが買ふ方が多く、滿洲に買ふ方が少ないのであるが(ドイツはどうしても滿洲大豆を必要とする)日獨關係は日本が買ふ方が多いので、日滿を一體と見てドイツがこの通商を調整する諒解の下に滿獨通商協



兩委員會の成立後二箇月以内に設置すべしとする蘇聯の主張に對しては、東部以外にも委員會を設けるなら、矢張り國境劃定と紛争處理の二委員會を設けるべきである。又之を設けるに東部委員會成立後二箇月以内といふ如きは事實不可能なりと思ふが故に之に不同意なり。

三、紛争委員會には過去の事件をしかけるべきで、特に十一月二十日の金廠事件を先議すべしと爲す蘇聯の主張に對しては、過去の事件を全然新委員會の限外と爲すが、又は、會議にかけるなら、十年五月以後より順次にかけるべきである。金廠事件を先議するは反對なり。

四、滿洲國と外蒙との國境に關する兩委員會につき滿洲國は交渉が失敗した場合には、日本が實現の促進に盡力されたしとの希望に對しては滿洲國は當事者間にて決すべしとの日本の當初よりの根本方針によりて之を拒絶す。

五、兩委員會設置交渉の進行中、國境における平和状態を維持することを相互の條件と爲したしとの意見に對しては、原則に於て日本も同意なるが國境不明確が不詳事件の原因となつてゐるものと考へられるからこの際速に委員會の實現に努むべきであると主張す。

六、紛争處理委員會の構成につき、委員數の相當を滿洲國と日本とを併せて一單位となし、ロシア側と同數となすべしとの意見に對しては同意するは蘇日滿鐵三國各一國を一單位として三國各同數たるべしと主張す。

滿洲國より對蘇不法越境抗議 滿洲國外交部にては康德三年(昭和十一年)十月二十七日蘇聯飛行機の不法越境に關し、三十日

の事件の真相を發表して同時に蘇聯政府に抗議した。その内容は左の如きものである。國境に極めて近きダウリヤ駐屯ロシア陸軍部隊が同日滿洲里北方より越境し來り、滿洲里附近一帯及び滿洲里より鴨綠子に至る街道一帯を偵察して不時署陸した。その地點は滿洲里より西南方約百キロの距離、克爾圖湖の東南方ハンオウの北方にて滿洲國領なり。偵察者二名なりしが、一名は逃亡し、一名は擄獲を以て我兵に抵抗したる後捕へられた。右の如くなるが故に故意の越境にして偵察せること疑なし。

滿洲國より對蘇不法測量抗議 次いで滿洲國政府は十一月二日、今夏以來、蘇國側が滿洲國境河川作業に關し不法測量を行ひつゝあることは共同作業協定の精神に違反するものなりと認め、共同作業技術員長堀内事務官より蘇國委員長ムホネンコ氏に宛て、左の如き抗議を提出した。

一、康德三年九月アルダン河チキルビイチヤヤラソングイフ渡橋に於てアルムル船局船隻のロシア側作業船職員は滿洲國河岸に無断上陸し立憲作業を行へり。

二、かゝる事件は前にも康德三年七月二十八日、八月十二日の兩日に及びアルムル河滿洲國境の邊境に於て又七月十四日アルダン河カメルベンスキー・ゴイツ渡橋に於ても同様の事あり。

三、右は不法測量行為なるのみならず康德元年九月船の滿洲水路協定の精神に違反するものなり反響を致す。

滿洲國境日蘇會議の續行 昭和十一年十

である。それは察するに此事件がロシア側にとりて最も有利ならんと思はるゝが故に第一事件を有利に解決することが全般に有利なりと思惟する故であらう。

蘇聯の歐亞運送總局 蘇聯東鐵道局長レンベルグ氏は康德四年一月十八日「滿洲國官廳がソ聯鐵道從事員を侮辱せり」との口實を以て、本問題が圓滿解決するまで緩芬河驛とガロドコウオオ間の連絡運輸を一時中止する旨哈爾濱鐵路局長周培炳氏に歐亞運送總局加運總機關に宛て通告し來り、同時にその運輸を休止した。仍つて哈爾濱鐵路局長は此旨二十六日附にて極東鐵道局長に回答し、反省せんことを勧告した。

蘇聯政府の滿洲水路協定廢棄通告 ソ聯政府は康德四年五月十四日ブラゴエシチエンスク駐在滿洲國領事貴鳴州氏を通じて滿洲國政府に對し突如現行滿洲水路協定を廢棄する旨通知して來た。同協定成立より廢棄通告に至る経緯は左の如くである。

ソ滿水路協定は國境河川及び湖水に於ける船舶の航行を安全ならしむる爲め、兩國間に於て協力を爲す必要から出たもので、康德元年九月四日締結されたものである。然るに締結直後、ソ聯側は協定を無視し、不法にも無断水道三角洲に立憲作業

を行つたのみならず、同年十月より加河に開港せられた協定第二條に基く共同技術委員會に於ても委員會を同定せず、康德二年にはソ聯側はその會則に反し、即ち水測量員自國船舶の運送を便ならしめる爲め測量船のみの委員會開催方を申入れて來た。故に滿洲國は、この事申入れに應じなかつた。翌康德三年五月末にはブラゴエシチエンスク市で委員會を開き本問題につき討議したが、ソ聯側の頑固な態度により停會となつた。しかもソ聯側はその議に乗じてアルムル河オオ水道に防柵を設置して一般船舶の通過を阻止するの圖に出た。七月に入り委員會を再開したがソ聯側は又も一方的利便のみを主張して議らず、受領船隻及び水路協定で定められた航行自由の原則を否認する態度に出で、七月下旬には滿洲國側委員入ソ査問を拒否するなどの非紳士的態度を執り再度決裂した。然るに本年一月に至りソ聯側が除隊作業を單獨に實行する旨通告して來たので、滿洲國側は右は協定違反なるを主張して反對した。然るにソ聯は三月二十一日除隊作業の爲に兩國委員會で協議したき旨、及び第一滿洲國側で之に應じない場合はソ聯側は水路協定を廢棄すべき事を通告して來たので、滿洲國側は依然正式會議開催を主張して議らなかつた。之れによりてソ聯側は滿洲國に協定なしと解して、協定第九條に基き、協定を廢棄する旨通告し來るに至つたものである。

滿洲國政府の右通告不承認聲明 右に關して、滿洲國側では協議の結果、かゝる通告は承認し得ざる旨を聲明した。その中には此の一方的廢棄の爲めに起るであらう各種の不幸な事態はソ聯の責任なること、滿

蘇國境の河川及湖上には滿洲國主權によりて滿洲國船舶の航行自由なることである。その爲めに哈爾濱航政局は從前通り業務を遂行すべきことを中外に宣明した。

乾岔子船事件 此事件は滿洲國境紛争問題としてのみならず、將來の滿洲關係の一般的外交に影響する所多く、且つ日支事變とも關聯する所ある可く、かたゞ東亞形勢の經過に關して自から一時期を劃すべき事件なりと思惟せられる。故に、以下詳か之れを詳説する。

△蘇軍の滿洲領不法占據 蘇聯邦は昭和十二年五月十四日滿洲水路協定廢棄を滿洲國に通告して以來、黑龍江に散在する滿洲國領重要船塢不法占據、ボヤルコウ水道閉鎖問題等相次いで不法行為を繰り返して、滿洲國の抗議に對して却つて逆境的抗議を提出す等國際信義を無視する挑戰的行動に出でつゝあつたが、昨年以來蘇聯國內の反スタ

ーリン派掃蕩檢舉に關する國內不安を緩和する方策として國民の關心を對外問題に轉せしめん爲めか、六月十九日以來國境全線の水軍艦隊に總動員令を下し待機せしめる

と同時に、乾岔子、金阿穆河附近に軍艦約二十隻の集結を爲し、一方陸軍はハバロフスク以西ブラゴエ附近に至る全線に三、四個師團を集結し、以て日滿軍に挑戰的態

度を探り、不法破壊、不法射撃、日滿人拉致、並に國境河川の航行阻止事件等を頻出し、その暴舉は日を追ひて擴大激化するに至つた。

仍つて滿洲國政府は事件發生の都度蘇聯當局に嚴重抗議を發し、不法行為の即時停止並に將來の保障を求めた。然るに蘇聯は之に對して何等の誠意を示さず、依然不法行為を續行し、事態の越く所容易ならざる形勢になつた。此處に於て滿洲國の國防を負擔する關東軍にありては大に注意するに至り、六月二十六日、兩艦に對する蘇聯の不法占據の經過を發表した。

因みに、昭和十年來蘇軍の國境に於ける不法行為は左の如き統計を示してゐる。

昭和十年に東部國境八十八件、北部國境二十二件、西部國境八件、滿洲國境十八件、合計百三十三件、昭和十一年に、東部國境二十件、北部國境十九件、西部國境十四件、滿洲國境二十件、合計百三十三件、十二年には一月より六月末までに八十六件。

△滿洲國の對蘇抗議 滿洲國外交部は以上の不法行為に對して、六月二十四日ハルビン駐劄蘇聯總領事スラウツキー氏を通じて蘇聯政府に對して嚴重抗議を發した。次いで二十六日滿洲國外交部北滿特派員施履本氏は中央政府の命により重ねて駐劄蘇聯總領事代理グズネツォフ氏に對し嚴重なる抗議を發し、更に二十八日重ねて抗議し其の回

答を促した。

△日本政府の抗議 然るに蘇聯側は以上の再三抗議に對し反省せず、却つて現地に兵力を集中したので日本政府は重大視し、二十八日深更、外、陸、海三相會議して蘇聯政府に正式抗議することになり、即日廣田外相より重光駐蘇大使に訓電を發した。大使は二十九日ストモニヤコフ外務人民委員部長を訪問して、蘇聯兵の即時撤退を申入れ、更に同日リトヴィノフ外務人民委員を訪問して嚴重抗議した。その結果、リトヴィノフ氏は乾谷子及金阿穆河島より蘇聯軍隊及び艦艇を撤退せしむべきことを約した。

△日滿軍と蘇軍との衝突 然るに現地蘇軍は中央政府の命を奉ぜず「蘇聯艦艇三隻は六月三十日午後三時乾谷子島水道に侵入し不法にも該地警戒中の日滿軍に射撃を加へたるを以て、我軍已むなく之に應戦し、その一隻を撃沈、一隻には多大の損害を與へ、他の一隻をして逃走せしめた」(關東軍發表)是に於て蘇聯側は現地附近の國境河川上に十數隻の黒龍江艦艇を急派し、蘇領ギヤールコフを中心とし騎兵部隊を分散配備し、又後方地域の蘇聯軍大部隊に對し待機の姿勢を執らしめ、形勢大に緊張した。△蘇軍撤退 七月一日東京では近衛首相廣

田外相、杉山陸相、米内海相の會議の結果、原狀回復主張の方針を決し、外相より重光大使に訓電を發した。モスクワにては七月一日朝宮川書記官、カズロフスキー駐日大使、(既にユレニエフ氏と更迭してゐる)重光大使、ストモニヤコフ次長の間に折衝したが、蘇側は、却つて日本の不法砲撃なりと主張して我要求に應じないので、重光大使は夜に至りてリトヴィノフ外務人民委員と會見して嚴重抗議したるもリ氏我主張を認めず。更めて同日深夜の兩氏會見にはリ氏は日滿蘇軍の同時撤退を主張した。一方現地では蘇聯飛行機が國境地帯上空を飛行して事態益々急を思はしめた。

然るに翌二日夜重光、リトヴィノフ兩氏の第三次會見に於て蘇聯の態度急變し、僅々三十分の會見によりて我が要求通り原狀回復を承服した。而して蘇聯政府は同夜直ちに乾谷子、金阿穆河兩島占據の軍隊及び附近水路艦艇に對し原駐地引揚を命じ、三日午前より撤退を開始し四日午前中に略ノゾオベトロフスキー根據地に引揚を完了した。

△此事態の重要性 以上の經過より見て、蘇聯の此の行動が何を意味するか明白でない。初めから中央の命令であつたのか、出先軍隊の専斷であつたのか、或は我軍を恫

對支那關係

我國側から會つてロシアと同数の領事館を設けんことを求めたが、蘇政府之を承諾せずして、奉天總領館を自發的に閉鎖したのは康徳三年四月十四日の事であつた。蓋し滿洲國側にては、その主張を蘇政府が認めないならば、蘇聯の滿洲國內にある領事館も同數までに制限せねばならぬかも知れないと申し込んだことがあるからであらう。次でロシアよりは同月十六日改めて蘇政府は滿洲國內に領事館を置くのは哈爾濱だけでよいから他は閉鎖してよい。而してその際には滿洲國側には、チタ、ブラゴエ、ハバロフスクの中に一箇所だけ領事館を置くを許すべしと通告して來た。彼我同數といふ滿洲國の言質を捉へたものである。その後少し緩和してハバロフスクに滿洲國領事館を置いてよいと云つて來た。今度、大黒河、綏芬河の領事館を引揚げたのはこの主旨に従ふものである。蓋し蘇聯にては滿洲國內の領事館は赤化の仕事の根據地であるがそれが取締り嚴重なる爲めに思ふやうに出来ないから、壓迫甚しいのである。又滿洲國の領事館が蘇聯内に多くあることを好まないのは、その内部の不統一な状態が知らるゝことを恐るゝからである。外國人特に日本人滿洲國人の國內通過を制限するのと同じ意味である。

日支事變に對する滿洲國の態度 滿洲國の對支關係が極めて深刻なるが故に、日支事變の勃發以來、その展開状況に關して朝野一般に深甚なる關心を持つことは當然である。殊に此の事變の起因は滿洲國に關すること深く、又その歸結は滿洲國に關すること大なるは勿論である。ことから見ても、その關心の大なるも當然である。而して日滿不可分一體である關係からして日本政府を絕對に支持してゐることもいふまでもない。而してその現はれは一方には對日となり一方には對支となる。その對日態度が最も明白に言明されたものは滿洲國皇帝陛下が我が天皇陛下に對し

察する目的であつたのか、我軍の準備並に我政府の決意を打診する爲めであつたか、或は續いて支那軍の起した事件と思ひ合せ、互に呼應すべく約束してゐたものか、何れが真相なりや不明である。併し此の爲めに、日本軍の配備と強さと政府の決心とは彼の方に知れた筈だし、我が方には蘇聯側に於て、内訌の爲めか軍隊の準備不十分なる爲めかは知らず、兎も角、日滿軍に對して強硬に兵力を以て抗爭する固き決心なきことが知られたわけである。而して、蘇聯が正面堂々と軍事抗爭を争う能はざるだけに、裏面工作として、支那に於てその赤化、人民戦線の結成、中國共產軍への援助、或は南京政府への援助に特に力を入れるであらうことも推測されるわけである。

駐滿蘇聯第二領事館引揚 滿洲國哈爾濱駐劄グズネツォフ蘇聯總領事代理は康徳四年八月十三日突如、外交部北滿特派員公署を訪問し「滿洲國側の壓迫近來甚しき爲めソ聯政府は遂に意を決した」旨の長文の覺書を手交し、大黒河並に綏芬河駐在ソ聯領事館の引揚を通告して來た。

元來滿洲國は蘇國內にチタとブラゴエとに二箇所の領事館を有し、蘇聯は會つて哈爾濱、奉天、大黒河、滿洲里、齊々哈爾濱、綏芬河に六箇所を有してゐる。それで滿洲

奉りて御發遣ありたる御親電である。  
△滿洲國皇帝陛下の御親電 滿洲國宮内府  
七月二十九日正午發表する所左の如し。

時局を御覽念せざる、滿洲國皇帝陛下におかれ  
ては昨日本天皇陛下に對し、左記要旨の御親  
電を發せられたり。

北支事變ニ關シ、陛下ノ御慮ヲ察ス、朕當ニ滿洲國  
全國民ヲ統率シ、貴國ト完全ニ協力シ、以テ兩國精神一  
體ノ偉業ヲ發揚スヘシ

二十九日我が宮内省より發表する所によれば、御  
電なる御返電ありたる事である。

△張國務總理の聲明 張國務總理は七月十  
二日談話の形式にて左の所見を聲明した。

▲張國務總理の聲明 今同の北支事變に關し、日本政府の聲  
明は眞に公明正大であつて、我が滿洲國帝國として聯  
固全權の實意を表するものである。支那が連に對共  
抗日反滿の迷夢より醒め、明國東亞建設のため提携  
するに至らんことを期待する。

又植田駐滿大使は二十日左の如き談話を  
發して日本臣民を誡めた。

▲植田駐滿大使談話 今次の北支事變に際して、在滿帝  
國臣民は、固く帝國政府の方針と日滿兩國陛下の國策  
環境とを正しく理解し、高潔を排して日滿一體共同防衛の固  
是達成に邁進せざるべからず。この故を以て、各自は  
この第一層日滿兩國民協和の精神を發揚し、相互  
に信じ合ひ、眞に一心同體、専ら正義に奮闘し、以  
て國防第一線にある帝國臣民の本分を盡さんことを  
期すべし。苟くも我々に自己の見聞を吐露して、軍事  
外交並に國防の機密を洩すや、如き事なきを期するは  
勿論、萬一無稽の謠言を流し、人心を惑はしめ、或は眞に  
蒙じて不正の謀利を得んとし、我更に治安を亂すか  
如き者あらば、斷乎法に據り、これを處分すべし。須ら  
く衷心努力せよ。

又星野長官は十四日政府諸官廳に、協和  
會は十二日全國各省市各部に宛て、左の如  
き訓令及び布告を發し、自戒自省を促した。  
尙民生部にも七月二十三日佈告を出し、三  
十一日には國務院に各省長官會議を開い  
た。

▲星野國務院總務長官訓令 時局重大なるに鑑み、特  
に治安維持に萬全の工作を爲すと共に重要な地位  
にある各官廳は、自戒自省し、其の職務を全くし、以て  
民心の安定に盡すべし。

▲協和會布告 最近北支に於て二十九軍の暴戾なる  
行爲による日支間の紛争を生じてあるが、之れは全  
く支那側の過日行爲に基くものである。従來北支軍  
閥は日支協定を無視し、國際道義を蹂躪して、屢々不法  
行爲を繰り返してあるが、これらは我等の和平に關  
する植木方針が一貫しないため、國民政府及び共產  
主義者に策動された結果に外ならない。現在までに  
種多類似事件が起つたけれども、平和を望む日本側は  
原自軍事の擴大を防ぎ、迅速解決に努めたのである。  
然るに今同の事件の如きは、一度は協定により支  
那軍の撤退を約束したにも拘らず、不法にも再び不法  
行爲を行ひ、日本側にも死傷を生じた。是れは眞に  
遺憾無量の事である。日本側は、是れを以て重要問  
題を開き、十一日中外に對して重大なる聲明を發表す  
るに至つた。我が滿洲國は、建國の理想に基き、固く  
日本と一體であり、日本の執る公明なる態度に  
充分信頼すると共に、我等は勇敢なる日本軍の行動に  
對して心から賛賞を贈し、まなむものである。東亞和  
平、亞細亞復興は日本の全望であるが、我が滿洲國  
側に對して、誠意の努力を盡し、まなむたから、我が滿洲國  
日本は、是れを迅速なる理想達成の爲めには如何なる犠牲

### 滿洲國の行政

總 說

建國以來國運いよ／＼隆昌に向つてゐた  
滿洲國は、順天安民の天旨により昭和九年  
(康德元年)三月一日をもつて帝國を實施  
し、執政溥儀氏が登極し第一代の皇帝とな  
つた。同時に年號も大同より康德と改元さ  
れた。

一般行政制度についていへば、近代的中  
央集權的國家を形成せんとする建國の根本  
方針には依然として渝りはないが、しかし  
急激なる變革を行つて民心に深刻なる打撃  
を與ふることを避くるために、在來の行政  
機構中の踏襲し得るものは存続する政策を  
とり着々實行されて居る。即ち昭和九年三  
月一日臨時地方制度調査委員會が設置され  
地方行政の一大刷新について研究中だつた  
が成案を得たので、康德元年十二月一日より  
奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を廢して  
新たに吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間  
島、安東、奉天、錦州、熱河の十省を設け  
て舊弊を一新した。

更に康德四年六月五日組織法の一部を改  
正して政治行政機構改革を斷行七月一日よ  
り先づ中央行政組織新官制を實施、次いで

をも情まず且つ之を實行するに足る充分なる實力を  
備へてゐることは吾人に於て確信してゐる。我が國  
民は北支軍閥によつてなされる反滿抗日の宣傳に毫  
も動搖することなく、爾來軍閥の滿洲國に對する防衛  
及び治安に充分なる信頼を置くと共にこの理想國家  
建設に邁進することを如何なる際にも忘れてはなら  
ないのである。そのことを充分に國家の大業に認得  
徹底せしめることを要する。

日支事變滿洲國國民大會 日支事變にお  
ける皇軍の正義を全滿民衆に徹底せしめ、  
日滿一體一心の實を發揮し、併せて黎明期  
に直而しつゝある支那四億の民衆に類へ教  
へんが爲め、滿洲國協和會の主催により  
康德四年八月二十三日、新京大同公園に於  
て國民大會を開いた。會する者一萬五千、  
大會趣旨は宣言によりて廣く滿洲國民に傳  
へられ、對皇軍感謝文中中國民衆に與ふる書  
慰問使派遣が決議され植田閣東軍司令官の  
謝辭があつた。尙八月十日には齊齊哈爾に  
對し、三十日には奉天にても國民大會が開か  
れた。

滿洲國々民大會代表の北支派遣 八月二  
十三日新京に於ける滿洲國國民大會の決議  
により、北支派遣代表を協和會各省本部に  
て十名を選出、九月一日大連より天津に  
赴かした。一行は十日の日程にて皇軍を  
慰問し、各機關を訪問し、決議文、對皇軍  
感謝文、支那民衆に與ふる書を推行し、各  
方面に多大の感激を與へた。

同六月十六日地方行政機構の改革要綱を公  
布同七月一日より實施した。この中央地  
方を通ずる行政組織の大改革は第一次の基  
礎建設時代を過ぎた滿洲國が第二次産業五  
箇年計畫に基き飛躍的發展を遂げんとする  
秋に當り、これに因應せしめる爲め中央政  
府の統制力強化を一段と強め、同時に地方  
行政の機能強化すると共に從來の劃一主  
義の弊を是正し、隨進の體制整備を圖つたも  
のである。なほこれに伴ひ現地事情に因應  
し、牡丹江省、通化省の二省が新設され従來  
の十省から十二省となつた。

法制方面では帝制實施と共に、政府組織  
法を改めその他相當の改正があつたが、治  
外法權撤廢を前に司法整備の工作に準備を  
急ぎ劃期的法院組織法は康德三年一月勅令  
第一號を以て公布され同施行法も同五月公  
布應七月一日より實施された。而して現  
滿洲國に課せられた最重要問題としては治  
外法權撤廢問題があり即ち既に附屬地行政  
權の返還に就いても日本政府の聲明があり  
滿洲國政府では行政權、課稅權、司法權、  
警察權、營業法規等全般に互る調査を進め  
康德二年春各關係主權部を網羅する治外法  
權撤廢準備委員會を組織し、關東軍、日本大  
使館、關東局、滿洲國、滿鐵の共同委員會  
たる現地委員會および中央日本政府委員會

と協力これが準備を急ぎ、康德三年六月  
(昭和十一年)治外法權一部撤廢に關する日  
滿條約が締結された、即ち日本國民が帝國  
全領域において自由に居住往來し、農工業  
を始め公私一切の職業に従事することを得  
せしめたこと、及び土地所有權等に關する  
一切の權利を享受せしめたこと及び日  
本國臣民に對して滿洲國の課稅、産業その  
他に關する行政法令を適用することを定め  
たもので右條約は同年七月一日から施行さ  
れた。更に殘餘の警察、司法、營業法規並  
に附屬地行政權の移譲乃至調整に關しては  
引續き日滿兩國間に於て調査研究が進めら  
れ、これ等も康德四年末迄には一切の手續  
を完了せしむべく兩國當事者間に準備が進  
められてをり、建國僅か六年にして友邦日  
本國政府の絕對的支持のもとに早くも名實  
共に完全なる獨立國家として青史上不滅の  
巨歩を印することとなつた。

### 組 織 法

康德元年三月一日天意に依り溥儀執政が  
帝位に即かれ民主制國家が君主制となる  
同時に從來の政府組織法は廢止され新組織  
法が制定せられた。而してこの組織法は滿  
洲國家の組織及作用に關する成文の基礎法  
であり勿論近代的意義における憲法とは言

ひ得ないが現在の國家の基礎法として所謂實質的な憲法を爲すと言ふべく、また本法は其制定の手續の上から欽定憲法でありその點日本憲法と軌を一にすると言ひ得る。唯この組織法と並行的のものであり、憲法制定の嚆には當然廢止されるべきものである。

左に帝制後の滿洲國と帝制前の滿洲國との法制上の主要なる差異を示せば

- 一、以前の民主制を廢して君主制となしたること
- 一、君主を神聖不可侵とし別に輔弼機關を設けたること
- 一、軍令事務を一般國務の外に別々に輔弼機關を設けたること

憲法

憲法は一國の據つて以て立つ根本法で國家の組織とその機能とを規定する。滿洲國は大同元年三月九日、國家成立のその日に敕令第一號政府組織法、敕令第二號人權保障法、敕令第三號「勅令」從前ノ法令ヲ援用スルノ件」を發布した。しかして政府組織法の前文は、政府組織創法を以て滿洲國を統制する國政の根本法となし、將來民意を採取し、滿洲國憲法を制定するを俟つて直に廢止すると明記した。

政府組織法は康徳元年三月一日帝制實施に當り廢止し、これに代つて組織法の制定

發布を見、且つ人權保障法の全文が改められた。しかしこの代替及び改正は執政即位に伴ふ當然の處置で、従つて原法の根本精神は依然として残つて居り、この二つの法が現在滿洲國の憲法の如き作用をなして居る。

しかし滿洲國が當然たる獨立國として内外に重きをなし、正常なる發展を遂ぐるためには憲法制定は急務であるから溥儀執政は執政就任に當り一箇年内に憲法を發布すべきことを表明した。しかるに右一箇年間に遂に發布するを得なかつたので大同二年三月一日建國一周年記念敕書を出して草創の際として政務多端、且つ匪害水災等のため實現し得ざりし所以を述べ、今後速に憲法の事宜を籌備修訂すべきことを宣し同日「憲法制度に關する敕書」を以て憲法制度を調査するため憲法制度調査委員を置き意見を準備中である。

皇帝及輔弼機關

滿洲國は建國と同時に前清の廢帝たる溥儀氏を推挙して執政としたが、天命定つて康徳元年三月一日皇帝の位に即いた。執政と皇帝の相違は大同元年三月九日敕令第一號「政府組織法」と、康徳元年三月一日發布

帝位繼承法發布

組織法第一條第二項に基く帝位繼承に關する大典は建國第五周年の佳辰康徳四年三月一日公布され、滿洲國は今上皇帝陛下を帝祖としてその御子孫が永世滿洲國帝位を御繼承遊ばされることとなり、茲に滿洲國に於ける君臣の大義、國家の大經が確立されるに至つた。

帝位繼承法全文左の如し。

- 第一條 滿洲國帝位は康徳皇帝の直系子孫たる男子に傳ふ。
- 第二條 帝位は帝長子に傳ふ。
- 第三條 帝長子に在らざる時は帝長孫に傳ふ、帝長子及其の子孫に在らざる時は帝次子及其の子孫に傳ふ以下皆之に例す。
- 第四條 帝子孫の帝位を繼承するは嫡出を先にす帝庶子孫の帝位を繼承するは帝嫡子孫に在らざることに限る。
- 第五條 帝子孫に在らざる時は帝兄弟及其の子孫に傳ふ。
- 第六條 帝兄弟及其の子孫に在らざる時は帝伯叔父及其の子孫に傳ふ。
- 第七條 帝伯叔父及其の子孫に在らざる時は最近親の帝兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす。
- 第八條 帝兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす。
- 第九條 帝伯叔父は身體の不活の重患あり又は重大の事故あるときは皇儲府に諮詢し前數條に依り

政治—滿洲國の行政

繼承の順序を換ふることを得  
第十條 帝位繼承の順序は皇系に依る  
本法は公布の日より之を施行す

陸海軍の概要

沿革 滿洲は由來匪夷の關東と云はれ遼東開闢時代はその數二十四、五萬にも上ると云はれたが、建國の當初に於て國內の治安維持確保は焦眉の急務なりとして執政就任式舉行の大同元年三月九日最初の官制發布の中に陸海軍條例を制定し陸海軍に關する軍政軍令の中央統制機關たる軍政部を設け、同時に地方に散在せる地方軍隊を一律に中央機關に歸屬統合せしめた。即ち最初の編成は陸軍は奉天、吉林、黑龍江、洮遼の四警備軍と海軍は江防艦隊とし何れも執政統率下にあつた。大同元年九月十五日新京に於て日滿議定書が締結され、その盟約により日本軍隊は所要の兵力を滿洲國內に永久駐屯することとなりこれによつて國軍は非常な強味を加へると共に、これが協力指導に基いて漸々實力を備へ、建軍時代、整軍時代の淘汰を経て全く面目を一新し現在の皇帝陛下親率のもとに名譽ある國軍として支那事變に際しては日本軍と協力して武勳を誇る程の精銳となつた。

「組織法」によつて明かである。即ち執政は全人民の推挙により統制權を總攬するものであつたが、皇帝は天命に據り至尊の地位に就き元首として統制權を總攬するもので、こゝに滿洲國は國體を確立して不動の道に就いたわけである。

皇帝の大權は廣く統制權の總攬であるが組織法に特記されたものは、命令制定大權(第七條、第八條)官制々定、官吏任免及び俸給確定大權(第九條)、宣戰、講和及び條約締結大權(第十條)、陸海空軍統率大權(第十一條)、榮典授與大權(第十二條)、恩赦大權(第十三條)立法院召集及び會期延長大權(第二十一條)、法律豫算の裁可の公布施行を命ずる大權(第二十五條)等である。

皇帝の國務上の大權を輔弼し其の責に任ずる國家機關を國務總理大臣と言ふ。國務總理大臣は國務と國連せざる軍統率の大權及宮庭大權を除く一切の國務に就き皇帝を輔弼其責に任ずる機關である。國務大臣を除き皇帝の輔弼機關としては宮庭事務に關しては宮内府大臣、軍令事務に關しては治安部大臣があるが國務に關し多數の國務大臣の輪流制を認めず國務總理大臣なる單獨の機關を認めた事は滿洲國組織法の顯著な特徴である。なほ皇帝の輔弼機關としてはこの他に參議府がある。

編成

國軍は皇帝陛下に直屬し、平時は國內治安の維持、邊境及江海の警備に當り有時に際しては盟邦日本軍と共同して國防に任ずる。全兵力八萬、之を中央直轄軍と七箇の軍管區よりなり陸軍及び江防艦隊に分ち、陸海軍條例に依り其の任務、擔任警備區域を定められ、治安警備上の絕對責任を負ひ國民をして王道治下に安居樂業せしめるものである。陸海軍凡ての軍令、軍政に關しては治安部大臣全軍の區處權を有し軍事諸般を總括してゐる。

- 各部隊の編成單位は旅を最大單位とし旅(旅團)、團(團隊)、營(大隊)、連(中隊)より成り連内編成は排(小隊)、班(分隊)より成る。兵種は歩兵、騎兵を機關主兵とし砲兵、工兵、輜重兵、憲兵其他より成り旅、團中には山砲、野砲、迫撃砲、重機關銃、輕機關銃等の部隊が配屬される、なほ國軍の官階は
- 將 官—上將、中將、少將
- 校 官—上校、中校、少校
- 尉 官—上尉、中尉、少尉
- 准尉官—准尉
- 軍 士—上士、中士、下士
- 兵—上等兵、一等兵、二等兵
- 軍醫官—軍醫、軍醫少佐
- 軍醫校官—一三軍醫校官
- 以下—一三軍醫尉官



國務院法制處編纂滿洲國法令輯覽  
司法部法制研究會編纂滿洲帝國六法全書  
滿洲國各部編纂各種法令法規書

出版販賣

新京特別市興安大路一一六號

# 滿洲行政學會

電話(2)二二九六・二三四〇・四二二三

月刊 滿洲行政發行

董事長 大谷仁兵衛

軍醫官—軍醫長官  
軍醫校官—一三軍醫校官(以下略)  
軍醫尉官—一三軍醫尉官(以下略)  
軍醫少尉官—一三軍醫少尉官(以下略)  
軍醫中尉官—一三軍醫中尉官(以下略)  
軍醫大尉官—一三軍醫大尉官(以下略)  
海軍は兵科、輪機科、軍醫科、軍需科、軍樂科の五科に分れ官階は陸軍と同様上は上將より軍士官は少士(陸軍の下士に當る)まであり兵科以外の科は官階の上に各科目の名前が附せられる、兵のみは上兵、中兵、少兵、練兵の四等級がある。  
江防艦隊の勢力 建國當時の艦艇は砲式

軍艦利發、利濟、江平、江清、江通の五隻を有し極めて微々たるものであつたが爾後大同二年、六五噸軍艦(大同、利民)二隻、一五噸砲艇(恩民、惠民、普民)三隻、康德元年二〇噸砲艇(濟民)一隻、二七〇噸軍艦(順天、養民)二隻、更に康德二年二九〇噸軍艦(定邊、親仁)二隻、計十隻の最新式武器搭載の精銳艦を建造し總艦艇數十有五隻を算するに至つた。  
中央政府  
建國當時執政下に強力なる中央統一政

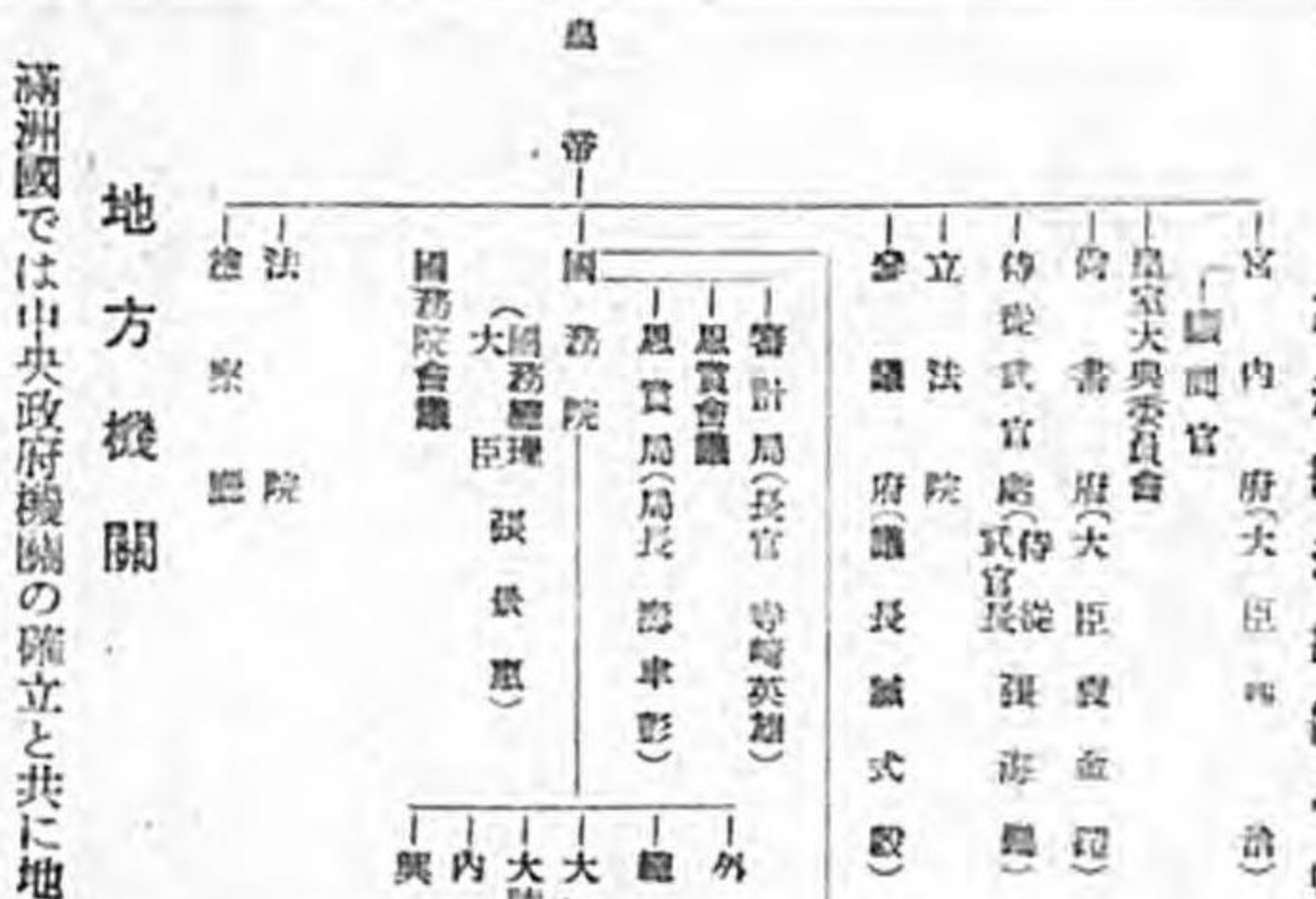
權を確立、その後地方行政機構の一部改革、帝政の實施をみたが、中央機構には改革なく、しかも周囲の形勢は近く完全なる治外法權の撤廃および行政權の移譲をみると共に、第二期建設期を迎え一方國際情勢の緊迫化に對處せしむべく康德四年五月八日國務院會議の結果、中央行政機構の大改革を行ふことになり、之に附隨する諸般の人事官制改正を漸次公布、七月一日より實施した。この結果従来の國務院九部の組織を改め外務、内務、興安の三局及び治安、民生、産業、經濟、交通、司法の六部となした。

即ち中央政府は皇帝の下に參議府、立法院、國務院、法院、檢察廳を置き、參議府は參議を以て組織し、法律、帝室令、勅令、豫算及び豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すの件、列國交渉の條約草案及び皇帝の名において行ふ對外宣言、重要な官吏の任免等に關する皇帝の諮詢機關である。  
立法院は法律、豫算案を議決する機關であるが未だ憲法の制定をみないため立法院は召集されない。従つてこれ等は現在國務院で立案、國務院會議で決定、參議府の諮詢を経た後、皇帝の陛下をもつて公布される。

に付ては國務總理大臣の干渉を受けることなく、毎年審計の成績を上奏し又會計に關し特に施設改良又は處理を爲すべき點を認めたるときは隨時意見を國務總理大臣に提出する。  
政治統治組織一覽  
(康德四年十月一日現在)

又官吏養成機關としての大同學院、資源に關する根本的調査機關として日滿の權威者を網羅した大陸科學院も置かれてゐる。現在の統治組織系統及び首長者氏名は左の如くである。

國務院は諸般の行政を掌理する機關で國務總理大臣は輔弼の責に任ずる。國務院は治安、民生、産業、經濟、交通、司法の六部を以て組織し各部に大臣を置く。この外官房並に企画、主計、法制、人事、統計、弘報の六處を直掌する總務廳を置き、總務長官が國務總理の命により行政を掌る。又外務局、内務局、興安局の三局を置き外務、内務は長官、興安は總裁を置く。  
法院は法律により民事、刑事の訴訟を審判し、中央には最高法院及最高檢察廳を置き地方には高等法院、地方法院、高等檢察廳及び地方檢察廳を置く。  
この外に審計局を置き審計局長官は審計



地方機關  
滿洲國では中央政府機關の確立と共に地方行政制度の確立を期し建國以來、従来の地方制度の殘滓惡弊の廢除に努めてゐる。即ち殘存の封建的地方政權を廢して中央集

權制度を根本方針とし從來紊亂せる行政系統の統一請負制度の廢止、善政の普遍化を圖るため、冗官の整理を斷行し又因習の變除に勉め、一方從來の傳統は充分尊重すると同時に諸先進國の地方制度の長所を斟酌加味して省及び特別市、市、縣、制度を確立したが更に康徳四年七月一日より漸行された地方行政機構改革によつて牡丹江、通化の二省を新設すると共に省公署の權限を擴充、組織の改廢を圖り全面的に整備を行つた。

省 省制度に就ては大回元年三月一日獨立政府組織と共に第一次改正を行ひ四省制度から軍政、財政の權を奪つて封建的特質を脱落せしめ、なほ四省制度には舊軍閥の餘弊を残してゐた爲め康徳元年十二月一日地方制度の劃期的改革が成され從來の四省を十省とし、更に康徳四年七月一日牡丹江、通化の兩省を新設現在十二省となつてゐるが、今後も行政の適地適應を期しその邊境徹底を圖るため地域別漸進主義によつて適當に分合増置を行ふ方針である。

省の組織は新機構により省長の下に次長を置き官房の外に民政、警務、教育、實業、土木の五廳を置くが地方事情に事務の繁簡を考慮しその一乃至二、三を置かざることも得せしめ使らに形式に流れることを避

けてゐるのは注目される。なほ權限其他に關しては治外法權の全面的撤廢を控へて新地方行政機構に置いては左の如くその大綱を決定し、漸々その實現をみつゝあり、その要綱は左の如くである。

- 1 省の區域行政の適地適應を期し、その邊境徹底を圖るため省の分合増置を行ふ但し是が實地は地域別漸進主義により漸次左の省を置く。  
▲牡丹江省 瀋江省牡丹江辦事處の管轄區域をその區域とし、但し必要に應じ一部擴張す。  
▲通化省 東邊道復興辦事處の管轄區域をその區域とする。
- 2 省公署の權限 地方行政機構を可能の限り統合し省公署の權限を擴充す。  
イ、總務監督の事務の一部を省公署に移す。  
ロ、一般林野行政を省公署に管掌せしむ、尙地方管掌林野は省公署との連絡を緊密ならしむる措置を講ず。  
ハ、地方行政に關する權限又は事務は可及的擴張に當り委任す。  
ニ、省地方官を補充し、地方行政の運営を適切圖るならしむ、之が具體案については別途決定す。
- 3 省公署の組織 中央機構の調整改革及び地方の實情に即應し省公署組織を改む、但しこれが實地は二期に關し治權擴張及び行政機構の時期に於いて完了せしむ。  
イ、總務廳を設け官廳を設く、官廳には現行總務廳の司事事務の外、地方行政の指導監督、行政警察、總務員統制及び情報宣傳に關する事務を司掌せしむ。

ロ、新に省次長を置く。  
ハ、新に省參事官を置く。  
尙重要事務の連絡統一を圖るため省參事官官房各局長及び各局長等を以て會議を起し次長これを主宰す。  
ニ、庶務を整備す。  
(1) 中央機構との調和を圖ると共に劃一的組織廢止し、地方の人口、文化、經濟、治安等の實情に即應せしむ。  
(2) 法權擴張及び行政機構の改廢に伴ひ關係機構を擴充す。  
(3) 地方產業の開發、農村經濟の向上を圖るため、農業、蠶業、林野等の行政事務職員を充實す。  
(4) 地方團體の指導、監督、或中地方財政の刷新立のため必要なる職員を充實す。  
ホ、黒河省公署を改組、縮小し廳を設く。

4 興安省  
(1) 興安省公署の權限は一般省公署の權限に準ず。  
(2) 興安省公署の組織は適當に執行通りとし別途に考ふる。  
特別市及普通市 何れも法人で管内の一級行政を掌り、市民に對して課稅權を有する自治團體である。兩者は實質的に對して差異はないが只特別市に在つては直接民生部大臣及び他部大臣の監督を受けるが普通市にあつては第一次的に所轄省長の監督を受け第二次的に各部大臣の監督を受ける、又今次の行政改革により特別市制を布くの

は新京に限ることとなり哈爾濱特別市は普通市となり、この外に奉天、吉林、齊々哈爾があるが、更に安東、撫順、營口、鞍山、四平街、遼陽、鐵嶺(以上附屬地行政權の移讓に伴ふもの)牡丹江、錦州、佳木斯の各地が市とされることに決定してゐる。

縣 縣は市と共に現在滿洲國に於ては名實に於ける唯一の地方自治團體で、縣政の刷新、その充實は國家創草の始から最も力を致したところで、諸勳弊の芟除、治安の整備、財政の確立或は民衆教化等の唯一の單位である。行政機構改革に當りても縣の機能、組織等に對しては非常な注意が拂はれたが、これが方針大綱として左の如き要綱が擧げられてをり、一部既に實現をみたものもあり、完成の曙は地方自治は一段と強化されやう。

- 1 縣の區域は原則として現行の通りとするも市の新設又は區域の變更其他地方の特殊事情に應じ縣を廢止し又はその區域を調整す。
- 2 縣の機能 縣は官治行政を行ふと共に、原則としてこれを公法人とす、但し縣に密閉機關を置くことなし。
- 3 縣公署の機構 地方の實情に即應し、縣公署の組織を調整補充しこれを官制化する。  
イ、縣參事官の名稱を副縣長に改め、縣長の補佐職能たることを明瞭ならしむ。

ロ、副參事官、經理指導官及び經理官等の職を設し右職にあるものはその官に應じ事務を分擔せしむハ、劃一的組織を設き地方の人口、文化、經濟、治安等の實情に即應せしむ、これがたゞ小縣の機構を縮小すると共に大縣の組織を擴張す。

旗 旗は蒙古に於ける自治區域であり、又政治機關である。滿洲國は蒙人保護の趣旨に則り、旗制度を保存すると共に旗中に漢民族の侵入を防止するため、興安省各旗々地の保全に關する件(敕令第一〇五號)を發し、興安省の土地は原有蒙古旗民が自ら經營し又は放牧その他のために旗地を利用する以外は禁ずることとした。次いで政府は蒙政部の設置と共に純蒙地帯における旗制度を確立しこれが命令系統をも完全に統一した。かくしてこの改正によつて舊熱河省東の翁牛特、奈曼、錫林郭勒、唐古特、喀爾喀、喀爾喀左翼の各旗をそれ、興安省省、西省に劃入し省外蒙旗に對しては郭爾羅斯前旗、郭爾羅斯後旗、杜爾伯特旗及依克明安旗の四旗を獨立せしめ東西南北の興安四省を二十七旗三縣及び省外蒙旗四旗行政の區域に劃分してゐる。このほかに制度上規定を見てゐないが實際上の存在として蒙旗自治行政を行ふもの熱河省に九旗、錦州省に二旗あり蒙旗行政の進展を期してゐる。

旗は法人として國の監督を受け法制的範圍内で公共事務及法制によつて旗に關してゐる事務を處理する。旗は國の行政區域たる旗を以て區域とする。區域に住所を有するものは旗住民とし、旗住民は均しく本令に依り權利を享有し義務を負擔する。旗は住民の權利義務及び自治事務に關して旗民衆の改廢は蒙政部大臣の認可を受け且つ一定の公告式を以て告示する。旗には旗長、事務官、技正、醫正、醫佐等の職員を置く。旗には部令を以て指定された旗自治會を置くことが出来る。旗自治會は部令の指定に基づき五名乃至二十一名の委員を以て組織する。旗の歳出入豫算及び決算、旗費及び使用料、手数料、夫役ならびに物品の購置、徴收、豫算外の支出、旗條例の制定及び改廢、旗本財產及び備置施設管理及び處分の諸事項は旗自治會の議決を経ることを要する。旗自治會は毎年少くとも一回旗長これを召集する。

旗は旗住民に對して旗費、夫役及び現品を賦課徴收することを得。旗は營造物若くは公共の用に供したる財產の使用について使用料を徴收し、特定人のためにする事務について手数料を徴收することが出来る。旗の歳出入豫算は蒙政部大臣の認可を受けることを要する。  
然しながら本旗制は現在の旗の組織上完全に施行されておらず殊にこの旗制は縣制と殆んど同一のものであるため全く縣とは性質の異つたものを持つ旗において施行困難な點もあるためこれの改正については目下關係部局に於て鋭意研究中であり、従つて大部分は舊制による行政を行つてゐる状態である。

各省別市縣旗名如左の如し。

省名	市	縣	旗	名	省公署所在地
奉天省	奉天市	遼寧、遼中、本溪、撫順、瀋陽、開原、新民、法庫、安東、遼陽、鞍山、錦州、營口、西豐、遼北、遼南、遼西、遼東、遼北、遼南、遼西、遼東	遼北、遼南、遼西、遼東	奉天市	奉天市
吉林省	吉林市	長春、雙陽、伊通、德惠、九臺、農安、長嶺、乾安、扶餘、梨樹、懷德、德惠、伊通、德惠、伊通、德惠	吉林、長嶺、乾安、扶餘、梨樹、懷德、德惠、伊通、德惠、伊通、德惠	吉林市	吉林市
遼寧省	安東市	安東、本溪、遼陽、鞍山、錦州、營口、西豐、遼北、遼南、遼西、遼東	安東、本溪、遼陽、鞍山、錦州、營口、西豐、遼北、遼南、遼西、遼東	安東市	安東市
山東省	濟南市	濟南、濰縣、煙台、龍口、威海衛、青島、濰縣、煙台、龍口、威海衛、青島	濟南、濰縣、煙台、龍口、威海衛、青島	濟南市	濟南市
河南省	開封市	開封、鄭州、洛陽、許昌、漯河、南陽、鄭州、洛陽、許昌、漯河、南陽	開封、鄭州、洛陽、許昌、漯河、南陽	開封市	開封市
安徽省	合肥市	合肥、蚌埠、蕪湖、安慶、蚌埠、蕪湖、安慶	合肥、蚌埠、蕪湖、安慶	合肥市	合肥市
湖北省	漢口市	漢口、沙市、宜昌、襄陽、孝感、漢口、沙市、宜昌、襄陽、孝感	漢口、沙市、宜昌、襄陽、孝感	漢口市	漢口市
湖南省	長沙市	長沙、衡陽、常德、益陽、湘潭、株洲、長沙、衡陽、常德、益陽、湘潭、株洲	長沙、衡陽、常德、益陽、湘潭、株洲	長沙市	長沙市
四川省	重慶市	重慶、成都、萬縣、瀘州、宜賓、重慶、成都、萬縣、瀘州、宜賓	重慶、成都、萬縣、瀘州、宜賓	重慶市	重慶市
浙江省	寧波市	寧波、杭州、紹興、嘉興、湖州、寧波、杭州、紹興、嘉興、湖州	寧波、杭州、紹興、嘉興、湖州	寧波市	寧波市
江西省	南昌市	南昌、九江、贛州、吉安、宜春、南昌、九江、贛州、吉安、宜春	南昌、九江、贛州、吉安、宜春	南昌市	南昌市
福建省	福州市	福州、廈門、泉州、漳州、莆田、福州、廈門、泉州、漳州、莆田	福州、廈門、泉州、漳州、莆田	福州市	福州市
廣東省	廣州市	廣州、汕頭、香港、澳門、廣州市、汕頭、香港、澳門	廣州、汕頭、香港、澳門	廣州市	廣州市
廣西省	南寧市	南寧、柳州、梧州、桂林、南寧、柳州、梧州、桂林	南寧、柳州、梧州、桂林	南寧市	南寧市
雲南省	昆明市	昆明、玉溪、曲靖、楚雄、大理、昆明、玉溪、曲靖、楚雄、大理	昆明、玉溪、曲靖、楚雄、大理	昆明市	昆明市
貴州省	貴陽市	貴陽、遵義、安順、畢節、貴陽、遵義、安順、畢節	貴陽、遵義、安順、畢節	貴陽市	貴陽市
四川省	重慶市	重慶、成都、萬縣、瀘州、宜賓、重慶、成都、萬縣、瀘州、宜賓	重慶、成都、萬縣、瀘州、宜賓	重慶市	重慶市
陝西省	西安市	西安、蘭州、西寧、咸陽、西安、蘭州、西寧、咸陽	西安、蘭州、西寧、咸陽	西安市	西安市
甘肅省	蘭州市	蘭州、天水、平涼、慶陽、蘭州、天水、平涼、慶陽	蘭州、天水、平涼、慶陽	蘭州市	蘭州市
青海省	西寧市	西寧、蘭州、西寧、蘭州	西寧、蘭州	西寧市	西寧市
寧夏省	银川市	银川、石嘴山、吳忠、固原、银川市、石嘴山、吳忠、固原	银川、石嘴山、吳忠、固原	银川市	银川市
新疆省	迪化市	迪化、哈密、吐魯番、哈密、吐魯番	迪化、哈密、吐魯番	迪化市	迪化市

滿洲帝國協和會

協和會生成發達の過程 協和會は政府と表裏一體となり五族の協和、百業の振興を圖るために建國と同時に國家機關としてその結成を見たのであるが、その母胎となり前身をなしたものは自治指導部である。自治指導部は滿洲事變の數年前より滿洲及東亞の諸問題を解決すべく結成された日滿人有志の大同團結で、事變前には關東軍の影響下に滿洲獨立の機運促進に努め、事變當時より滿洲國の創建に際しては軍の軍事工作と相呼應して政治的工作を擔當し建國の大業に重要な役割を果した歴史的な組織である。

ある。此の自治指導部は建國後二つに分れ一は滿洲國政府を組織し他の一つが即ち民間團體としての協和會に轉化發展し遂に大同元年七月二十五日その結成を見るに至つたのである。爾來協和會は幾多の障害と戦ひながら滿洲國の發展と共に成長の一途を辿つて來たのであるがその歩んで來た過去は大體三つの時期に區分することが出来る。

(一)第一期萌芽時代 滿洲國政府が自治行政機構の創設に専念して居た時代で、彼を顧みる餘阿なく、従つて協和會は全く独自の力で磨き上げねばならぬ時代であつた。

(二)第二期低運時代 滿洲國政府が自治行政機構の充實に専念して居た時代であるが故に對するれば協和會は對立勢力顯著の傾向があり、従つて協和會の會務遂行上多少の低運を見た時代である。

(三)第三期飛躍時代 滿洲國の行政機構も充實し、黨軍機構もその間に著しく強固となり遂に五五五第二次五五五計画に入つたので政府と對立一體となつて同歩してその飛躍を共にする時代である。

以上三つの經過を辿り、康徳三年機構の全般的な大改革を経て、現在の組織が確立した。

協和會の組織 協和會は建國精神體得者の組織體であり、その使命は建國精神の顯揚と實踐にあり、その依つて行はんとする方針は綱領の中に明示されてゐる。

國際情勢の急迫せる環境の中に發生し、嘗てなき偉大なる建國の理想を達成せんと

する滿洲帝國が健全なる發達を遂げんがために、三千萬民衆の各自が、すべて建國の行者としての熱意に燃えて獻身的なる建設に當らねばならぬのであるが、この目的遂行のために協和會は民衆に理想を啓示し使命を自覺せしめて國民意識を培養すべく努力するものである。對象は官吏たる軍人たるを問はず、教育家商人農民労働者、その何たるを問はず、あらゆる階級層に建國精神を注入浸透せしめ、この中より眞に建國の同志的なるものを會員として獲得し更に訓練鍛錬して建國の精兵たらしめ、これを統合統一、打つて一丸として強力精銳なる國民的組織體を完成し國家理想の實現を期するのである。

協和會機構の單位は分會である。すべての會員は分會に所屬して會活動に従事してゐる。分會の種類は從來一様ではなく、自然的發生に應じて地域別職業別宗教別または民族別に組織されてゐたが、康徳四年八月一日制定された分會規則により、すべて地域別に組織されることとなつた。分會はその地域に於て協和會精神の普及實踐を圖るものであり、協和會全體機構の基礎であり實體である。分會の自主的積極的活動が活躍旺盛となつたとき協和會運動が全國に膨拜擴張するのであり、會運動は軌道に乗る

ものとされてゐる。

協和會はその創設以來治安また確立せざりし時期より不斷に會員の獲得分會の組織工作を續け來つたが、五箇年を経過した今日では八十萬の會員と二千七百の分會を擁するに至り、外形的には一體國民組織體としての形體を整備した。然し八十萬の會員が全部前に述べた會員獲得法によつて得た眞の協和會員とは言へない。殊に康徳三年の機構改革以來の急激な擴大工作で形式的機械的に結成された分會も尠くないので、分會の充實變化が主力を注ぐべき會當面の急務となつてゐる。これが爲め各省縣本部では分會役員訓練、中堅會員訓練を實施し來つたが、今後更に全滿的規模に於て一層徹底的に實施されんとする。

組織系統 全國に互る分會を組織し指導統制する機構としては、中央本部、省本部、縣本部、市本部がある。各級本部はそれ／＼官民中識見高邁にして、最高熱烈なる會員を以て本部委員會を組織し常時それ／＼の立場に於て會運動の繁化に努めてゐる。縣旗市本部は直接的に管内の分會活動の指導統制に當り、指導機關中最も鋭き工作力を有する。理想的には國內の各縣旗市に本部が設置されるべきであるが、徒らに普遍網羅主義に墮するを避け、重點主義に基き實質な

る漸進的擴大を企圖してゐる。現勢は左の如くである。

協和會現勢 (康徳四年七月末現在)

本部名	本部數	分會數	會員數
奉天省本部	1	54	1,175,000
吉林省本部	1	33	860,000
遼寧省本部	1	33	860,000
山東省本部	1	33	860,000
河南省本部	1	33	860,000
安徽省本部	1	33	860,000
湖北省本部	1	33	860,000
湖南省本部	1	33	860,000
四川省本部	1	33	860,000
浙江省本部	1	33	860,000
福建省本部	1	33	860,000
廣東省本部	1	33	860,000
廣西省本部	1	33	860,000
雲南省本部	1	33	860,000
貴州省本部	1	33	860,000
陝西省本部	1	33	860,000
甘肅省本部	1	33	860,000
青海省本部	1	33	860,000
寧夏省本部	1	33	860,000
新疆省本部	1	33	860,000
計	33	1,175,000	8,600,000

滿洲帝國協和會綱領

滿洲帝國協和會は唯一永久、舉國一致の實踐組織體として政府と表裏一體となり、建國精神を發揚し、民族協和を實現し、國民生活を向上し、官德體情を養成

し、國民總動員を完成し、以て建國理想の實現、道義世界の領土を期す。

**工作方針** 本會は綱領に基き次の工作方針を定む。

- 一、精神工作 東方道徳の眞義、日滿不可分關係の眞實を全國民に理解俾せしめ建國精神を徹底し國民思想を統一す。
- 二、協和工作 國民中に核心的指導力を確立し是に依り民族相互間の軋軋、摩擦を根絶し、各民族をして各其の處を得せしめ、以て其の融融を促進し、國民的融合を期す。
- 三、厚生工作 建國の精神理想を經濟生活、社會生活の上に實現せしめ、百業の振興、國民生活の安定向上を期す。
- 四、宣傳工作 國民の眞意を洞察して之を上述し、上意を下達して國民をして衷心より國政に悅服せしむ。
- 五、組織工作 全國民を動員し訓練し組織し、官民一致上下一體の固たる國民的組織を結成す。
- 六、興亞工作 建國精神を擴充して況く東亞に及ぼし、亞細亞諸民族を愛護興起せしむ。

**分會宣言** 本分會は、同僚國民諸君の勸告を奉じ建國協和會綱領に基きて行動し、本分會の理想の遂行を期し、以て帝國國運の隆昌と滿洲帝國協和會の向上發展に努むべきことを宣言す。

**分會員宣言** 本分會員は滿洲帝國協和會綱領に基き、章程に遵ひて行動し、滿洲帝國協和會員たる本分を盡し、一致結束して本分會の發展に努むべきことを宣言す。

**滿洲帝國協和會章程**

第一章 總名 附

附則 本章程は建國三年七月二十一日より之を實施す。

**協和會の精神**

**協和會對する執政訓詞** 民ヲ信ンテ國ヲ成ス、民ハ國ノ本ナリ、黨派齊一ナレハ強ク、入其心ヲ各々ニシテハ亂ルコト歴史ニ具在シテ難ク取ルニ難カラシ、我カ滿洲國ハ地大ニシテ物博ナリ、以テ天府ト稱セラル、創業ノ始メ、諸君勸導ナリ、建國ノ精神ハ、王道ヲ行ハント期ス、尤モ政黨政治ノ現今時代ニ適宜セサルニ由リ、政黨之レ設ケ、民族ノ協和ヲ謀リ、百業ノ振興ヲ圖ラントスルハ、予等タコレヲ爲ス、健ムラクハ無難無難、誠ヲ以テシ、思想ハ一致ニ趨キ、生業ハ相扶ヲ爲シ國家ノ前途ヲ輝ニ利進セシムコトヲ

大同元年七月二十五日

**協和會創立宣言**

滿蒙ハ古來東亞ノ天府ト稱セラレ、土地廣大ニシテ住民亦醇ナカラス、若シ在住諸民ニシテ資源開發ニ協力シタラシニハ必スヤソノ文明ハ歐米ニ勝リソノ富強ハ東洋ニ冠セラルモノアリシナラン、然ルニ今日ニ至ルマテ文化未だ興ラス富強未だ發ケサルモノハ即チ過去ニ於テ各民族協和ヲ缺キタルカ爲ナリ

政治—滿洲帝國協和會

第一條 本會は滿洲帝國協和會と稱す

第二條 本會は政府と表裏一體となり、建國理想の達成、道義世界の領土を以て目的とす

第三條 本會は滿洲帝國人民及本會の目的を達成せんとする者をして構成す

第四條 會長副會長及理事

第五條 會長に國務總理大臣を推挙す

第六條 會長は本會を統轄代表す

第七條 副會長は會長を輔佐し、會長事故あるときは之を代理す

第八條 理事は理事會を組織し會長の諮問に應ず

第九條 中央本部委員

第十條 中央本部委員は中央本部部長の推薦により會長の任命す

第十一條 中央本部委員會は中央本部委員を以て組織し中央本部部長を主席して重要事務を審議す

第十二條 左の各條件は中央本部委員會の議を経ることとす

一、國運及建國の變更に關する事項

二、重要規則の制定、改廢に關する事項

三、豫算、決算に關する事項

四、全國聯合協議會に關する重要事項

第十三條 參議は會長之を任命す

第十四條 參議は中央本部部長の諮問に應ず

第十五條 參議は重要なる事務に關し中央本部部長に意見を具申することを得

第十六條 省に省本部を新設し首都本部を置く

第十七條 省本部及首都本部は中央本部に直屬す

第十八條 省本部は首都本部に關する規則は別に之を定む

第十九條 縣(旗)に縣(旗)本部を省公署所在地及其他特定の都市に都市本部を置く

第二十條 縣(旗)本部及都市本部は省本部に直屬す

第二十一條 縣(旗)本部及都市本部に關する規則は別に之を定む

第二十二條 首都本部、縣(旗)本部、都市本部に支節を置くことを得

第二十三條 本會の組織單位を分會とす

第二十四條 分會は省本部、縣(旗)本部、都市本部若しくはその支節に設置す

第二十五條 分會に班を設くることを得

第二十六條 分會規則は別に之を定む

第二十七條 本會に聯合協議會を置く

第二十八條 聯合協議會は之を分ちて全國聯合協議會、省聯合協議會、縣(旗)、市聯合協議會に支節聯合協議會とす

第二十九條 聯合協議會に關する規則は別に之を定む

第三十條 本會の經費は會員、國庫補助金、事業收益等を以て之に充つ(第三十一、二條省略)

附則 本章程は建國三年七月二十五日より之を實施す。

**協和會創立五年記念日に下し給へる勅語**

我國肇興伊初、經新立、立つ乃ち首トシテ協和會ヲ組織シ執政政ヲ以テ其ノ大綱ヲ覆リ政府内外ト相輔ケ供ニ建國ノ精神ヲ宣揚シテ民衆ヲ道義ニ興シ協和ノ實政ヲ普及シテ五族ヲ共榮ニ安ンシ以テ

大同元年七月二十五日

**協和會創立五年記念日に際して發表された**

協和會創立五年記念日ニ當リ、協和會創立五年記念日ヲ迎フルニ當リ、國勢ノ飛躍的進歩ニ伴ヒ協和會ノ初期の強化ヲ見ルニ至レルハ、實ニ欣快ニ堪ヘサルコトナリ、本會員力建國ノ當初、創設ノ精神ニ當リ、成ハ運南ノ間ニ活動シ成ハ建國ノ地ニ關連シ治安ノ工作ニ人心ノ作興ニ之ヲ努メ、官治行政ヲ支援シ民衆ヲ團結セシメ以テ建國ノ精神ニ實感シタルトコロニ至リ、大ナルモノアリ、今ヤ國運隆盛トシテ強ク、國運ニ對シテ、秋三千萬民衆ヲ一ニ歸一セシメ建國ノ精神ヲ徹底シテ民族ヲ協和ニ導キ、王道ヲ無礙ニ宣ヘテ、斯民ヲ道義ニ興シ、民衆ヲ未だニ導キ、政治ノ仁愛ニ即セシメ、議會政治ノ體ニ依リ、憲法政治ノ弊ニ防ス、守成ノ大業ヲ實踐スルハ、今後ノ協和會ニ責務セラルヘキ使命ナリ、上下一體、左右一心、官民一致、國運ヲ興テ、道義ニ向ヒ、進歩セル内外ノ情勢

政治—滿洲帝國協和會

ニシテ通ラス以テ建國ノ理想實現ニ邁進セントコトヲ期ス

康徳三年七月二十五日 關東軍司令官 植田 謙吉

植田軍司令官の指示 滿洲事變第五周年記念日

一、滿洲帝國ノ政治ノ特質 滿洲國ノ政治ハ民主主義的議會政治ノ體ニ依ラス、專制政治ノ體ニ依ラス、民族協和シテシキ民意ヲ反映セル官民一途ノ獨創的主道政治ヲ實現ス

關東軍司令官 植田 謙吉

滿洲帝國協和會機構圖 (康徳四年十月一日現在)



康徳四年度全國聯合協議會

康徳四年度全國聯合協議會は各省代表百七十名を集め九月十一日より五日間國務院會議室に於て開催せられた。各省代表より提出せられた議案の總數は二百十三件、整理委員會に於てこれを百五十五件に整理し上提に決したものは追加議案を含めて八十八件、外に緊急動議として上提せられたもの五件であつた。議案の内容は従來に比し概して良好となり、單に要項に終るが如き議案が著しく數を減するに至り、國政の大本と合致し民衆の實際生活より結論せられた現實的なものが多かつた。會議に附議せられたものの中で、例へば併村實施の件、不良債權通譯の取締並に投書密告に對する慎重處置方要項の件、國民教育普及印刷の件、滿鮮人間の地租及び水利問題に關する件、農畜物販賣統制に關する件、現行林業法令改正の件、都市庶民金融に關する件等々の議案は、提案代表の準備相當に行届きたるため多くの参考とすべき議論を誘致した。更らに新宮廷府御造營促進方に關する緊急動議が提出せられたるが如きは、滿洲帝國人民としての自覺を内外に宣揚せるものたるべく、治外法權撤廢並に支那事變に關す

關東州の行政

日本は明治三十七年五月金州及び大連を占領、直に軍政を布いたが、これ日本の關東州に於ける治政の濫觴である。更に明治三十八年五月、勅令第百五十六號を以て占領地民政署職員に關する規定を公布し、六月九日關東州民政署の編成を完結し、同年六月二十三日、滿洲軍總司令官の下に民政を施行した。同年十月十六日平和克復するや、同月三十一日關東都督府の編成及び民政署はこれに隷屬し、なほ軍事行政を施行したが、三十九年七月勅令第百九十六號をもつて、關東都督府官制公布せられ同年九月一日より施行された。大正八年四月、勅令第九十四號をもつて關東都督府官制公布され、同時に關東都督府制を廢止した。新官制による關東長官はその任用資格に武官たる制限なく、その職權は専ら陸軍の政務を總理するも、駐滿軍隊統

卒のためには別に關東軍司令官が置かれた。尤も陸軍武官が關東長官に任せられた時は關東軍司令官を兼ねることを得せしめた。關東長官は南滿洲鐵道株式會社の業務監督に當ることになつて居たが、昭昭七年三月一日滿洲國生誕し、滿洲に對する日本側最高機關を整備する必要に迫られるや、同年八月八日武蔵信義大將に關東軍司令官、關東長官および特命全權大使を兼任せしめ、これに滿鐵を統轄せしむることとし、いはゆる三位一體制をつくり、次いで昭和九年十二月二十六日現在の機構が實施された。新機構の外廓 新機構によると在滿最高機關は軍司令官と駐滿全權大使の二位一體とし、舊關東廳は關東局と關東州廳に分離し、關東局は大使館に設置し官房、司政部、警務部及び監理部の三部より成り同局の長官は滿洲國駐在特別全權大使であつて、内閣總理大臣の監督(涉外事項に關しては外務大臣の監督)を受け關東局の事務を統理す。關東局總長は大使を佐け局務を總理し官房及び各部の事務を監督する。而して關東局の權限は左の如し。

(一) 關東州廳の監督その他關東州における政務の監督

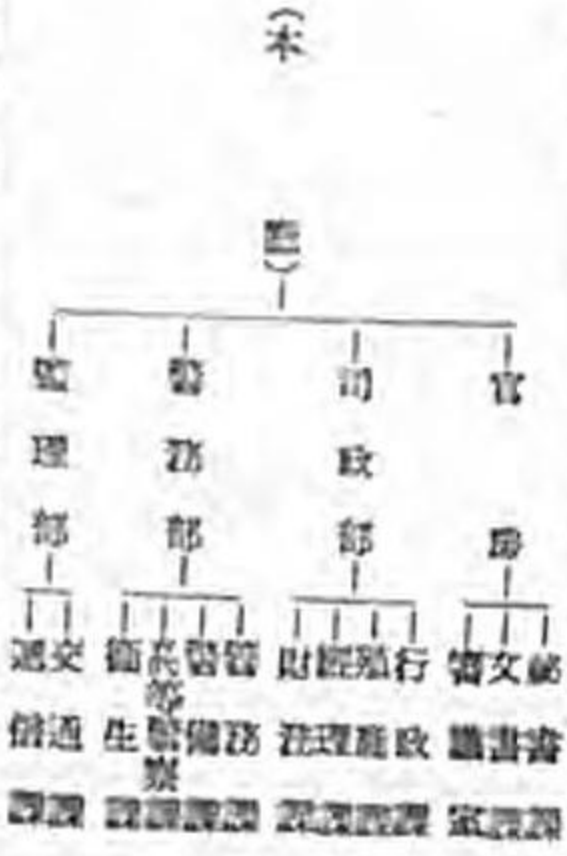
政治—關東州の行政

(一) 特に定むるものを除くの外南滿洲鐵道附屬地の行政の管理
(二) 南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督

關東州廳 關東局直屬官署中主要なるものに關東州廳がある。州廳は關東州に置き官房、内務部、警察部に分れ州廳長官は大使の指揮監督を承け州内の行政事務を管理し、職權又は特別の委任に依り廳令の發布、陸海軍司令官に對する兵力使用請求權を有す。

關東局所屬官署

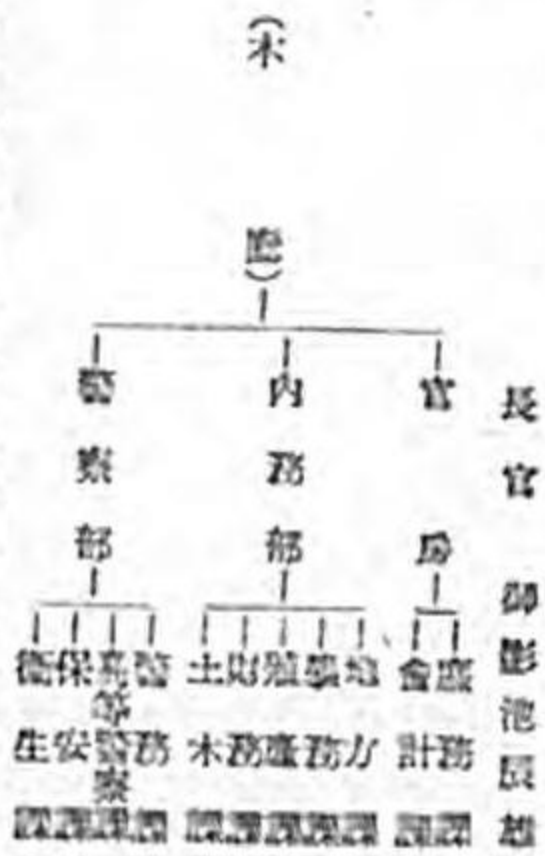
滿洲國駐 特命全權大使 植田 謙吉
關東局 局長 武部 六藏



所屬官署 關東州廳、警察署(州外)高等法院、地方法院、高等法院檢察局、地方法院、檢察局、選擧局(貯金管理所、郵便局、出張郵便取扱所)、刑務所、支所、海務

局—支局專賣局、工科大学、警察官練習所、觀測所—支所、取引所(大連、新京)、奉天救療所。

關東州廳



所屬官署 民政署(旅順、大連、金州、普蘭店、貔子窩)警察署、大連消防署、中學校、高等女學校、旅順高等女學校、大連工業學校、家政女學校、大連商業學校、金州商業學校、大連盲啞學校、旅順醫院、婦人醫院、大通救療所、農事試驗場、補馬所、水産試驗場、柳葉試驗場、博物館、圖書館、體育研究所。

歷代關東都督、長官及全權大使

(昭和十二年九月、上の數字は在官年月)
都督 陸軍大將 大島 昌良(四年、三、三) 六、六
都督 陸軍中將 福島 安正(四年、四、三) 三、三

地方行政

概況 關東州の地方行政は州内を大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩の五民政署において司り地方自治制度は市制及び會制で、州内行政區劃を二市六十九會に分つ。昭和十一年末における各民政署別の市、區、會、街、屯の數は次の如し。

Table listing administrative statistics for various districts and cities in Kanto, including names of officials and dates.

Table showing population statistics for various districts (市、町、村) and their respective counts.

市 明治四十年二月都督府は衛生組合規則を設け大通、旅順、金州に衛生組合を設立せしめた。その後旅順大通には實業會、町内會、聯合町内會などの私設團體相繼いで起り大正四年九月大通及び旅順市規則制定され衛生組合を廢して市を置き同年十月一日より實施した。大正十三年に至り勅令をもつて關東州市制公布され、同年八月一日より實施され今日に及んで居る。

市の執行機關 市の執行機關は市長で市會の選舉權限した候補者三人中から大使これを選任することになつて居る。市長の補助機關としては助役、收入役、主事、書記その他の職員がある。市長、助役、收入役の任期は四年である。市の事務の便宜上區を劃し、區長を置くことを得。
△市の議決機關 市會は大連四十名、旅順十六名の市會議員より成る。この内大連は三十三名、旅順は十四名を民選とし、その市住民たる日本人中被選舉權を有する者につき選擧權者これを選擧し、残る大連七名、旅順二名は官選としその市住民中、學識名望ある者に就き民政要として選任せしむ。現任員すべて滿洲人中

政治—滿鐵附屬地行政

滿鐵附屬地行政

總說 滿鐵附屬地は左の各種の土地より成る。(イ) 日露條約により日本が獲得した東支鐵道の

Table showing population statistics for various districts and cities in Manchuria, including names of officials and dates.

滿鐵行政の現況

附屬地に對して滿鐵が政府より命ぜられたる行政上の義務は、土木、教育、衛生等であるが、滿鐵が現實に實施して居る行政内容を項目により細分すれば次の如くなる。

- 一、土地建物の管理
- 二、市街の經營（地區計劃、橋梁、整理、公園、運河、市場、墓地および火葬場、屠畜場）
- 三、衛生施設（醫院、公館、衛生研究所、上下水道）
- 四、教育施設（學校、圖書館）
- 五、警備施設（消防）
- 六、農業施設（農事獎勵、農事試驗場、獸疫研究所、種畜場、種畜場、植樹）
- 七、商工施設（中央試驗所、商工獎勵機關、商工業獎勵）
- 八、職業施設（職業調查所、職業獎勵）

一、經費費（本社および地方事務所費）各醫院、中等學校以上諸學校、大連及び奉天圖書館、水道、土地、建物の管理は滿鐵が全額負擔する。

二、道路、下水道、公園、初等學校、南島圖書館、公衆衛生、消防隊、墓地、火葬場は等居住者より課税、及び手数料を徴収してその經費に充當し尙不足の額につき滿鐵が補助することになつてゐる。

而して昭和十一年度に於て之等の經費は一千九百二十九萬圓で収入は八百七十三萬圓であるから一年約一千五百六十六萬圓を滿鐵が負擔してゐるわけである。

滿鐵地方部 附屬地行政は滿鐵地方部これを擔當、庶務、地方、學務、衛生及び工事の七課に分れ、沿線には次の各地に地方事務所を置く。

瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、水滸河、安東。

なほこの他滿鐵附屬地以下の直屬機關がある。

警備施設 附屬地の警備については滿鐵の施設としては消防及び街燈を主とし、沿線各地に消防隊及び消防組を置く。消防施設箇所は左の如し。

(イ) 消防隊一營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、公主嶺、四平街、新賓、安東、撫順、鐵嶺、開原、瓦房店、水滸河、大石橋、海城、遼陽、郭家店、龍崗、安東、本橋、鐵嶺、鞍山、遼陽、開原、四平街、公主嶺、水滸河、安東。

(ロ) 消防組一營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、瓦房店、水滸河、大石橋、海城、遼陽、郭家店、龍崗、安東、本橋、鐵嶺、鞍山、遼陽、開原、四平街、公主嶺、水滸河、安東。

(ハ) 消防隊一營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、瓦房店、水滸河、大石橋、海城、遼陽、郭家店、龍崗、安東、本橋、鐵嶺、鞍山、遼陽、開原、四平街、公主嶺、水滸河、安東。

附屬地居住者自治の現況

公費及び公費區 附屬地居住者より徴収する課金及び手数料と會社が地方經費中より支出する本社補助金とを合せ以て事業の經費に充つる收支を公費と稱し、公費區を設けて居る。公費區を分けて區及び中間區とする。

一、公費區（二十六箇所）一、瓦房店、松樹、撫順、遼陽、大石橋、海城、營口、鞍山、遼陽、奉天、開原、四平街、新賓、安東、撫順、鐵嶺、開原、瓦房店、水滸河、大石橋、海城、遼陽、郭家店、龍崗、安東、本橋、鐵嶺、鞍山、遼陽、開原、四平街、公主嶺、水滸河、安東。

二、中間區（十三箇所）の中間區あり、これに對しては居住民より課金を徴收せぬ。

課金は戸數額と雜種税の二種とし、戸數額は區域内居住者の表方に應じて賦課し、雜種税は規定に定むる各種物件及び行為に對して賦課する。

地方委員會制度 滿鐵は地方行政開始と共に從來存在した居留民會を明治四十年十月に廢止したが、民意傳達のため居住者中から諮問委員を指名して地方事務に對する諮問機關とした。而して大正十年七月地方委員會規則を制定し、一般居住者中戸數額負擔その他一定の條件を具備する者に選舉權を與へ、その公選により選出せしむることとし、同年八月より之を實施した。

法務・警察

滿洲國の法務

司法概況 治外法權の撤廢に備へ司法部當局は司法制度の全般的改善に鋭意努力した結果既に法制の整備、裁判機關の改善、司法警察及檢察制度の確立、行刑制度の改善等に對する大綱を定め、その實行に着手した。又一方法官の素質向上を圖り、優秀な日本法官を招聘してその指導にあたらせると共に法官の養成機關たる司法部法學校を設立し、王道國家に即した法學教育を施し優秀な法官を養成し、法治國としての基礎を確立せしめんとしてゐる。建國以來司法整備工作の重點を從來の如く司法權が行政權の壓迫を蒙り歪曲されるを防ぎ、法の尊嚴を保たしめることに置き行政權の濫用より脱せしめ、以て完全なる獨立を企圖した結果分廳以上に於いて完全にこの目的を達成し得たが司法公署、兼理司法公署に於いてはその特殊の制度を改正せざる限り如何ともする能はざる状態にある。次に軍閥時代の弊風たる司法官輕視を改め司法官の生活を保障するとともに他而彼等の罪惡に對しては容赦なく之を剔決し革正の實をあげて民衆の法に對する信頼を深めることに

努めた。この目的で地方司法職員分廳以上の委任官の俸給是正を斷行したのである。更に注目すべきは法院組織法が康徳三年一月、同施行法が五月夫々公布せられ七月一日よりこれが實施を見たことである。

司法部 司法部大臣は法院、檢察廳及監獄を監督し民事刑事、非訟事件、監獄及其他の司法行政に關する事項を掌理する機關であつて、部に官房、民事司、刑事司、行刑司を置く。

△官房、院務に關する事項官印の管理及文書に關する事項、人事に關する事項、會計及庶務に關する事項、所屬機關の設置廢止及管轄區域に關する事項、調査及統計に關する事項。

△民事司、民事及訴訟事件に關する事項、民事及非訟事件の裁判事務に關する事項、地籍及民籍に關する事項、遺存、調解及公證に關する事項。

△刑事司、刑事に關する事項、刑事の裁判事務及檢察事務に關する事項、恩赦に關する事項、犯罪人の引渡に關する事項。

△行刑司、刑の執行に關する事項、監獄及看守所に關する事項、少年矯正に關する事項。

を掌り而してこれらの事務を掌理するため左の如き分科を有する。

△官房、秘書官、參事官、人事科、文書科、會計科、資料科。

△民事司。

第一科、第二科、第三科。

△刑事司。

第一科、第二科。

△行刑司、第一科、第二科、第三科。

左の如く司法部の組織は康徳四年七月一日から實施された行政機構改革に於て其影響を受ける事多くなれど地籍及民籍に關する事項が民事司の所管事項として新に加はり、免因の保護に關する事項が行刑司より民生部社會司に移管されたのみであるから部内分科規定もさして變動がなかつた。

法院 法院は政府組織法及法院組織法により民事刑事の訴訟事件を審判し、非訟事件及その他の事件を管轄する機關であつてこれを區法院、地方法院、高等法院、最高法院の四級に分つ。

(一) 區法院 民事事件に付ては訴訟物の價格二千圓を超えざる事件、建物の賃借に基く訴訟事件、占有權に基く訴訟事件等の第一審並に別段の規定ある場合を除く外の非訟事件を管轄し、刑事事件に付ては他の法院即ち地方法院、高等法院、最高法院の管轄に屬せざる刑事訴訟事件の第一審を管轄するが、審判はすべて單獨制である。

(二) 地方法院及其分廳 第一審としては區法院の管轄に屬せざる事件即ち民事事件に付ては破産事件及區法院の管轄に屬せざる一切の事件を管轄し、刑事事件に付ては大逆罪、内亂罪、外患罪並に暫行懲治叛徒法上の罪を除く死刑、無期徒刑又は短

期一年以上の有期徒刑に該する罪及び其の他徒刑以上の刑に該り且つ情節繁雜なる事件を管轄する。又第二審としては、民事刑事をも、區法院及縣司法機關の爲したる區法院の第一審判決に對する抗告事件及び區法院の判決外の裁判に對する抗告事件を管轄するもので、第一審事件の審判に對しては單獨制を採り、第二審事件の審判に對しては審判官三人の合議制を採用してゐる。地方法院には又法院組織法の定むるところに依り分庭を設置することが出来る。此の分庭は地方法院の事務の一部を處理するために適宜の地に設けられるもので、獨立法院ではなく、地方法院の一部を成し、單獨の審判官によつて第一審のみを取扱ひ第二審は取扱はない。

(三) 高等法院及其の分庭 第一審としては内亂罪及背叛罪、暫行懲治叛徒法上の罪に該する事件の審判を行ふが、内亂罪背叛罪は暫行懲治叛徒法の制定により現在殆んど適用する餘地がない。又二審としては民事、刑事共に地方法院及縣司法機關が地方事件に付、第一審として爲したる判決の控訴事件及び地方法院が第一審として爲したる判決以外の裁判に對する抗告事件を管轄し、更に第三審にして且つ終審の裁判は地方法院が第二審として爲した區法院の判決

に對する上告事件及び區法院の爲したる飛躍上告事件並に地方法院が第二審として爲したる判決以外の裁判に對する抗告事件を管轄するが、審判に際しては審判官三人を以て組織した合議庭に於て之を行ふと規定してゐる。又高等法院に於ても分庭を設け得る規定があるが、分庭の性質は地方法院分庭と同じく獨立の官廳ではなく、所管高等法院の一部を爲すものであつて第三審事件は取扱ひ得ない。

尚高等法院の爲すべき所管事項中、縣司法公署、整理司法廳公署、警務處等の爲したる刑事事件の裁判がある。上訴の取次ありたるもの又は上訴不合法なる第二審の實際の上の裁判を經ざるものは凡て覆判を得ず規定であり、これによつて懲罰的の補救方法を講じてゐる。

(四) 最高法院 唯一至高の合議法院である。その裁判は常に終審裁判であつて通常手續では不服を申立てることはできない。故にその裁判を争ふ途は再審と非常上告(但し刑事のみ)があるばかりである。殊に最高法院の審判權が常に五人の審判官によつて組織せられた庭に於て行使せられることは最高法院の裁判をして特に權威あるしめんが爲である。即ち最高法院の本質的職能は、上告審としての法律審にある。故に最高法院が、終審として爲した裁判にして、法令の解釋を宣示したものは、當該事

件に付ては不級審を導束することになつてゐる。而して最高法院が上告審として管轄する事件は、高等法院の第二審判決にその特別管轄に屬する第一審判決に對する上告事件、地方法院の第一審判決に對する飛躍上告事件及高等法院が第一審又は第二審として爲した判決以外の裁判に對する抗告事件の三である。

尚最高法院特有の審判權行使方法として聯合審判制がある。それは最高法院が法令の解釋に關し前に爲した裁判と異なつて覆判を爲さんとするときは聯合庭の審判に依ることとするの規定に基くものであつて、聯合庭は事件の性質に依り、民事聯合庭、刑事聯合庭、民刑聯合庭の三つに分れてゐる。

檢察廳 滿洲國の法院組織法に於ては、日本國等の如く檢察局を各裁判所に附置するの制度を採らず檢察廳を檢察權の主體たる官廳として、「區法院に對して區檢察廳を置き、高等法院に對して高等檢察廳を置き、最高法院に對して最高檢察廳を置く」としてゐる。

檢察廳の管轄區域は、對置法院の管轄區域に同じくその事務の管轄は、對置法院の管轄に屬する事件の範圍内に於て、偵查及公訴の實行、刑事裁判の執行指圖並に其の他法令の定めたる事項の處理である。又檢察廳は、檢察一體の原則により、すべては最早檢察廳長の統制下に、一糸亂れ

たる檢察廳を擁してゐることは各國一般の法制と同様である。

特殊司法機關 茲に所謂特殊司法機關とは、法院組織法の適用を受けない縣司法公署、兼理司法廳公署、承審處及興安各省に於ける省公署審判廳、旗縣公署審判廳を總稱するものであるが、この等の制度は法制上又は事實上該長等の行政官の制府を受くる點に於て制度上の缺點を謂はなければならぬので、司法部に於てもこれが正式司法機關への改組は、特に官制を以て臨時職員を設置し慎重な計畫の下に、既に實行に着手してゐるので、今後二、三年間内には全部整理されて、必要な地には新に正式法院が設置され、名實共に統一された司法制度の下に、法治國としての面目を一新するであらうことを期待されてゐる。

(一) 司法公署 民國六年公布の「縣司法公署組織章程」に依り正式法院設置前の過渡的辦法として、比較的重要な縣の縣公署内に設置されたものであつて、其の縣内に於ける區及地方事件の第一審を管轄する。審判事務は審判官によつて行使され、檢察事務は法制上は縣長が行使する定めであるが、事實上は縣長輔佐の任にある檢察員が之を行使してゐる。

(二) 兼理司法廳公署 民國十年公布の「縣司法公署兼理司法廳暫行條例」に依り、法院又は縣司法公署の設置なき各縣の縣公署内に設置せられたもので、その縣内に於ける區及地方事件の第一審を管轄し、法制上は裁判廳、檢察廳共に縣長之を行使し、區事件に限り助理者としての承審員の責任に於て獨自の審判を爲し得る規定であるが事實上は總て承審員によつて處理されてゐる。

(三) 承審處 民國十九年の「熱河省各縣承審處暫行規定」に依り、熱河省及錦州省の一部(舊熱河省管内)の十三縣(承德縣承審處は康德三年七月一日改組済)に適用されてゐるもので、各縣の縣公署内に設置せられ、その縣内に於ける區及地方事件の第一審を管轄し、審判事務は承審員に依り檢察事務は縣長に依つて行はれてゐる。

(四) 興安各省の司法機關 由來蒙古には正式司法機關の設置なく、裁判は概ね蒙

總三年六月二十六日、勅令第四百二號を以て「檢察事務廳事務に關する件」を公布施行し、日人總務官中の司法事務に關する者を除き、司法公署に於て、司法廳長、所屬檢察廳長及所屬縣廳長の監督下に、檢察官の職務を遂行せしめ以て檢察事務の整理に當らしめて別が其の成績顯著なるものがあるのを、兼理司法廳公署の改組完了まで此の制度は擴大強化されて行く豫定である。

(一) 兼理司法廳公署 民國十年公布の「縣司法公署兼理司法廳暫行條例」に依り、法院又は縣司法公署の設置なき各縣の縣公署内に設置せられたもので、その縣内に於ける區及地方事件の第一審を管轄し、法制上は裁判廳、檢察廳共に縣長之を行使し、區事件に限り助理者としての承審員の責任に於て獨自の審判を爲し得る規定であるが事實上は總て承審員によつて處理されてゐる。

古五公の專轄に委ねられてゐた。これは該地に於ける蒙古民族が、部族を以て單位とする社會生活様式を採り、滿漢兩民族とは著しく異り、從前より特別の法制として取扱はれて來た。滿洲國はこれを法制化する爲に、大同二年敕令第八十一號を以て、興安省司法事務暫行辦法を制定し、興安省獨自の司法機關を設置した。即ち興安省内の各縣又は各旗に審判廳を置き、第一審事件を辦理せしめ更に各省公署に審判廳を置き、第二審事件を取扱はしめ、縣長又は旗公署審判廳に於ては、縣長又は旗長を以て審判官に充て、省公署審判廳に於ては、省長省公署理事官及省公署事務官(審判官)の有資格者を以てこれに充てる)を以て組織した合議庭に於て審判し、その第三審事件は最高法院の管轄に屬せしめた。又檢察機關としては、省公署に檢察廳を置き、省公署警正をして檢察官の職務を管掌せしめた。

監獄及看守所 監獄は既決囚の拘禁場であり、看守所は未決囚の拘禁場である。現在監獄と看守所とは分立してゐるが、將來は監獄内に看守所の分界を設けて設置する豫定である。

監獄には新舊の區別を附して呼稱してゐるが、これは法律的根據に基くものにあらずして便宜上の所謂俗稱である。即ち新監





奉天										吉林	
西安	瓦房店	營口	遼陽	錦州	日喀	鐵嶺	奉天	興京	撫順	延吉	吉林
西安	海蓋	遼中	遼中	遼中	遼中	遼中	遼中	遼中	遼中	延吉	吉林
(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。										(注) 吉林省の各縣を合併し、延吉、吉林の2つの分署を設け、各分署に本署を置く。	
清原										安和汪	

哈爾濱				安東				海龍			
海龍	望奎	綏化	綏化	安東	安東	安東	安東	海龍	海龍	海龍	海龍
海龍	望奎	綏化	綏化	安東	安東	安東	安東	海龍	海龍	海龍	海龍
(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。				(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。				(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。			

兩齊々哈				錦州				依蘭			
兩齊々哈	拜泉	開通	開通	錦州	錦州	錦州	錦州	依蘭	依蘭	依蘭	依蘭
兩齊々哈	拜泉	開通	開通	錦州	錦州	錦州	錦州	依蘭	依蘭	依蘭	依蘭
(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。				(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。				(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。			

哈爾濱										政治—法務・警察	
勃利	佳木斯	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利
勃利	佳木斯	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利	勃利
(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。										(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。	

兩齊々哈				錦州				依蘭			
兩齊々哈	拜泉	開通	開通	錦州	錦州	錦州	錦州	依蘭	依蘭	依蘭	依蘭
兩齊々哈	拜泉	開通	開通	錦州	錦州	錦州	錦州	依蘭	依蘭	依蘭	依蘭
(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。				(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。				(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。			

監獄の改組定表										
九	扶植	長興	長興	長興	長興	長興	長興	長興	長興	長興
九	扶植	長興	長興	長興	長興	長興	長興	長興	長興	長興
(注) 奉天省の各縣を合併し、遼中、遼東、遼西の3つの分署を設け、各分署に本署を置く。										



警察官吏 満洲國ではまづ警察官吏そのもの向上改善によつて警察行政の修正を圖ることになつた。

△警察官の採用条件 警士の採用条件を左の如く定め(一)年齢十八歳以上三十歳以下の者、(二)身體強壯、品行方正、思想堅實なる者、(三)高級小學校卒業し又は同等以上の學力を有する者、(四)身長一六六〇以上の者。

△警察官の養成 (一)中央警察學校、最高の警官學校で現職警察下級幹部(警佐、警官)中優秀なるものを選抜し修業年限を一年とす、(二)警察官練習所、新任日警警士は例外なく本校に收容して警察官として必要なる警察、消防、衛生等に關する學術及び運用を習得せしむる、その教育期間は四箇年とす、(三)留學生の派遣、警察制度の移植した日本の最高警察教育機關たる内務省警察講習所に一年間留學せしむるもので大同元年二十五名、大同二年三十名、康德元年三十名、同二年三十名、三年六十名四年六十名と年々留學生を派遣今後もこれを擴張することになつてゐる。

△待遇の改善 若くは時代には若くは劣劣なるのみならず、その支給不確實で上官の私腹を賑はするものが多かつたため、下級警察官の生活苦しく、勇い敢闘奮闘等が行はれた。故に満洲國に於いてはこの點を最も戒め、修正ならしめる、尙待遇改善に就いては目下警廳中である。

△稱呼の改正統一 舊政權時代は各種の名稱が行はれ

官制も混同してゐたが滿洲國ではこれを改正統一し、警正、警佐、警官、警長、警士の五階級に分ち他の官吏との區別を明かにした。

△服制の改正統一 従前は一般刑事水士警察等夫々異りたる制服を服用し、團體統制上また紀律威風保持上缺くるところがあつたので警察官服制を施行して統一した。

△身分保護及び服務 警官の身分を保護すると共にその服務規律を厳正ならしむるの最も重大な點なので、不正行為あるものや國民政府、憲法に内通する者を除いては濫りに懲戒することなく、且つ服務規則を公布してこれに準らしめてゐる。

治安維持策 日本軍隊を始め滿洲國軍、日滿國軍日滿警察隊協力これが討伐を圖り目覺ましい好成绩をあげてゐるが更に左の如き民間團體を組織してこれの徹底を圖つてゐる。

△治安維持會 大同二年熱河討伐終り、島軍が分散配置に入ると、これを好機として日滿兩國の治安工作に關係を有する團體を打つて一九二〇とし、全能力を發揮すべく治安維持會を組織して、中央に中央治安維持會を、又その下に各省、各縣治安維持會を組織した。治安維持會の主な仕事に掃蕩作業、匪警の強化、統制機關の調査、戸口調査、保甲制度の確立、交通機關の整備、宣傳工作、その他警察配布、防犯、演習等による宣傳等であつた。

△治安維持會 大同二年熱河討伐終り、島軍が分散配置に入ると、これを好機として日滿兩國の治安工作に關係を有する團體を打つて一九二〇とし、全能力を發揮すべく治安維持會を組織して、中央に中央治安維持會を、又その下に各省、各縣治安維持會を組織した。治安維持會の主な仕事に掃蕩作業、匪警の強化、統制機關の調査、戸口調査、保甲制度の確立、交通機關の整備、宣傳工作、その他警察配布、防犯、演習等による宣傳等であつた。

滿洲國警察機構



關東州、附屬地の警察及在滿領事館の警察

沿革 關東州及び州外鐵道附屬地における警察行政は警察、憲兵、領事館警察の三者が或は分離し或は融合して複雑な變遷史を形勢し、わが警察制度の研究上興味ある題目をなしてゐる。大體滿洲に於ける日本警察の沿革を分轄すると左の八期となる。

(一) 民衆統合制 明治三十九年關東都府設置の際、州内の警察事務を他の一般行政事務と共に民政局長及び同支隊長に、又滿洲鐵道地は警察局長に掌理せしめた。これ第一期の民衆統合制である。

政治—法務・警察

△保甲制度 保甲制度は支那に於て古き歴史を有する自衛制度であつて従來兵備、重慶等の名稱で各都府の自衛に當つて來た。しかるに滿洲國地方の治安を維持すると共に自衛軍は職業化し、備兵兵隊を改編したるもの、有保衛隊を改編したるもの等多く、自衛の目的に反するものが多くなつたので地方住民に自衛友愛の精神を醸成して地方自治の第一歩を先づ其の住民より行はしむると共に自衛隊の組織も純然たるその地住民中より選出した職員を以つて組織した義務的の自衛隊を組織して警察の補助機關たらしむべく、大同二年暫行保法を制定した。

△保甲組織 十戸をもつて牌とし、村又はこれに準ずべきもの、區域内の牌を以つて甲とし、警察署の管轄區域内の甲を以つて保となし、市街地に於いては凡そ十牌を以て甲とす。

△保甲役員 保に保長、副保長各一人、甲に甲長、副甲長各一人、牌に牌長一人を置き、保長は牌の保長が甲長副甲長は甲の牌長が、保長副保長は保の甲長が互選とす。

△保甲訓練 保甲および牌にはある程度の自治を認め、牌を單位としてその牌内の家長に對し牌内の住民より記入を出した時は各家長連名の責任を任ぜしむ。

△自衛隊 自衛隊は保又は甲の住民の危急を救済防禦するため保長又は甲長により組織されたもので保の自衛隊に對し、團副團長各一人、甲の自衛隊に團長團副各一名を置く。

現行制度 關東州に於て州外鐵道附屬地の警察事務は九年十二月より關東州の管掌するところとなり、關東州に警察部長を置き大使及び總長の命を承け關東州外鐵道附屬地(大使の特命ある場合は州内)に於て、(一)警察、(二)憲兵、(三)消防手に關し監視、(四)警部、(五)警部補、(六)巡查、(七)消防手に關し監視、(八)警部、(九)警部補、(十)巡查、(十一)消防手に關し監視、(十二)南滿洲領事館管内にあつては關東州事務官を兼任する領事をして管内各警察署長を指揮監督せしめ關東州警務部に四課を置き州警務部に四課を置いて各々その事務系統により警察署を統制した。而して昭和十二年十二月一日全面的治外法權撤廢に従ひ警察官の大部分は滿洲國入りとなり、附屬地警察行政と領事館警察行政の歴史は終りを告げるのである。その機構組織を示せば左の如し。



# 財政

## 滿洲國の財政

### 財政組織

滿洲國政府は、従前の各省財政廳を一律に撤廢し、財政の中央集權化を計つた結果、新に奉天、吉林、哈爾濱、龍江、熱河の五箇所に各稅務監督署を設け又鹽務機關、海關を接收して鹽務署並に稅關を設置し更に鹽、石油の專賣制度を確立して專賣總署を置き只管國利民福を圖つてゐる。即ち敎令第四三號を以て大同元年七月稅務監督署の官制を公布し、署長は經濟部大臣の指揮監督を受け、職務を司り稅務局長及びその他所屬稅關監督を指揮監督して國稅事務に當り、各地稅關、專賣署は何れも經濟部大臣の監督下にあつて財政中歲入部門を擔當する。經濟部大臣は、稅務、專賣、通貨、金融、國有財産、貿易、商標等の事項を掌理し官房、金融司、商務司、稅務司を置く、これに對して豫算、歲出事項に關しては總

務廳内に主計處を置き、主計處には一般會計、特別會計、司計科の三科を設け、一般會計は、豫算、決算の總括に關する事項、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する事項、收入支出の科目に關する事項、一般會計の豫算整理の調査に關する事項、勅令指定用途の流用に關する事項、縣市其他公共組合の歲計に關する事項を、特別會計は、特別會計の豫算及決算の調整に關する事項、其他特別會計に關する準備金支出、豫算整理の調査、公私機關に與ふる補助金又は特約保證及其の會計整理に關する事項等を、司計科は國庫金の運用及計畫、一時借入金、國庫金の出納管理、支拂豫算、保管金及政府の所有又は保管に係る有價證券に關する事項を掌る。

### 康德四年度豫算

編成方針 康德四年度豫算は帝國の各部門に互る第二期建設の基礎を造成し、積極

且合理的に國力の伸長を計ると共に、一面國際環境の現狀に鑑み、國家財政を健全且強靱ならしめ以て非常時局に對處するため一般財政は能ふ限り其の膨脹を抑制して編成された。

即ち一般會計に於ては歲入の自然増、豫計剩餘金及既定豫費の節減に依る財源は、擧げて以て國防、治安、産業開發並に治外法權擴張準備の經費に充當すると共に、國防費分擔金は前年度に引續ぎ一千九百五十萬圓を計上し、一般國家組織を維持するに必要なる政費に關する新規經費は緊急已むを得ざるものみに止め、第二期計畫に基く國道其他の建設事業費並に各特別會計に於ける事業資金の外、五箇年計畫に基く産業開發及軍需資源確保に要する資金は、之が財源を公債に俟つこととなつた。尙ほ前年度より馬匹改良並に馬車製造の増産を計るため養馬特別會計、行刑制度の改善を圖るため監獄特別會計、水力電氣建設のため水力電氣建設事業特別會計、國債の統制合理化を圖るため國債金特別會計及國債整理基金特別會計を設け、減債基金及國債、鹽稅豫保對外債整理基金の兩特別會計は之を廢止し、鴉片專賣、煤油類專賣及煙運專賣の各特別會計は、之を專賣作業特別會計に統合した。

續豫算 康德四年度歲入歲出總豫算は各二億四千八百九十八萬七千六百六十圓にして之を前年度總豫算額二億一千九百四十五萬五千圓に比すれば二千八百六十九萬三千七百六十圓の増加である、その内歲入は二億四千八百九十八萬七千六百六十圓にして其の經常部に屬するもの二億一千六百六十三萬一千八百四圓、其の臨時部に屬するもの三千六百四十六萬六千九百五十六圓である、之を前年度總豫算額に比すれば經常部に於て一千八百三十九萬七千七百四十八圓臨時部に於て一千二百九十九萬六千二百一十二圓を各増加した。而して歲入經常部二億一千六百六十三萬一千圓の内主なるものは租稅一億五千三百三十二萬九千九百九十九圓、歲計剩餘金一千四百一十一萬五千圓、又康德四年度歲入が前年度豫算(比較の便宜上前年度豫算收入を專賣利益金中に加算す)に比し増加したるもの内主なるものは經常部に於て租稅一千五百一十七萬圓、專賣利益金四百六十八萬五千圓等にして、臨時部に於て國債金五百萬圓、特別會計よりの繰入金三百七十八萬八千圓等である。次に歲出は二億四千八百九十八萬七千六百六十圓にして其の經常部に屬する

もの一億二千九百一十一萬二千四百四十三圓、其の臨時部に屬するもの一億二千八百九十九萬六千三百七十七圓、之を前年度總豫算額に比すれば經常部に於て一千五百二十一萬三千六百六十七圓の減少、臨時部に於て四千三百九十九萬四千一百二十七圓の増加であり、又之を康德四年度豫算額に比すれば七千三百三十五萬九千九百三十七圓の増加である。

歲出豫算中新規計上に係るものにして國防に關する經費一千七百三十四萬四千圓治安に關する經費一千八百七十六萬四千圓、産業開發に關する經費五百八十三萬二千圓、教化に關する經費二百五十七萬一千圓、福利施設に關する經費五百三十三萬九千九百九十九圓、國債償還費に關する經費三百三十九萬圓、地方團體の爲にする經費五百三十七萬三千圓、其他の二百七十七萬圓である。尙中央財政と地方財政の調整合理化を圖り併せて地方行政の現地適應を期する爲省地方道を設定した。また右は各部所管に計上する財源總額二千八百七十八萬圓に省固有の財源を合せ三千五百萬圓程度の見込である。

計を、要出事業を獨立せしむるため養馬特別會計を、行刑制度の改善を計るため監獄特別會計を設け、又資金會計として國債金受人のため國債金特別會計を設けたるも一方事業會計中專賣事業を統一して阿片、石油、煙運業特別會計を專賣作業特別會計に統合せんと、資金會計中減債基金特別會計と國債及鹽稅豫保對外債整理基金特別會計とを合併したため、特別會計は十六となり之が歲入總計五億四千二百九十九萬九千二百九十九圓、歲出總計五億六百八十八萬六千六百四十四圓となつた。而して康德四年度起債額は一億五千三百三十九萬八千圓にして、內一般會計に屬するもの一千五百萬圓、特別會計に屬するもの一億三千八百三十九萬八千圓である。即ち投資特別會計八千三百五十萬圓、鐵路國債特別會計四千六百六十三萬圓、水力電氣建設事業特別會計三百十五萬圓及各作業會計資金九百八十八萬五千圓である。

### 歲入の概要

康德四年度總豫算の内國財政部所管一般會計歲入豫算額は

經常部	二〇八、二〇一、六三三圓
臨時部	六、二四二、六三二圓
合計	二一四、四四四、二六四圓

であつて之を前年度豫算額に比較すれば、

財政—滿洲國の財政

經常部に於ては二〇、六三六、四二三圓を増加し臨時部に於ては五、六〇八、三六九圓を減少し差引一五、〇二八、〇五四圓の増であるが、右歳入豫算額の内訳は

Table with 2 columns: Category (租税收入, 印紙收入, 官業收入, 其他) and Amount (15,302,900, 9,097,032, 7,957,752, 2,144,214)

であつてその各收入の大要を概説すると

一、租税收入
租税收入は歳入豫算中最も重要な地位に在るもので、その消長の統計上及び影響等は、極めて重大な關係を有するものであるが、康徳四年度に於て前年度豫算額に比較し一五、一七〇、〇〇〇圓の増加を見込み得たことは國民經濟の發展を如實に物語つてゐるのである。

二、印紙收入
印紙收入は九、〇九七、〇三二圓であつてこれを前年度豫算額八、六三九、三六九圓に比較すれば、四五七、七〇六圓の増加である。此の増加の主なるものは諸法令の施行に依り印紙を以て交付したる個人増加せるに基因するものである。

三、官業收入
官業收入は四、三六七、七五二圓であつて之には新に事實に關せしめた煙草の利益金が含まれて居るのである。そうして此の官業收入を前年度豫算額三、九六八、二〇〇圓(鹽稅を含む)に比較すれば、四〇八、五五二圓の増加である。此の増加を生じた理由は事實特別に依る實績の昂上せること、經濟界の好況に伴ひ鴉片及石油事業の發展に因る増收が主なる原因である。

四、其他の收入
其他の收入の主なるものは國民與勞收入、由特別會計收入、雜收入等である。豫算額は七、九五〇、四八〇圓であつて、之を前年度豫算額一三、二三五、八八〇圓に比較すれば、五、三八五、四〇〇圓の減少を來すこととなるが、右は木部より臨時部に所管したる前年度債金一〇、〇〇〇圓を減少したる爲である。以上は豫算額に於ては相當の増減を見込み得られたのであるが他年度に於ては豫算額の合理的改訂に依り印花稅の減收並に煙草の全額を歸し又は鹽の專賣制度實施と共に増收の引下を爲す等

相當多額に涉つて國民經濟の發展を圖り以て將來に於ける國民經濟の發展に資する事となつた。

康徳四年度一般會計豫算額對前年度比較表

Table with 2 columns: Category (經常部, 臨時部) and Amount (32,960,632, 16,608,369)

康徳四年度一般會計歳入種目別豫算額對前年度比較表

Table with 2 columns: Category (租税, 印紙, 官業, 其他) and Amount (15,302,900, 9,097,032, 7,957,752, 2,144,214)

地方財政

概説 建國前に於ける地方行政組織は極端なる地方分權制度であつた爲め地方團體の財政は所謂請負制度であつた。縣の行政機關としては縣政府(縣公署)と財務、警務、教育、實業等の各局とが相互に獨立機關として對立し、各局長は嚴密な意味に於ては縣長の補助機關でなかつた。又市縣の財務に關しては完備した統一的法制がなく、縣公署の經理は國庫支辨の經費に依り、各局の經理は地方款に依りて爲さるゝを原則とし、田賦契稅等の國稅は縣公署に於て委託徴收をなした。

滿洲國成立後大同元年に於ては地方團體として強力な封建的存在たりし省を法制上行政區劃としての省に變じ、又地方團體たる縣市財政の直接の監督官廳たりし省政府は全部之を廢止し、財政部直轄下に稅務監

財政—滿洲國の財政

Table with 2 columns: Category (臨時部, 經常部) and Amount (36,466,956, 5,047,152)

康徳四年度一般會計歳出所管別豫算額對前年度比較表

Table with 2 columns: Category (總務部, 文書部, 司法部, 交通部, 實業部, 臨時部) and Amount (10,110,000, 10,110,000, 10,110,000, 10,110,000, 10,110,000, 10,110,000)

Table with 2 columns: Category (臨時部, 經常部) and Amount (32,960,632, 16,608,369)

Table with 2 columns: Category (臨時部, 經常部) and Amount (36,466,956, 5,047,152)

監督を設置し専ら監督を司らしむる事となつた。その後治安の確立に伴ひ大同二年度より地方團體の豫算決算制度の確立、地方税制の整理等實質的改革に着手して来たが豫算決算制度確立は新省制實施と共に本格的軌道に乗り、地方税制の整理については康徳二年八月二十四日地方税法、同施行規則の公布と共に劃期的刷新を見た。地方税制改正の根本方針は次の如くである。

- 一、負擔に急激なる變動を來さしめざることを念置し可及的負擔の普通公正化を図ること
- 二、國家制度との調和を図ること
- 三、輸入の確保を期すると共に國民權利伸張を期すること
- 四、國家的統制の實を擧げること

省地方税法 地方税制度の改正を行ふ爲し康徳三年十二月二十六日省地方税法を公布し康徳四年一月一日より實施した。これは從來各省が府道に縣の中間に介在して國家行政を司る一種の中間機關に過ぎなかつたのに對し新に省に對し國家行政中地方的利益を含む六税目を以て地方費を設定し國家制度との調和を考慮し現地則主義により地方税の全國的統制均一化を圖ると共に中央地方を一體とする財政の基礎を鞏固にせんとするもので、各部所管に計上する財源總額二千八百七十八萬圓と省固有の財源を合せ約三千五百萬圓を地方財源として認

め、各省財政に自主的權限を與える結果となり地方税制度に一新紀元を劃するものである。

- 一、即ち改正の目標は
- 二、財政的に國稅および地方税を連じた租稅體系樹立の實地を強化すること
- 三、各地方團體負擔の統制均一化
- 四、國稅負擔の一般的軽減
- 五、納稅手續上の便宜促進

の四項目より成り、改正の主要は第一に地方税附加税制度を樹立したことである。即ちこの改正によつて従来の地方税中邦人營業税に對する營業税附加税、銀行税、木税及び礦業税附加税を廢して邦人營業税、出産積石税、木税及び礦業税に對し各全國一率の稅率による附加税を課することとなり、また禁烟稅に對してもこれに倣つて附加税を定めた。しかして右の附加税はこれを原則として各省の收入(省地方費)に歸屬せしめることとなつた。なほ地方稅に對する營業稅附加稅(邦人營業稅に對するものを除く)については稅率の低減を強化するの課稅を認めないこととなつた。更に徵稅の統制均一化を期するため邦人營業稅附加稅、出産積石稅附加稅、木稅附加稅、礦業稅附加稅及び積石稅附加稅の賦課徵收に關する事務は縣市稅務處の營業稅附加稅と同じく各々の正稅と同時に稅捐局において賦

課徵收することとなつた。但し禁烟稅の特賦課徵收に關する事務は正稅、附加稅ともに縣長又は市長がこれを行ふものである。



康徳四年度歳入豫算表

省名	經常部	臨時部	計
吉林省	2,100,000	7,600,000	9,700,000
黑龙江省	1,700,000	4,100,000	5,800,000
辽宁省	1,500,000	3,500,000	5,000,000
山东省	1,300,000	3,200,000	4,500,000
河南省	1,200,000	3,000,000	4,200,000
安徽省	1,100,000	2,800,000	3,900,000
江西省	1,000,000	2,600,000	3,600,000
浙江省	900,000	2,400,000	3,300,000
福建省	800,000	2,200,000	3,000,000
广东省	700,000	2,000,000	2,700,000
廣西省	600,000	1,800,000	2,400,000
四川省	500,000	1,600,000	2,100,000
贵州省	400,000	1,400,000	1,800,000
雲南省	300,000	1,200,000	1,500,000
陝西省	200,000	1,000,000	1,200,000
甘肅省	100,000	800,000	900,000
山西省	100,000	700,000	800,000
河北省	100,000	600,000	700,000
察哈爾省	100,000	500,000	600,000
綏遠省	100,000	400,000	500,000
熱河省	100,000	300,000	400,000
遼寧省	100,000	200,000	300,000
吉林省	100,000	100,000	200,000
合計	14,000,000	28,000,000	42,000,000

康徳四年度歳入豫算表

歳出

省名	經常部	臨時部	計
吉林省	2,100,000	7,600,000	9,700,000
黑龙江省	1,700,000	4,100,000	5,800,000
辽宁省	1,500,000	3,500,000	5,000,000
山东省	1,300,000	3,200,000	4,500,000
河南省	1,200,000	3,000,000	4,200,000
安徽省	1,100,000	2,800,000	3,900,000
江西省	1,000,000	2,600,000	3,600,000
浙江省	900,000	2,400,000	3,300,000
福建省	800,000	2,200,000	3,000,000
广东省	700,000	2,000,000	2,700,000
廣西省	600,000	1,800,000	2,400,000
四川省	500,000	1,600,000	2,100,000
贵州省	400,000	1,400,000	1,800,000
雲南省	300,000	1,200,000	1,500,000
陝西省	200,000	1,000,000	1,200,000
甘肅省	100,000	800,000	900,000
山西省	100,000	700,000	800,000
河北省	100,000	600,000	700,000
察哈爾省	100,000	500,000	600,000
綏遠省	100,000	400,000	500,000
熱河省	100,000	300,000	400,000
遼寧省	100,000	200,000	300,000
吉林省	100,000	100,000	200,000
合計	14,000,000	28,000,000	42,000,000

滿洲國の租稅

内國稅制度 滿洲國では建國後亂服そのものの内國稅制度を改善することになり、建國の精神、民衆の生活程度、國民經濟の狀態を參照し且つ將來の發展を考慮し、租稅制度の原則に照し(一)收入の確保(二)課稅負擔の公平普遍化、(三)國民經濟發展の障礙除去、(四)國稅地方稅制度間の關係合理化、(五)徵稅機關の整理統制施行、(六)外國人(治外法權享有國)特に日本人に對する課稅問題の關聯調整の目的をもつて漸進

財政—滿洲國の租稅

主義により整理改善を行ふことになり、これを三期に分ち第一期に於ては應急的整理改善を行ひ、第二期は第一次稅制整理、第三期には第二次稅制整理を行ふことに決定、目下第二期計畫の第一次稅制整理は殆ど完成し、將に第三期事業たる第二次稅制整理に着手せむとしてゐる。第一期及第二期の事業として整理改善せるもの主なる内容は左の如くである。

- 一、國稅及び地方稅の劃分(大同元年九月十三日)從來の租稅につき、徵稅機關の如何を問はず、其の收入が從來中央政府又は省政府に歸屬せしめるを國稅と爲し、その他を地方稅として(國稅)關稅、鹽稅、礦稅、田賦、契稅、酒稅、牙稅、印稅、印花稅、(地方稅)車捐、船捐、屠宰稅、賭稅、(大同元年十月施行)
- 二、奉天省營業稅稅則の統一(大同二年三月)減稅額三百萬圓
- 三、吉林省に三種稅制實施(大同二年四月)減稅額約四百五十萬圓、或は百五十萬圓、水稅五萬圓、計百五十五萬圓
- 四、遼寧省に三種稅制實施(大同二年五月)
- 五、納稅者各種貨物及牲畜に對する各省間重複課稅の廢止(大同二年七月)減稅額約二百萬圓
- 六、出產積石稅の減稅(統制一及兩湖營業稅制度の改正)(大同二年十一月)減稅額九百二十萬圓
- 七、黑龍江省營業稅稅則の統一(大同二年二月)減稅額三十三萬圓
- 八、鹽稅の軽減(大同三年二月)減稅額百三十二萬圓
- 九、水利稅の廢止(康徳元年四月)減稅額十五萬圓
- 一〇、控菸稅の改正(康徳元年六月)增稅額二百六十萬圓
- 一一、木稅の輕微的整理統一(康徳元年八月)減稅額六百七十萬圓

- 一二、收入印紙制度の確立(康徳元年九月)
- 一三、消費稅徵收物件製造取稅法の制定(康徳元年十一月)
- 一四、輸入物品に對する内國消費稅の課稅廢止(康徳元年十一月)
- 一五、黑龍江省及遼寧安西兩省に出産積石稅法を施行(康徳元年十一月)減稅額五萬圓
- 一六、地稅課稅、或は地稅及水稅課稅に關する諸問題の整理(康徳元年十一月)
- 一七、營業稅の統一に全面的改正(康徳二年六月)減稅額四百七十萬圓
- 一八、貨物稅の全廢(康徳二年六月)減稅額二百四十二萬七千圓
- 一九、出產積石稅改正(康徳二年六月)
- 二〇、北滿特別區鹽稅(康徳二年六月)減稅額四十五萬八千圓
- 二一、酒稅制度の改正(康徳二年七月)增稅額四百四十六萬七千圓
- 二二、礦業稅法及鹽業稅法の改正(康徳二年七月)減稅額十四萬圓
- 二三、縣市地方稅制の改正(康徳二年八月)
- 二四、三種稅法の改正(康徳二年十二月)
- 二五、地方稅の制定(康徳三年五月)
- 二六、契稅法の制定(康徳三年五月)
- 二七、國稅徵收法の制定(康徳三年五月)
- 二八、租稅免處罰法の制定(康徳三年五月)
- 二九、消費稅徵收物品貼附貼附廢止の廢止(康徳三年十二月)
- 三〇、消費稅徵收物品貼附貼附廢止の廢止(康徳三年十二月)
- 三一、印花稅法及特種營業稅則の制定(康徳四年一月)
- 三二、稅捐局に於て國稅附加稅たる地方稅の徵收徵收事務を管掌する制度の制定(康徳四年一月)
- 三三、禁煙稅法の制定(康徳四年一月)
- 三四、暫行土地稅徵收規則の制定(康徳四年一月)
- 三五、工場財團登記稅法の制定(康徳四年六月)



三六、消費税課税物件製造取除法の停止(唐徳四年八月)
租税目録 滿洲國の租税は關稅、噸稅及び内國稅の三種に大別することが出来る。

Table of taxes with columns for tax name (e.g., 輸入税, 輸出税), scope (e.g., 全国), and details.

Table of taxes with columns for tax name (e.g., 酒税, 糖税), scope (e.g., 全国), and details.

Table of taxes with columns for tax name (e.g., 印花税, 契稅), scope (e.g., 全国), and details.

營業稅率一覽表

Table of business tax rates listing various categories like 製造業, 運輸業, 金融業, and their respective rates.

財政—滿洲國の租税

Table of taxes with columns for tax name (e.g., 收入金額, 土地所有權), scope (e.g., 全国), and details.



財政—滿洲國の租税

Table listing various tax bureaus (e.g., 遼中稅捐局, 奉天省城中區遼中) and their corresponding administrative regions.

Table listing tax bureaus (e.g., 遼安稅捐局, 遼江稅捐局) and their administrative regions, including specific county-level details.

Table listing tax bureaus (e.g., 雙陽稅捐局, 九臺稅捐局) and their administrative regions, including specific county-level details.

財政—滿洲國の租税

Table listing various tax bureaus (e.g., 遼州稅捐局, 遼江省遼州縣) and their corresponding administrative regions.

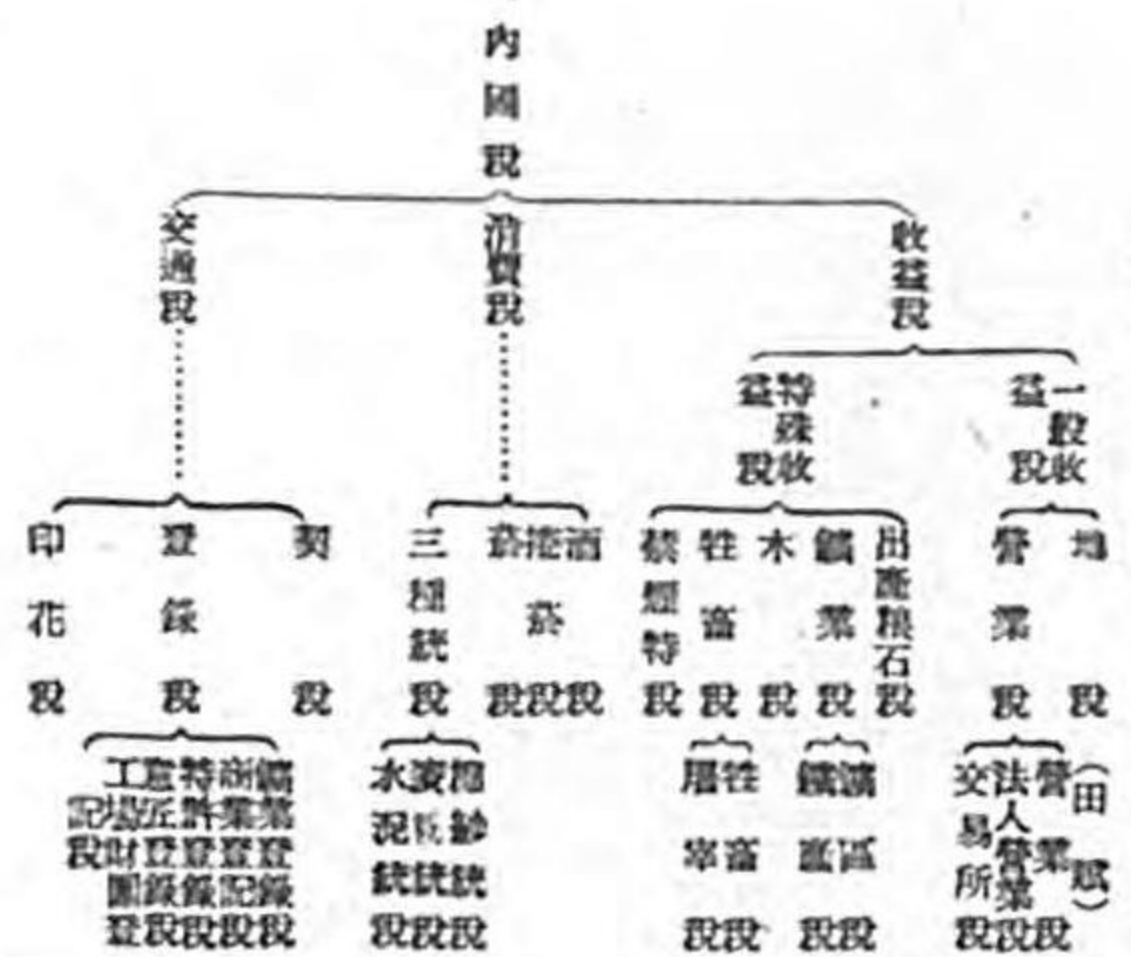
Table listing tax bureaus (e.g., 同江稅捐局, 三江省同江縣) and their administrative regions, including specific county-level details.

Table listing tax bureaus (e.g., 遼河稅捐局, 遼寧省遼河縣) and their administrative regions, including specific county-level details.

稅務機關一覽表

稅務監督署別	出張所	稅捐局
奉天	三	五〇
吉林	一	二二
遼寧	二	三七
熱河	一	七九
合計	七	一五〇

現行内國稅課表 (康德四年八月末)



内國稅收入體系別表 (單位千圓)

體系別	康德元年度				康德二年度				康德三年度				康德四年度			
	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數		
總計	3,357	100	3,750	110	4,150	122	4,500	134	4,800	143	5,100	152	5,400	161		
消費稅	2,100	100	2,300	110	2,500	119	2,700	129	2,900	138	3,100	148	3,300	157		
收益稅	1,200	100	1,300	108	1,400	117	1,500	125	1,600	133	1,700	142	1,800	150		
交通稅	50	100	55	110	60	120	65	70	140	75	80	160	85	170		

租稅收入機關別表 (決算額) (單位千圓)

機關別	康德元年度				康德二年度				康德三年度				康德四年度			
	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數		
總計	3,357	100	3,750	110	4,150	122	4,500	134	4,800	143	5,100	152	5,400	161		
奉天	1,200	100	1,300	108	1,400	117	1,500	125	1,600	133	1,700	142	1,800	150		
吉林	800	100	850	106	900	113	950	119	1,000	125	1,050	131	1,100	138		
遼寧	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140	1,500	150	1,600	160		
熱河	357	100	400	112	450	126	500	140	550	154	600	169	650	182		

租稅收入稅種別表 (決算額) (單位千圓)

稅種	大同二年度				康德元年度				康德二年度				康德三年度				康德四年度			
	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數		
總計	3,357	100	3,750	110	4,150	122	4,500	134	4,800	143	5,100	152	5,400	161						
消費稅	2,100	100	2,300	110	2,500	119	2,700	129	2,900	138	3,100	148	3,300	157						
收益稅	1,200	100	1,300	108	1,400	117	1,500	125	1,600	133	1,700	142	1,800	150						
交通稅	50	100	55	110	60	120	65	70	140	75	80	160	85							

專賣制度

概説 滿洲國の專賣行政は大同元年十一月阿片法の公布以來既に五箇年を閲し、其の間康德二年四月には石油類專賣制度を定めて燃料國策を確立し、康德四年一月には鹽の元吉黑兩省に於ける從前の部分的專賣を全國的に擴充して以て其の配給合理化と民食の向上を圖り、更に同年二月には火柴專賣制を實施して獨公賣制度の弊害を除き、去し斯業の合理的發展を企圖し來つたが、業績何れも擧り、本年度議入豫算は實に一億一千萬圓の巨額に達し、專賣益金の如きも四千四百萬圓を算する状況にして、國家財政上重要な財源を占めてゐる。

尙專賣行政を管掌する機關は其の中央機關として經濟部大臣に直屬する專賣總局の管轄下に地方機關として全滿主要十四都市に專賣署を設置し、其の下に百八箇所の專賣局と百八十三箇所の專賣分局(康德四年七月末現在)とを附屬せしめ、全國普く專賣網を敷設すると共に、更に阿片に就ては奉天に工廠を設けて規格阿片並に煙膏の製造に當らしめ、又石油類に就ては大連、清津、撫順の三地に事務所を置き其の收納配給の圓滑を期してゐる。



更に專賣官署の管轄の下に、專賣品の製造配給に従事する業者を列挙すれば左の如くである。

- (イ) 阿片關係に於ては密賣人及阿片吸食器具製造人
- (ロ) 石油關係に於ては滿洲石油株式會社、元即賣會社及卸賣人(ハ) 鹽關係に於ては鹽製造人、鹽採及鹽店
- (ニ) 火柴關係に於ては火柴製造人及賣場人

阿片專賣 滿洲國では國內阿片制度の改善統一を前提とし、大同元年十月一日から十一月十九日迄四十六日間を限り暫行阿片收買法を制定、同二年度から阿片收買期前から實施し完全に統一を圖つてゐる。現在大體熱河省の大部分及び東北部(三江省、開島省)を栽培指定區域とし、政府によつて品質鑑定の上、正當な價格で收買してゐる。

收買價格は現在の處約十匁を一兩と云ふ國幣の一圓五十匁に當り、收買人制度により全國に十人の官許卸賣人を定めこれに賣下け、更に約千九百八十八人(康徳四年七月末現在)の官許小賣人に賣渡され、それより警察の吸煙證を有する阿片癮者に賣られる様になつてゐる。而して緝私員を全滿に派し密賣買、密吸煙の根絶に努力してゐる。

なほ專賣總署による滿洲國阿片制度十箇年計畫の概要は左の如くである。

- 第一期施設
  - 一、阿片專賣機關の設置、二、原料阿片の收購、三、阿片製膏の製造、四、阿片製膏の單純登錄(吸煙證)の發行、五、業者發生防止施設(收購所、六、業者の治療施設、七、阿片供給施設、八、煙草引の取締、九、阿片吸食器具の製造、取締、分配に關する統制)
- 第二期施設
  - 一、卸賣人の禁止(販賣機關官署の第一歩として第一期に指定せる卸賣人を禁止し之を政府の事業とする)、二、業者の認可登錄(單純登錄を別稱し警察及指定醫師の調査を要す)、三、業者發給施設の建設整備、四、第一期施設事項の整備完實
- 第三期施設
  - 一、阿片製膏の使用禁止、二、小賣人の禁止(阿片の一切取引分配の全部を官營とする)、三、第一期及第二期施設の整備完實

產收納に關し努力してゐるが特に罌粟の栽培區域を指定し需要に應じ生産方面の統制を行ひ密栽培は極力これを取締つてゐる。尙從來の收買人に依る收買方法は將來は農事合作社の利用による直接收買制を採用し、收納の統制力を強化すると共に、現在政府費下の規格阿片は康徳六年末迄には鹽管に統一せられる筈である。從來罌粟の密作と匪賊とは密接な關係があつたので一方は治安維持のためにも密作は徹底的に取締る一方栽培區域を制限する事になつた。即ち康徳二年の栽培區域中、開島地方は康徳三年は禁止され、康徳三年度は熱河及三江省の一部と限定された。

石油專賣 石油の國內製造及び資源開發の保護助長、價格の公定、供給の適正を期すべく石油の統制計畫、石油專賣制度を施行する事になり、康徳元年十一月石油專賣法が公布され翌年四月實施された。石油專賣制度は(一)專賣品の種類の決定(二)製造の制限、即ち許可制度(三)輸出入の制限、即ち許可制度(四)販賣(五)配給賣場等の統制、即ち石油元卸賣卸人、石油卸賣人の指定(六)價格公定等である。此の專賣制度は建國の精神により各民族協和の大方針に基いて制定せられたものであつて輸入輸出に關しても又政府の指定する賣場人の資格で

も人種、國籍の如何を問はず一律に同一待遇を與へる事になつて居る。

鹽專賣 滿洲國の鹽政は舊政權より踏襲した鹽稅制度と不完全な專賣制度が併施せられ、其の態樣複雑多岐を極め、國民負擔の不均衡、配給の不圓滑、價格の季節的變動等國民生活上重大なる弊害が少くなかつた。爾來當局は多様な國內鹽政を統一し、之等の弊害を除去する爲、漸進的に整備改善に努め漸々實現を擧げ鹽政統一を完成した。

即ち從來の複雑多岐な鹽務制度を統一整備して專賣制度と爲し、康徳四年一月一日より鹽專賣法の實施と共に從來の鹽務機關たる鹽務署及び權運署兩系統の組織を廢止し、鹽に關する一切の事務は專賣總局及び專賣署の主管する所となつた。

而して專賣制度下に於ける鹽政の根本方針は

- (一) 國民負擔の輕減と其の均衡を圖り(二) 鹽務の増進を圖り、日滿工業用鹽の供給を確保し(三) 鹽業の助長振興に依る優良低廉なる鹽を供給し(四) 鹽の配給を圓滑にし(五) 鹽務機構の合理化及び經費低減を圖り(六) 輸入の確保を期するにある。

即ち鹽專賣制度の確立實施と共に今後は鹽の品質改善と其の増産にあり。前者に就ては鹽製造方法の改良指導に積極的努力を拂

ふと共に營口に工場を設置し、専ら精製鹽の製造を行ひ、生産に付ては日滿工業用鹽の急激なる需要に應ずべく、既設鹽田には積極的増産を行はしめ、他滿洲國鹽業會社をして復州、錦縣、錦山等に大々的の鹽田開發を行はしめてゐる。

火柴專賣 從前の火柴公賣制度は財政收入及生産統制を目的とする變態的專賣制度にして制度自體に數多の不備缺陷を包蔵し、消費者の不利不便尠なからざりしため之を排除し生産及び價格の合理的統制を圖り、併せて財政收入を確保する爲販賣專賣制度を採用することになり昨年十二月火柴專賣法公布せられ本年二月より專賣制度の實施を見た。專賣實施と共に從來の公賣承辦處及總局は廢止せられ國內十七製造工場

の製品は專賣官署之を收納し、火柴賣場人を通じて之を賣場かしてゐる。今後は稍々亂立の形に在る製造工場の整理統合を計り、會社内容の充實生産の合理化を期し、原材料の購入制度の改善、製造技術上の指導に依り品質の向上、規格の統一を計り、一面政府倉庫設備の擴充、賣下官署の増加販賣機關設置の理想態形整備に依り配給の圓滑を企圖し以て火柴製造及販賣過程の統制合理化を必要とされてゐる。

關稅制度

概説 建國當時、支那海關機關として上海關稅務司の管下には國內及關東州に大連、安東、營口、龍井村、哈爾濱、穆稜(在黑河)の各海關、旅順、奉天、琿春、滿洲里、綏芬河等に六關所の分關、十箇所の分卡があり、又南京財政部關稅務署の管下には安東、營口、哈爾濱、延吉、穆稜の各地に海關監督公署があつた。

其の中海關監督公署は穆稜を除き建國と共に滿洲國の機關として活動したるも、海關は實質上國際共同管理の性質を有し、南京乃至東北政權の支配下に非りし關係上、之を滿洲國の指揮の下に置くことが出来なかつた。然し乍ら海關の接收は滿洲國が中華民國から離脱して獨立國家としての地位を名實共に確保し、且つ財政的基礎を鞏固するために絕對的に必要なりしため、諸種の準備工作をなしたる上、大同元年六月二十七日大連海關の接收を始とし、七月三日迄に安東、營口、龍井村、琿春、哈爾濱の各主要海關の接收を遂行し、同年九月十五日、日本の滿洲國承認を機會として中華民國との關稅及通商航海關係を改正し、之を外國として取扱ふことにより滿洲國關稅の獨立を完成した。









財政—日本側の財政

(口) 借入金明細表

借入目的	元	高	現在額	利率	借入年月日	期日
第一回北滿鐵道公債	日金	1,000,000,000	1,000,000,000	5.00	同	三三三三
第二回北滿鐵道公債	日金	1,000,000,000	1,000,000,000	5.00	同	三三三三
第三回北滿鐵道公債	日金	1,000,000,000	1,000,000,000	5.00	同	三三三三
第四回北滿鐵道公債	日金	1,000,000,000	1,000,000,000	5.00	同	三三三三
第一回興業金融公債	日金	1,000,000,000	1,000,000,000	5.00	同	三三三三
公債	日金	1,000,000,000	1,000,000,000	5.00	同	三三三三
借入金合計	日金	5,000,000,000	5,000,000,000			

減債基金

關稅撥保の舊外債に對しては國債償還に則り、之を分擔する趣旨で該收入内より舊外債償還基金として左記の通り積立て居る。

年度	積立額	積立済額
大同元年度	三、三六六、一五五	三、三六六、一五五
大同二年度	二、八八六、八八六	六、二五三、〇四一
大同三年度	五、〇三三、六三六	一、一三六、七七七
大同四年度	一〇、〇三三、六三六	二、一七〇、四一三

日本側の財政

沿 章 關東局の財政は大藏省の所管に屬してゐる。今その沿革を辿ると、明治三十九年關東都府府立當時の會計は之を臨時事件費より支辨し、翌四十年三月よりは特別會計となり、その歳入及一般會計の補充金を以て歳出に充てる事となり同時に外務省の所管となつた。翌四十一年五月關東州地方令公布され、關東州居住民より徴する地方稅其の他の收入を以て教育、衛生、勸業等地方住民の福利に關係ある費用を支

辨せしむる事となつた。後明治四十三年六月拓殖局が設置せらるゝに及んで外務省所管より大藏省に移り、大正二年六月拓殖局廢止の結果再び外務省に復し、大正六年七月拓殖局復活のため又更に大藏省所管となり、昭和四年四月拓殖省新設により拓殖省所管に移り、更に昭和九年十二月在滿機關改革による關東局設置に伴ひ、三度び大藏省所管となつて現在に及んでゐる。

現制 關東局の會計は明治四十年法律第十七條を以て關東都府府特別會計法が創設され、爾來其の設計は歳入及び一般會計の補充金によつて維持されたが、昭和九年年度より經常費補充金を受入れず、設計の均衡を得る事となつた、而して關東局の會計は(一)特別會計、(二)地方費會計より成つてゐる。

(一) 特別會計は關東都府府特別會計法によつて制定され之に屬する主たるものは、租稅及營業收入等である。

(二) 地方費會計は地方費令に依り其の運用方法が定められ全權大使の管理に屬する、専ら地方費其の他の收入を以て歳入とし、地方行政費の支辨に充當せしめてゐる。

租 稅 關東局の租稅は國稅に屬するものと地方稅に屬するものとある。前者は地租、鹽稅、所得稅、取引所稅、酒稅、煙草稅、營業稅、麥粉稅、セメント稅、揮發油

稅、印紙稅、臨時利得稅及北支事件特別稅後者は營業稅及雜補稅である。

右の内關東州に施行せらるるものは地租、鹽稅、所得稅、取引所稅、酒稅、煙草稅、麥粉稅、セメント稅、揮發油稅、臨時利得稅、北支事件特別稅(以上國稅)營業稅

最近四年間租稅賦課成績 (單位圓)

租稅	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度
地租	3,275,000	3,275,000	3,275,000	3,275,000
鹽稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
所得稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
取引所稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
酒稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
煙草稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
營業稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
麥粉稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
セメント稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
揮發油稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
臨時利得稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
營業稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

の反面には管下の發展に伴ふ衛生設備の改善、警察力の充實、教育機關の増設、産業の助成開發、其の他の施政上緊急已むを得

財政—日本側の財政

ざる施設費を要し、其の経費を悉く歳入に俟つことが出来ないの、年々一般會計から経費の補充を受けてゐる。因に最近四箇年間の歳入歳出を示せば左の如くである。

特別會計歳入歳出決算四年比較表 (其二) (單位圓)

Table with 4 columns: Year (昭和一十一年, 昭和一十年, 昭和大九年, 昭和大八年), Income (歳入), and Expense (歳出). It details the financial status of special accounts over four years.

特別會計歳入歳出決算四年比較表 (其一) (單位圓)

Table with 4 columns: Year (昭和一十一年, 昭和一十年, 昭和大九年, 昭和大八年), Income (歳入), and Expense (歳出). It details the financial status of special accounts over four years, continuing from the previous table.

地方費會計 地方費に關する制度は明治四十年三月勅令關東州地方費令に則り現在の主要收入種目は地方税、地方費に於て管理する事業及財産の收入並に雑収入等にして始政當時は特別會計より補助を受けてきたが、大正五年度以降は収入増加の爲め補助を中止するに至つた。次に支出は會屯事務を一括して示せば次表の通りである。

地方費會計收入支出決算四年比較表 (單位圓)

Table with 4 columns: Year (昭和一十一年, 昭和一十年, 昭和大九年, 昭和大八年), Income (歳入), and Expense (歳出). It details the financial status of local expenses over four years.

官有財産 明治三十八年九月、日露講和條約締結せらるゝや、我國は同條約第五條に依り清國在來の官有地を始め、露國が關東州租界以來親意之が經營の爲め買收せる土地及び其建設物等一切を繼承し、之に職役當時後收により官有に歸屬せるものを加へ、都督府創設當時既に充大なる官有土地建物を組成した。其の後職務の擴張充實に伴ひ、累年土地建物の買收並に建物の築造行はれ、更に土地調査の結果、官有土地の區分も明瞭となり廣大なる土地が官有に編入された。

昭和十一年六月現在に於ける所管財産は

土地二億八千八百八十二萬五千餘坪、家屋二十六萬七千五百八十七坪、船舶百隻(汽船三十九隻、木造汽船九隻、帆船四隻、短艇十二隻、傳馬船三十六隻)、噸數八百一噸でありこれが價格は土地一億二千五百三十二萬四千圓、家屋三千二百七十九萬九千圓、船舶五十一萬七千九百八十六圓である。尙此の外官有土地建物の貸付中の土地(この中には山林を含む)及び家屋がある、又同現在に於ける土地建物貸下料は百五十八萬五千二百三十三圓餘である。

昭和十二年度關東局特別會計施行豫算

昭和十二年度關東局特別會計豫算案は第七十議會休會明勢頭廣田内閣の辭職により林

内閣成立し一部豫算の修正をなし提出され原案通り可決施行された歳入歳出左の如し

Table with 2 columns: Category (歳入, 歳出) and Amount. It lists various income and expense items such as taxes, land revenue, and administrative costs.

Table with 2 columns: Category (歳入, 歳出) and Amount. It details the financial status for the '昭和大十二年度關東州地方費' (Local expenses of the Kanto region for the 12th year of the Showa era).

Table with 2 columns: Category (歳入, 歳出) and Amount. It details the financial status for the '昭和十二年度關東局特別會計' (Special account of the Kanto Bureau for the 12th year of the Showa era).



財政—自治體の財政

べく豫て準備が進められてゐたが、廉徳四年十月八日勅令を以て公布即日施行され、同時に經濟部令を以て施行手續爲替理法に基く命令の件が公布された。關東局管でも日滿一體による所期の目的を達成する爲め關東州及び南滿洲鐵道附屬地外國爲替規則及び昭和十二年關東局令第一號を改正、同八日公布即日施行した。

自治體の財政

市の財政

現制 戶別割は市内に於て一戸を構ふる者、一戸を構へざるも獨立の生計を営む者、又は營業所を有する法人に對して其の資産所得及び生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課して居る。附加税は關東州地方税、雜種税中不動産に關する權利取得税に對し其の百分の五十を附加して隨時之を徵收し、市税特別税は大連市に於ては貸家税、諸車使用税、遊興税、獻酬税、出張販賣税、旅順に於ては「貸家税、出張販賣税」を徵收して居る。

市税の内容 大連市に於ける市税の内容

を觀ると左の七種に分れ昭和十二年度豫算に於て  
一、戶別割 百七拾壹萬圓二、不動産取得税附加税 參萬圓 三、特別税貸家税附加税 四、特別税諸車使用税參萬八千貳拾四圓 五、特別特許遊興附加税參萬五千圓 六、特別遊興附加税參萬五千圓 七、特別支出振興費附加税百圓  
以上合計百九十四萬五千三百二十四圓を計上して居る。  
次に旅順市の市税は戶別割六萬九千六百圓特別税出張販賣税二百圓、貸家税六百圓合計七萬四千圓を計上して居る (昭和十二年豫算による)

大連市歳入歳出 (單位圓)

項目	昭和十二年度	昭和十一年度
歳入	500,000	500,000
歳出	500,000	500,000

大連市特別會計基本財產歲入出

項目	金額
特別會計基本財產歲入	1,000,000
特別會計基本財產歲出	1,000,000

財政—自治體の財政

大連市特別會計基本財產歲入出

項目	金額
特別會計基本財產歲入	1,000,000
特別會計基本財產歲出	1,000,000

大連市特別會計市廳住宅經營歲入出

項目	金額
特別會計市廳住宅經營歲入	1,000,000
特別會計市廳住宅經營歲出	1,000,000

大連市特別會計中央卸賣市場經營歲入出

項目	金額
特別會計中央卸賣市場經營歲入	1,000,000
特別會計中央卸賣市場經營歲出	1,000,000